

雲仙市こども計画

令和7（2025）年3月
雲仙市

はじめに

現在、日本は少子化と高齢化が進行し、子どもたちを取り巻く環境は厳しさを増しています。家庭環境の変化や経済的な不安定さが影響し、児童虐待や不登校といった深刻な課題が顕在化しています。これらの問題は、子どもたちの健全な成長に大きな影響を及ぼすものであり、私たちみんなで取り組むべき重要な課題であります。

このような状況の中、国では令和 5(2023)年 4 月 1 日に施行された「こども基本法」に基づき、子ども政策を総合的に策定・推進するための

「こども大綱」が閣議決定されました。これにより、「こどもまんなか社会」の実現に向けた施策が進められています。

雲仙市では、平成 27(2015)年 3 月に「雲仙市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までを「第 2 期」として、「すべての親が安心して子育てができる、地域全体で子どもを見守るまち」を基本理念に掲げ、子育て環境の充実に向けた取組を推進してきました。

また、市の最上位計画である「第 2 次雲仙市総合計画後期基本計画」に基づき、関係人口の創出や移住・定住施策を進め、「出会いから結婚、子育てにわたる切れ目ない支援」を行う「子育て応援パッケージ」を展開し、子育て世代に雲仙市を選んでいただけるよう努めています。

この間、児童福祉と母子保健に関する相談支援を行う「こども家庭センター」の開設や、産後ケア事業の実施、保育料や学校給食費の支援、子ども福祉医療の充実など、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを進めてきました。

安心して子育てができる環境の充実は、雲仙市の発展に欠かせない重要な施策であり、希望に満ちた社会をつくるための最も大切な投資であると考えています。

このたび、こども基本法第 10 条第 2 項に基づき、令和 7 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「雲仙市こども計画」を策定しました。基本理念は「すべての子ども・若者が安心して育ち、暮らせるまちづくり 地域全体で助け合い、親と家族を支え合う優しい地域づくり」とし、社会全体がつながり、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を目指します。

本市ではこの計画に基づき、妊産婦・子育て世帯・子どもへの支援施策をさらに総合的・計画的に推進し、全力で取り組んでまいります。

将来の雲仙市の発展を担う子どもたちは、かけがえのない宝であります。子どもたちの健やかな成長と子育て支援に、今後とも市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、計画の策定にご尽力いただいた「雲仙市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、多くの方々に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

雲仙市長 金澤 秀三郎



もくじ

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 子ども・子育てに関する社会情勢及び国の動向	2
第3節 こども計画に関する法制度等の施行	3
第4節 雲仙市こども計画の概要	5
1 計画の位置づけ	5
2 計画の期間	6
3 計画の策定体制	7
4 計画の対象	7
第2章 雲仙市の子どもを取り巻く状況	8
第1節 データからみる市の状況	8
1 人口、世帯の傾向	8
2 子どもの数の傾向	11
3 ひとり親世帯の傾向	14
4 婚姻状況の傾向	15
5 就労状況の傾向	18
6 小学校、中学校の傾向	20
7 学童（放課後児童クラブ）の傾向	22
第2節 アンケート調査からみる市の状況	24
1 調査の概要	24
2 調査結果	25
第3節 施設等調査からみる市の状況	39
1 調査の概要	39
2 調査の結果	40
第4節 子どもの意見聴取	44
1 調査の概要	44
2 調査の結果	44
第5節 第2期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価結果	51
第6節 現状と傾向、課題のまとめ	52
現状と傾向、課題1 地域性を踏まえた教育・保育の環境づくり	52
現状と傾向、課題2 就学児童生徒の居場所づくりへの対応	52
現状と傾向、課題3 子どもたちとその保護者や家族の悩み・不安への対応	53
現状と傾向、課題4 発達や虐待、不登校などへの対応	53

第3章 計画の基本的な方向性	54
第1節 計画の基本理念	54
第2節 計画の基本目標	55
基本目標1 誕生前から幼児期までの支援	55
基本目標2 就学後から18歳までの子どもへの支援	55
基本目標3 18歳以降の若者への支援	55
基本目標4 子どもの貧困の解消に向けた対策	56
基本目標5 課題や困難を抱える子どもや家族への支援	56
基本目標6 子育て当事者への支援	56
基本目標7 子ども・若者・子育てに優しい社会づくり	56
第3節 施策の体系	57
第4章 施策の展開	59
基本目標1 誕生前から幼児期までの支援	59
施策1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの保健・医療	59
施策2 出産に関する支援、産前産後の支援の充実	61
施策3 幼児教育・保育の質の向上	63
基本目標2 就学後から18歳までの子どもへの支援	65
施策1 学童期・思春期の保健対策	65
施策2 生きる力を育む教育と多様な学びの機会の充実	66
施策3 子どもの遊び場・催し・交流の場・居場所の充実	67
基本目標3 18歳以降の若者への支援	69
施策1 就労、生活基盤安定のための支援	69
施策2 結婚・出産の希望をかなえる支援	70
施策3 若者に魅力ある地域づくりの推進	71
基本目標4 子どもの貧困の解消に向けた対策	
<第2期雲仙市子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画>	72
施策1 生活支援の充実	72
施策2 教育支援の充実	73
施策3 保護者に対する就労支援の充実	74
施策4 経済的支援の充実	75
基本目標5 課題や困難を抱える子どもや家族への支援	77
施策1 児童虐待防止対策の充実	77
施策2 ヤングケアラー対策の充実	79
施策3 障がい児施策の充実	80
施策4 いじめや不登校、自殺への対策と悩みや不安を抱える子どもたちへの支援	81
施策5 子どもの権利に関する普及啓発	82

基本目標 6 子育て当事者への支援	83
施策 1 子育てに関する情報提供・相談体制の充実	83
施策 2 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	84
施策 3 ひとり親家庭への支援	84
施策 4 家庭や地域の教育力、コミュニティ力の向上	85
施策 5 共働き、共育ができる環境づくりの推進	87
基本目標 7 子ども・若者・子育てに優しい社会づくり	88
施策 1 子どもの安全の確保	88
施策 2 子育てを支援する生活環境の整備	90
第 5 章 子ども・子育て支援事業計画.....	92
第 1 節 第 3 期雲仙市子ども・子育て支援事業計画とは	92
第 2 節 教育・保育提供区域の設定	92
第 3 節 子ども・子育て支援事業計画に関わる法制度等の改正	93
第 4 節 量の見込みの基本的な考え方と市の将来人口の推計	95
1 量の見込みの基本的な考え方	95
2 市の将来人口の推計（住民基本台帳によるコード変化率法に基づく推計）	95
第 5 節 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策	96
1 子どもの認定区分	96
2 子どものための教育・保育給付	96
3 1号認定	97
4 2号認定	98
5 3号認定	99
第 6 節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	101
1 利用者支援事業	101
2 地域子育て支援拠点事業	102
3 妊婦健康診査事業	103
4 乳児家庭全戸訪問事業	103
5 養育支援訪問事業	104
6 子育て世帯訪問支援事業【新規】	104
7 児童育成支援拠点事業【新規】	104
8 親子関係形成支援事業【新規】	105
9 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	105
10 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	106
11 一時預かり事業	106
12 延長保育事業	107
13 病児保育事業	107
14 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	108

1 5 産後ケア事業【新規】	111
1 6 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）【新規】	111
1 7 実費徴収に係る補足給付を行う事業	112
1 8 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	112
第7節 その他の基本的な取組.....	113
1 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	113
2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	113
第6章 計画の推進体制.....	114
第1節 地域及び関係機関等との連携.....	114
第2節 計画の進捗状況の点検・評価.....	115
資料編.....	116
資料1 雲仙市子ども・子育て会議条例	116
資料2 雲仙市子ども・子育て会議委員名簿	118
資料3 計画の策定経過	119

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

少子化の進行

日本の総人口は、平成20（2008）年に1億2,808万人のピークをむかえ、その後は減少傾向のまま推移しており、今後も増加傾向に転じることはない予測です。

また、年少人口といわれる0～14歳の子どもの人口を総人口で割った割合は長く減少傾向にあり、さらに、人口に対して生まれた子どもの数を表す指標の1つである合計特殊出生率も低下傾向にあります。令和6（2024）年6月の厚生労働省の発表によると、令和5（2023）年の出生数は72.7万人と前年より4.3万人減少し、過去最低水準を更新しました。また、合計特殊出生率は、1.20と令和4（2022）年の1.26からさらに低下しました。昭和22（1947）年に統計を取り始めて以降最低水準であり、前年を下回るのはこれで8年連続となります。

働く女性の増加

一方、日本の女性の社会進出と活躍は、高度経済成長期以降のバブル景気を経て、昭和60（1985）年の「男女雇用機会均等法」成立を転機にめざましく進展し、年々小さい子どもをもつ子育て世帯の母親の就労者も増え続けています。それに伴い共働き家庭が増えても、核家族化の進行で親族からの育児の手助けは望めず、また、長引く経済不況もあいまって、経済的な理由から、ますます子育て世帯の母親が就労せざるを得ない状況になっていることもあります。今日まで全国的に保育のニーズは高まり続けています。その結果、保育所（園）の定員を超えて入所（園）ができなくなる待機児童問題が注目され、平成27（2015）年前後から社会全体で“待機児童ゼロ”に向けた取組が進められてきました。

子育て家庭の困難状況

近年、こうした取組の成果や出生数の減少もあり、待機児童数は徐々に減少していますが、人材不足や物価高騰など家計をひっ迫する社会的要因はいまだに多いことから、今後も共働き家庭が減ることは考えにくく、引き続き保育環境の整備を進めていく必要があります。また、共働き家庭等の増加により、就学後の子どもたちの居場所づくりや、家庭での養育と教育を支援する取組の重要性はさらに増すと思われます。そのため、子どもが安全・安心に育つ環境づくりとともに、子どもの保護者（家族）が心身の余裕を持って子育てできるよう周囲のサポート体制と支援制度の充実を図り、地域、学校、行政機関等がさらに連携を強め、市が一体となって子育て環境の充実を進めていくことが求められます。

雲仙市こども計画の策定

本市では、平成27（2015）年度に「雲仙市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、市内の待機児童問題解消に向けた教育・保育施設の整備や支援制度・体制の整備のほか、各種子育て支援施策の取組を計画的に推進してきました。その後、令和2（2020）年3月に「第2期雲仙市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取組内容の見直しとさらなる充実を図ってきました。

第2期計画が令和6（2024）年度で計画期間を満了すること、また、国が新たに定めた『こども基本法』に基づく『こども大綱』が施行され、これまで個別に推進していた子ども・子育て施策を全体的かつ統一的に推進する新しい体制が示されたことを踏まえ、本市においても、次代を担うすべての子どもたちが心身ともに健康で、安全・安心に育っていくためのまちづくりを推進するため、新たに「雲仙市こども計画」を策定することとしました。

第2節

子ども・子育てに関する社会情勢及び国の動向

子どもたち
や家庭への
支援の充実

前述のとおり、全国的に少子化が進む中、核家族化の進行、女性の社会進出と活躍、経済不況などを背景に共働き家庭が増加することで、保育の需要と必要性は高いままとなっています。そのため、各市町村には、それぞれの実情を踏まえた上で、引き続き就学前の子どもたちの教育・保育提供量の充実を図ることに加えて、就学後の子どもたちの学校と家以外の居場所の確保と機能の充実が求められています。また、特に支援の必要性が高い子どもの発達や障がい、いじめ、不登校、ヤングケアラーなどの子ども自身の悩みや不安のほか、保護者（家族）の養育・教育力の低下やダブルケア、虐待、経済的生活の困窮、心身の障がい、ひとり親家庭などの子育て当事者の悩みや不安にも対応した、きめ細かな支援の充実を図るための法制度の整備が進められています。

市町村子ども・子育て支援事業計画の策定

市町村子ども・子育て支援事業計画と法制度の関連をみると、平成24（2012）年に「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、第1期の「子ども・子育て支援事業計画」が各自治体で策定され、地域の実情に応じた「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」が新制度として実施されました。また、平成30（2018）年にはすべての子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができる環境を整備していくことが必要であるとして、「幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正」に伴い基本方針が改正され、これを踏まえ市町村第2期「子ども・子育て支援事業計画」が策定されました。

子ども・子育てに関する各種法制度の施行

そのほかの子ども・子育てに関する主な法制度の動向としては、少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するための「少子化社会対策基本法」が平成15（2003）年9月に施行され、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方公共団体及び企業における取組を促進する「次世代育成支援対策推進法」が平成17（2005）年4月に施行されました。

さらに、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会の実現に向け、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、分野を超えて社会総がかりで、子ども・若者の育成・支援の取組を推進する「子ども・若者育成支援推進法」が平成22（2010）年4月に施行され、平成26（2014）年1月には子どもの将来がそのまま育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るために取組を推進する「子どもの貧困対策の推進に関する法律（令和6（2024）年6月の法律の一部改正により「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称変更）」が施行されています。

子ども基本法の施行

その後、国は令和5（2023）年4月にこども家庭庁を創設と同時に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「子ども基本法」を施行し、同年12月には上記の3法「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく各“大綱”を一元化した「こども大綱」を閣議決定しました。加えて、令和6（2024）年5月には、こども家庭庁が各省庁と連携して進めることの政策の全体像であり、いわばこども版骨太方針とする「こどもまんか実行計画2024」を閣議決定しました。

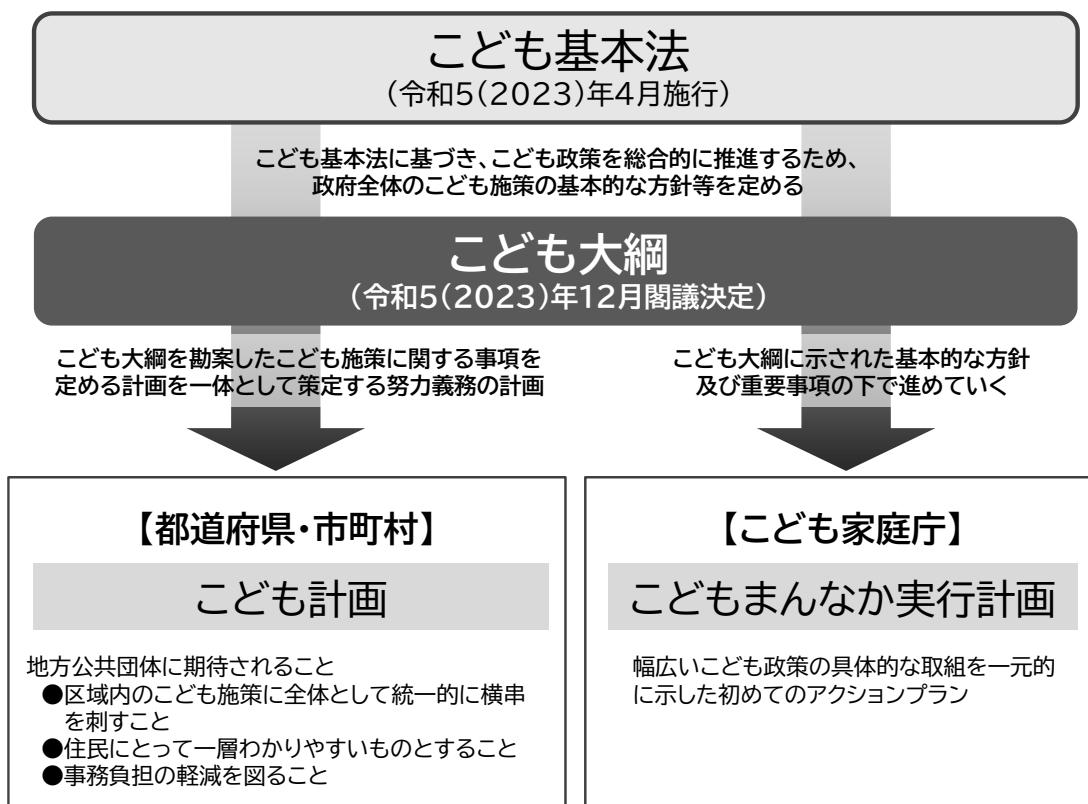
第3節**こども計画に関わる法制度等の施行****(1) こども基本法の施行**

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4（2022）年6月に成立し、令和5（2023）年4月に施行されました。

同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。また、同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

■ こども施策の推進に向けた6つの基本理念

1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されること。
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
4. すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

■ こども基本法とこども大綱、こどもまんなか実行計画2024（次ページ参照）の関係性

(2) こども大綱及びこどもまんなか実行計画2024

こども大綱は、令和5（2023）年4月1日に施行された「こども基本法」の基本理念にのっとり、こども政策を総合的に策定・推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めるものとして、令和5（2023）年12月22日に閣議決定されました。また、令和6（2024）年5月31日には、こども大綱に示された6つの基本的な方針及び重要事項のもと、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したはじめてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画2024」が、こども政策推進会議において決定しました。

■ こども大綱におけるこども施策に関する6つの基本的な方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの中の最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好的な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

■ こどもまんなか実行計画2024におけるこども施策に関する重要事項

1 ライフステージ別の重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2 ライフステージを通した重要事項

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで
- (2) 学童期・思春期
- (3) 青年期

3 子育て当事者への支援

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

第4節 雲仙市こども計画の概要

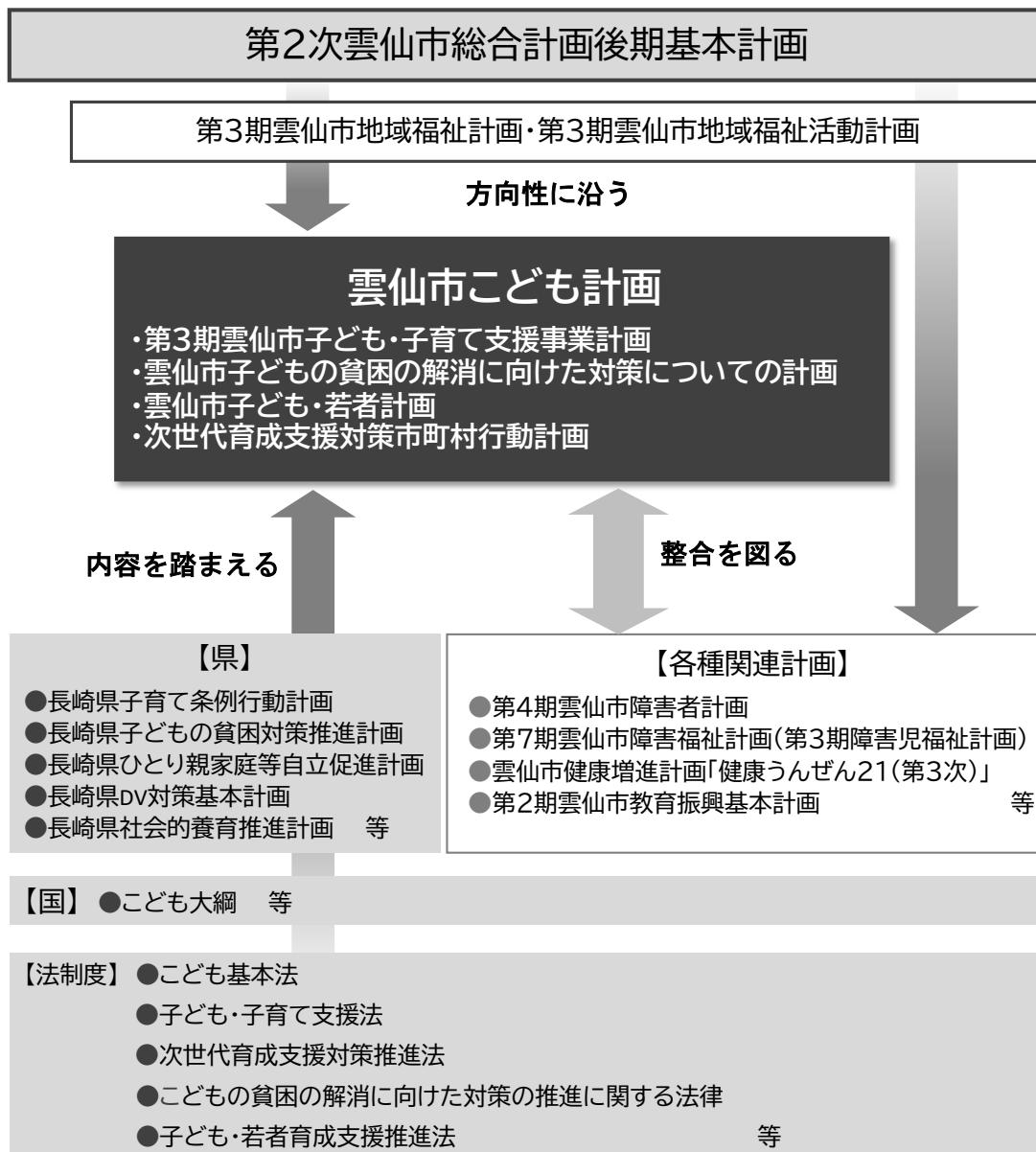
1 計画の位置づけ

雲仙市こども計画（以下、「本計画」という）は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定するものです。

また、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する①「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する②「市町村計画」及び、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく③「（次世代育成支援対策）市町村行動計画」、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく④「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定し、子ども施策を全体的かつ統一的に推進するものです。

さらに、市の最上位計画である「第2次雲仙市総合計画後期基本計画」及び福祉分野の上位計画である「第3期雲仙市地域福祉計画」の方向性に沿ったものとします。また、市の各種関連計画と整合を図るとともに、長崎県の子ども・子育てに関連する各種計画の内容を踏まえて策定するものです。

■本計画とその他の計画等との関係性



2 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5年間とします。下記に個別計画との関係性を示します。

■本計画の計画期間及び各計画期間との関係性



3 計画の策定体制

(1) 雲仙市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に定められている「雲仙市子ども・子育て会議」を設置し、学識経験のある者、子ども関係団体に属する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子どもの保護者などで構成し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

(2) 市民アンケート調査の実施

市民の教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用希望、子どもと子育て家庭を取り巻く状況などを把握するため、「雲仙市 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

(3) 施設等調査の実施

市内の認定こども園、保育所（園）に対して、今後の事業方針や運営における課題、困りごとを抱えている子どもとその家族の実態などを把握するためのアンケート調査を実施したほか、相談支援事業に取り組む事業者に対して、主に困りごとを抱えている子どもやその家庭の実態などを把握するためのヒアリング調査を実施しました。

(4) 子どもの意見聴取の実施

長崎県が主導で実施した「長崎県子どもアンケート（令和6年度）」の結果をもとに、子どもたちが望むまちづくりや困りごとについて、小学1～6年生と中学1～3年生に対して、率直な意見を聴取する機会としました。

(5) パブリックコメントの実施

令和7（2025）年2月24日（月）から3月10日（月）にかけて、市の公式サイト等における意見募集（パブリックコメント）を実施し、市民から広く意見を募りました。

4 計画の対象

本計画の対象は、本市に在住する乳幼児期を中心に、おおむね18歳までの子どもを中心として、その保護者及び地域において子ども・子育てに関わるすべての関係機関並びに関係者を対象としています。また、18歳以降で、主に30歳代までの若者に対して、心身の健全な健康維持・管理に向けた指導・支援のほか、就労などの社会参画に向けた支援・サポート、本人が望むタイミングで結婚、子育てができるよう環境づくりなどを推進します。

第2章 雲仙市の子どもを取り巻く状況

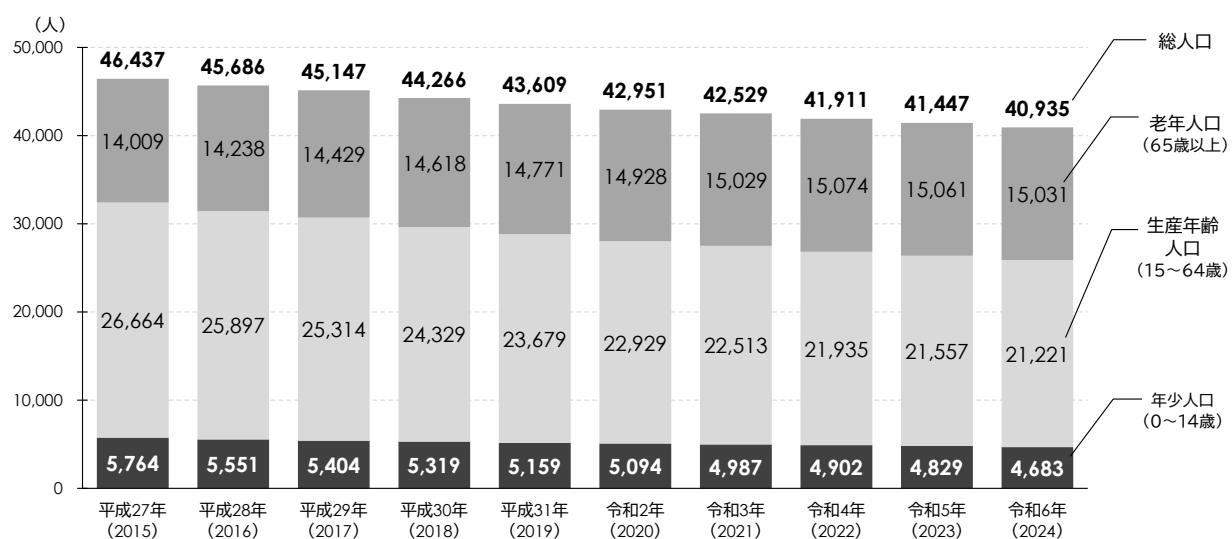
第1節 データからみる市の状況

1 人口、世帯の傾向

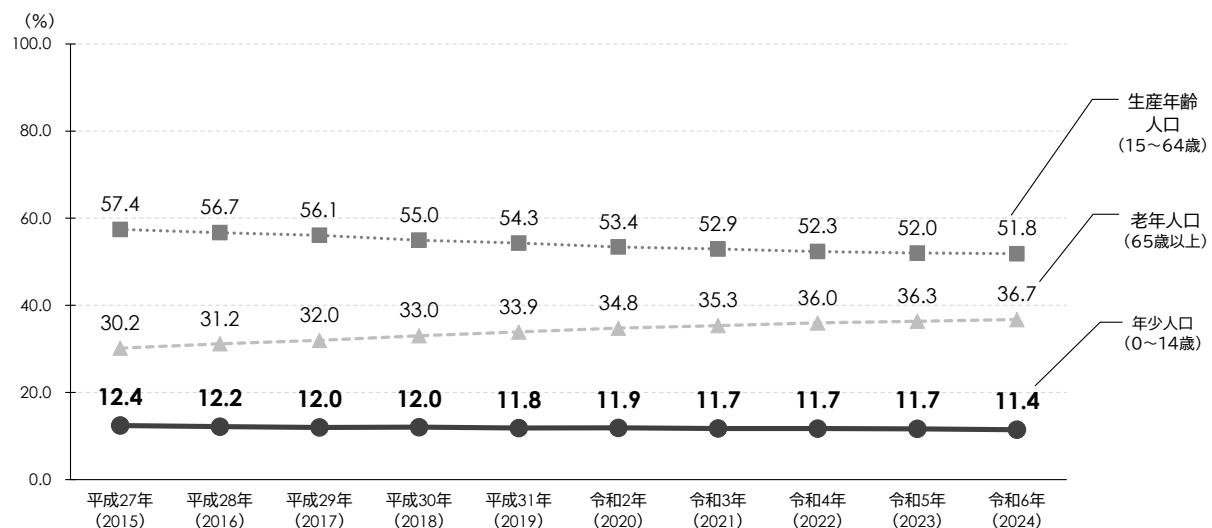
(1) 人口の推移

市の総人口は緩やかな減少傾向で推移しており、令和6(2024)年は40,935人となっています。年少人口(0~14歳)の人口推移をみると、平成27(2015)年の5,764人から令和6(2024)年には約1,000人減って4,683人となっており、総人口に占める割合は11.4%となっています。

■雲仙市の人口の推移（年齢3区分別）



■雲仙市の人口割合の推移（年齢3区分別）



資料：住民基本台帳

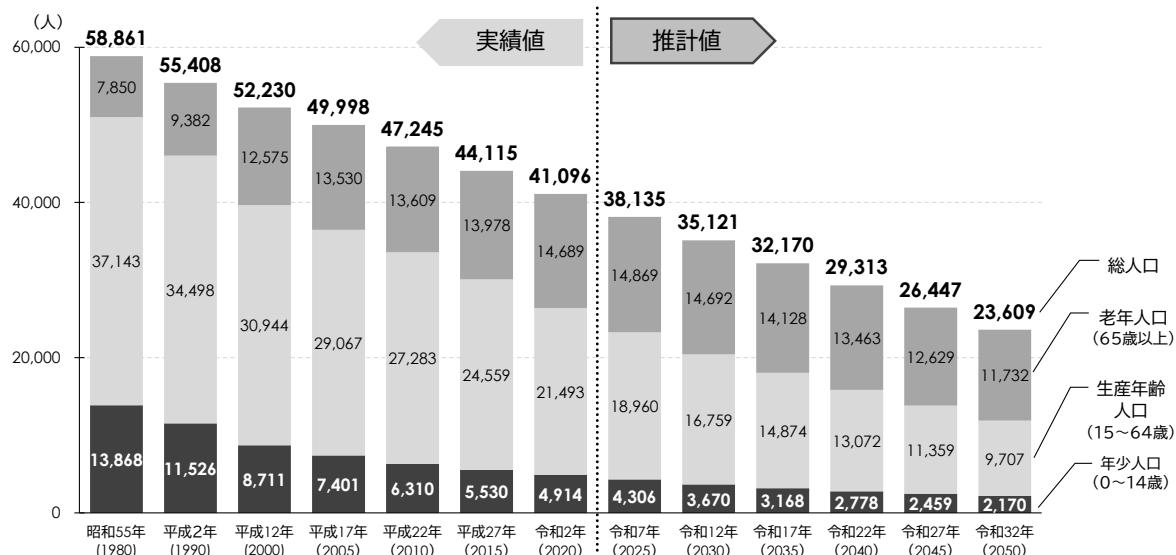
注) 平成29(2017)年までは各年1月1日時点、平成30(2018)年以降は各年4月1日時点

(2) 人口の推計(国勢調査の統計データベースによる社人研推計)

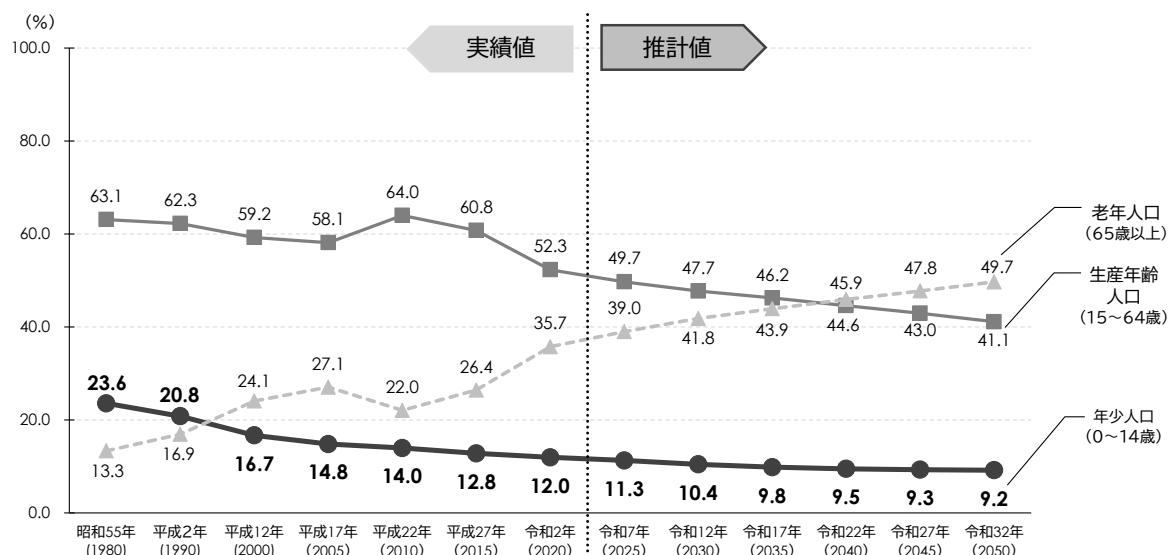
市の人口推計について、国勢調査の統計データをベースにした国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による推計をみると、総人口は令和7（2025）年以降減少傾向で推移し、令和32（2050）年では23,609人となる予測です。

年少人口（0～14歳）の推移をみると、令和2（2020）年の4,914人が、令和32（2050）年には2,170人まで減少する予測です。

■雲仙市的人口推計（年齢3区分別）



■雲仙市的人口割合の推計（年齢3区分別）



資料：昭和55（1980）～令和2（2020）年の人口は、国勢調査の実績値、令和7（2025）年以降の人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による推計で、令和2（2020）年までの国勢調査の実績値をもとにして算出された令和5（2023）年時点の公表データ

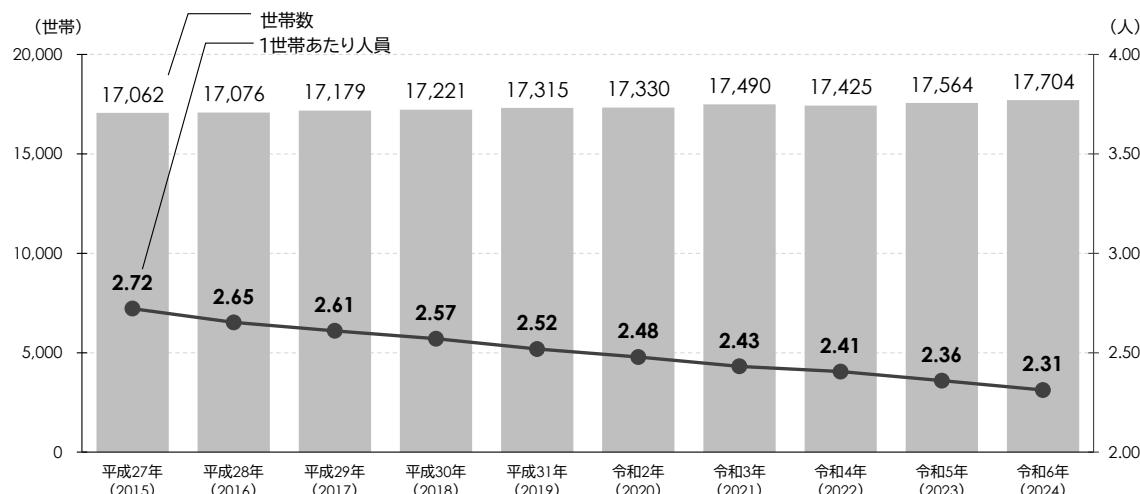
注）総人口は、「不詳」を加えた値のため、各年齢区分の合計と一致しません。

(3)世帯の推移

市の世帯数は増加傾向で推移している一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しています。しかし、どちらも微増減で、世帯数は平成27（2015）年の17,062世帯から令和6（2024）年には642世帯増加して17,704世帯となっており、1世帯あたり人員は平成27（2015）年の2.72人から令和6（2024）年には0.41人減少して2.31人となっています。

また、市の18歳未満の子どもがいる核家族世帯数の推移をみると、減少傾向で推移しており、その割合を全国、長崎県と比較すると、大きく下回って推移しています。

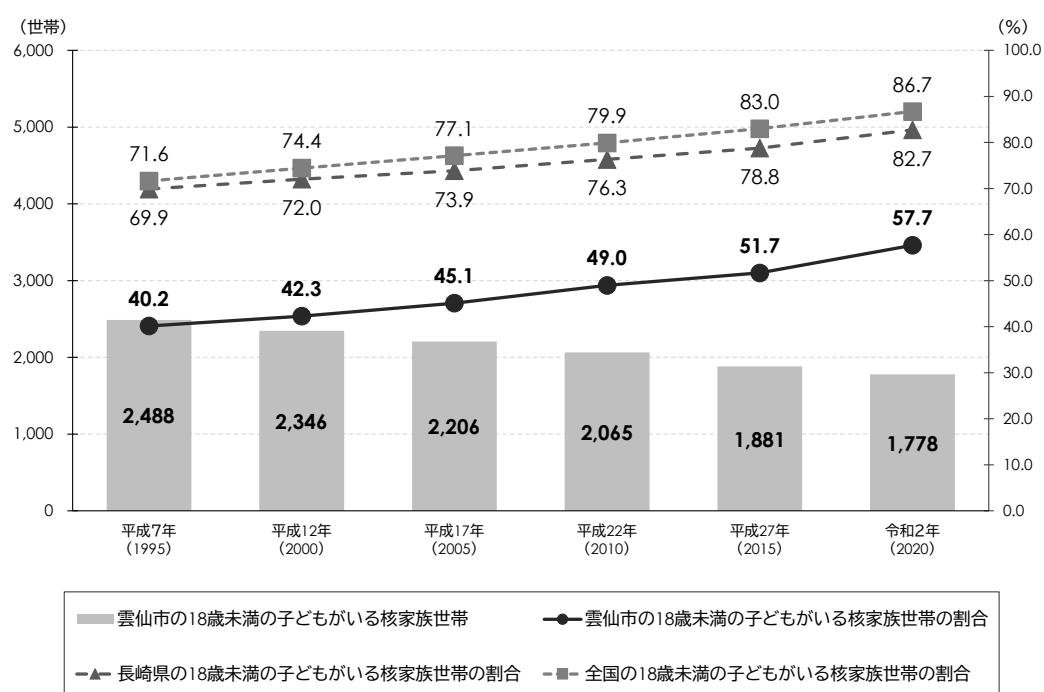
■雲仙市の世帯数、1世帯あたり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

注）1世帯あたり人員は、世帯数を住民基本台帳に基づく総人口で除した値

■雲仙市の18歳未満の子どもがいる核家族世帯数と割合の推移（全国、長崎県との比較）



資料：国勢調査

2 子どもの数の傾向

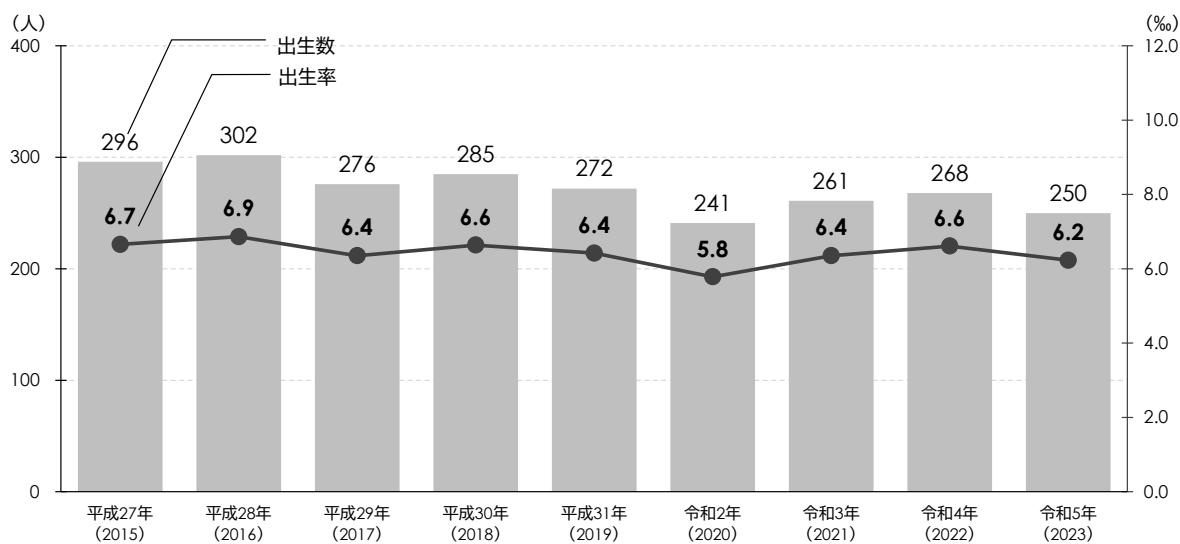
(1) 出生数の推移

市の出生数は、年による増減はあるもののおおむねの傾向では微減で推移しており、平成27（2015）年の296人から令和5（2023）年には250人となっています。また、出生率も多少の増減はあるものの、おおむね微減傾向で推移しており、平成27（2015）年の6.7‰（パーミル）※から令和5（2023）年には6.2‰（パーミル）※となっています。

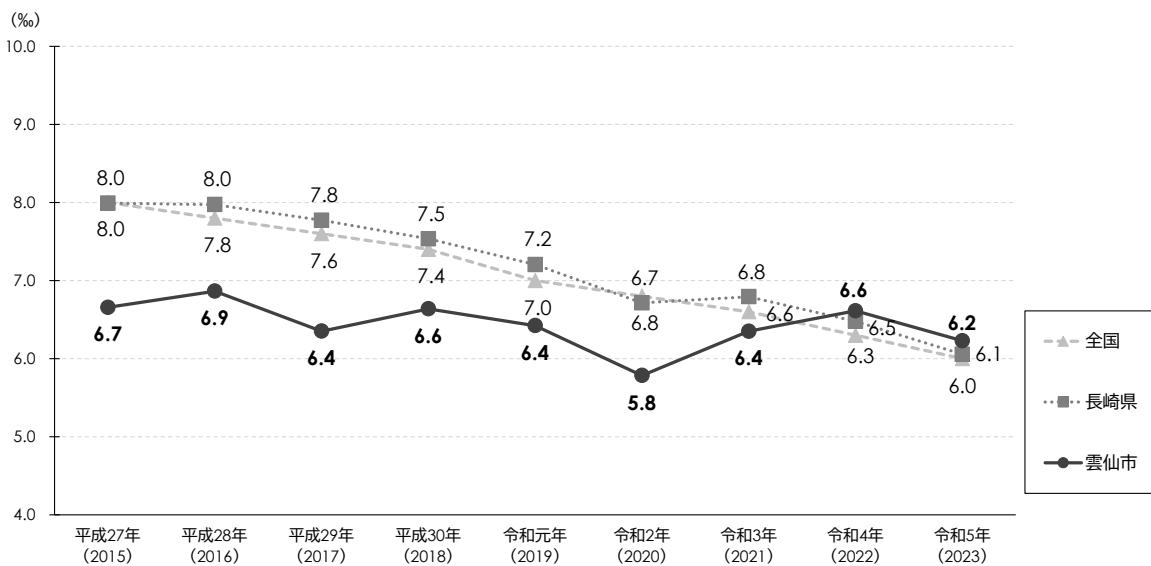
市の出生率を全国、長崎県と比較してみると、平成27（2015）年の時点では全国と長崎県より低い値となっていますが、以降、全国と長崎県は継続して減少傾向で推移しているのに対し、雲仙市は微増減で推移しており、令和4（2022）年と翌令和5（2023）年には全国と長崎県よりわずかに高い割合となっています。

※‰（パーミル）とは、1,000分の1の単位で、%（パーセント）の10分の1

■ 雲仙市の出生数、出生率の推移



■ 雲仙市の出生率の推移（全国、長崎県との比較）



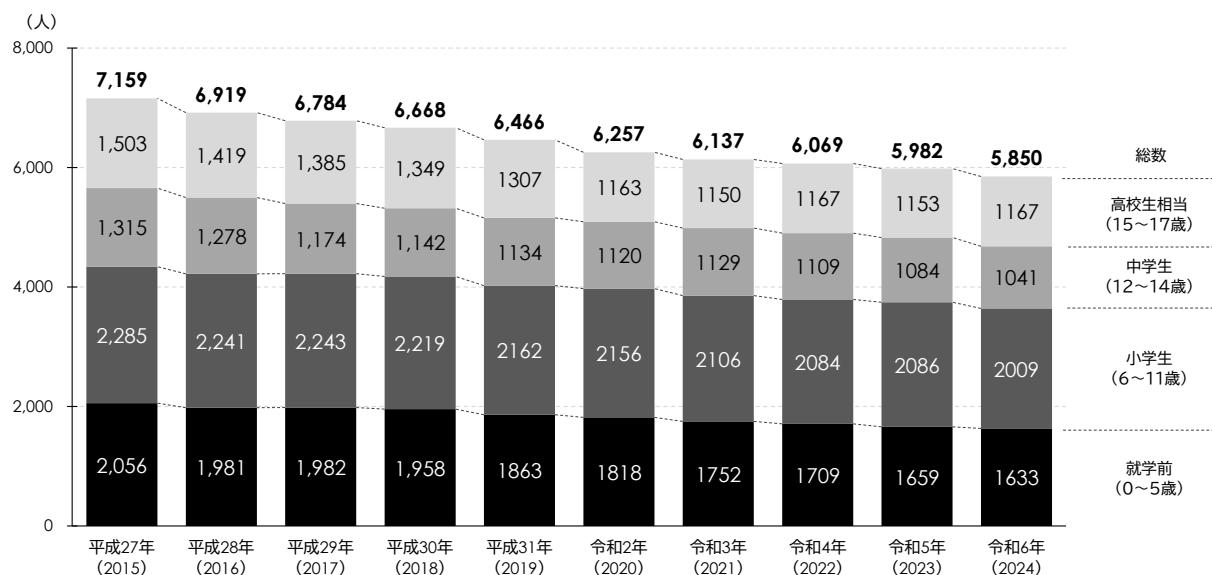
資料：長崎県異動人口調査（各年1月1日時点）

(2) 18歳未満の子どもの数の推移

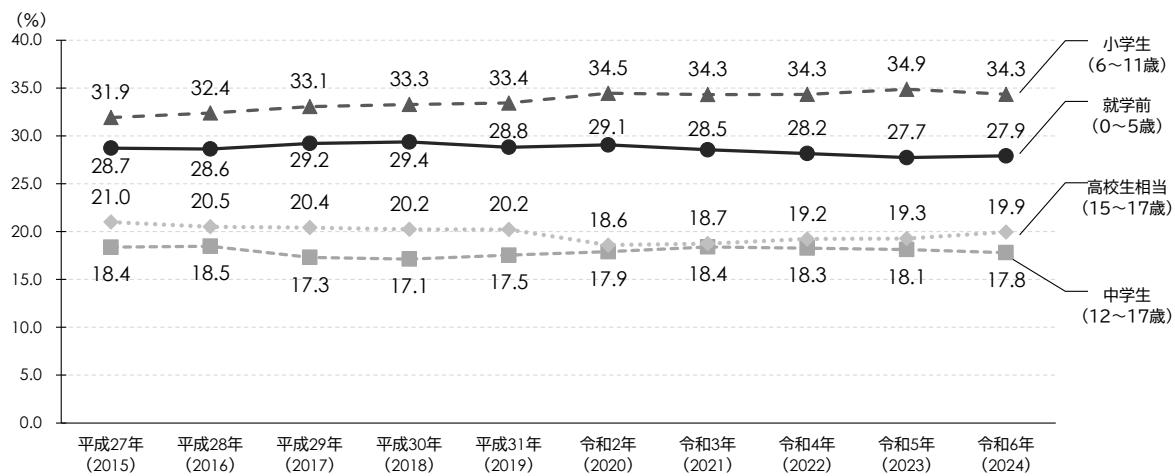
市の子ども（18歳未満）の数はおおむね減少傾向で推移しており、平成27（2015）年の7,159人から令和6（2024）年には1,309人減って5,850人となっています。

また、子どもの比率の推移をみると、年齢層で大きな変動はみられませんが、小学生（6～11歳）がわずかに増加傾向で推移しており、そのほかの年齢層がその分わずかに減少しています。

■雲仙市の年齢層別子ども（18歳未満）の数の推移



■雲仙市の年齢層別子ども（18歳未満）の割合の推移



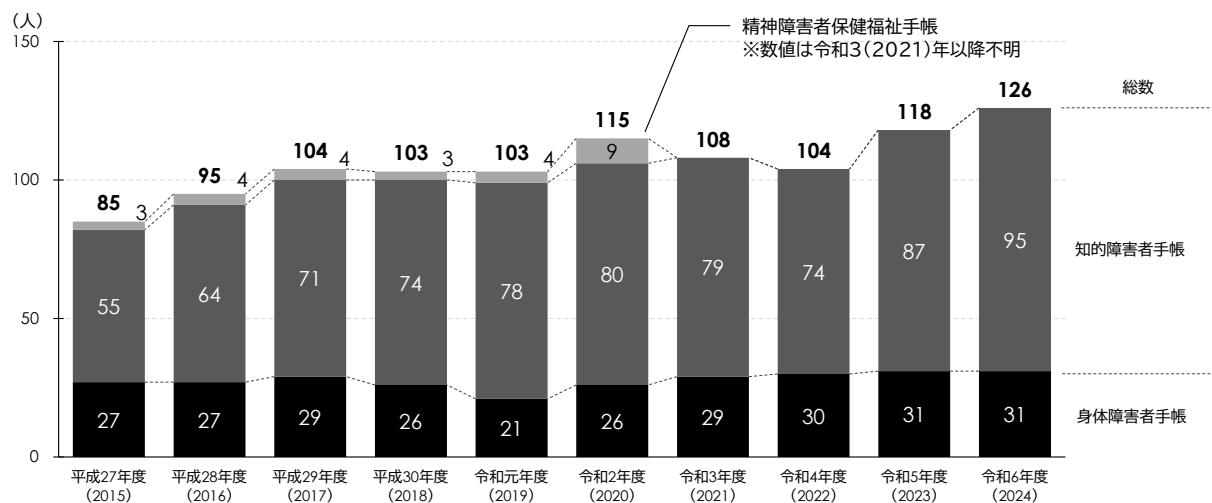
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(3) 障がい児の数の推移

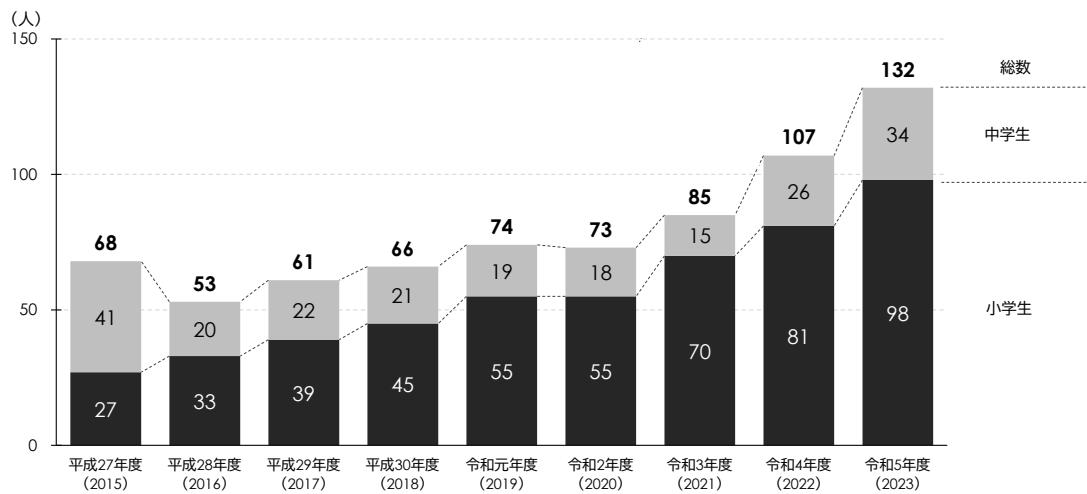
市の18歳未満の子どもで、障害者手帳所持者数はおおむね増加傾向で推移しており、令和6(2024)年は126人で、手帳種別にみると身体障害者手帳は31人、知的障害者手帳は95人となっています。なお、精神障害者保健福祉手帳所持者数は県から公表されていないため不明です。

また、市内の中学校にある特別支援学級の通級者数をみると、平成29(2017)年以降、増加傾向で推移しており、特に児童は平成28(2016)年の33人から令和5(2023)年には約3倍の98人まで増加しています。

■雲仙市の18歳未満の障害者手帳種別所持者数の推移



■雲仙市の特別支援学級、通級児童生徒数の推移



資料：福祉課（各年5月1日時点）

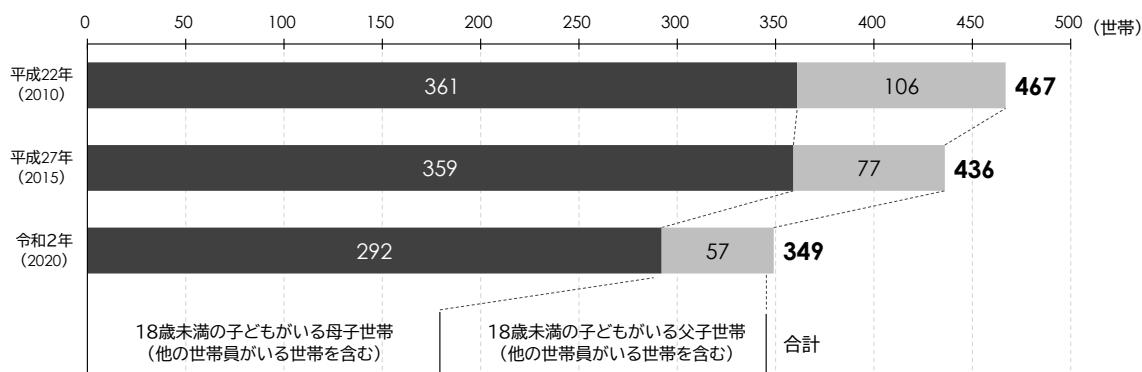
3 ひとり親世帯の傾向

(1) 18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯の推移

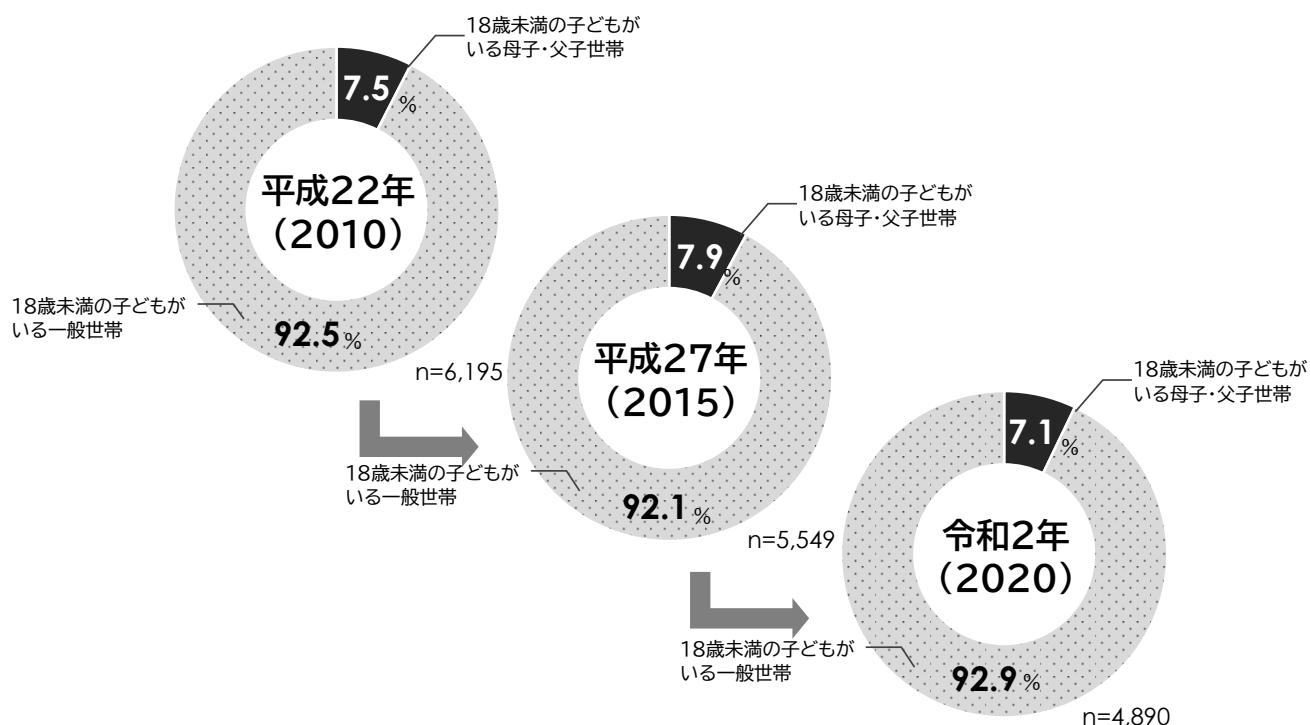
市の18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の推移をみると、平成22（2010）年の467世帯から令和2（2020）年には349世帯に減少しており、その内訳は、母子世帯が292世帯、父子世帯が57世帯となっています。

一方で、18歳未満の子どもがいる一般世帯に占める母子・父子世帯の割合は、平成22（2010）年に7.5%、平成27（2015）年に7.9%、令和2（2020）年に7.1%と同程度の割合で推移しています。

■雲仙市の18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯の推移



■雲仙市の18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

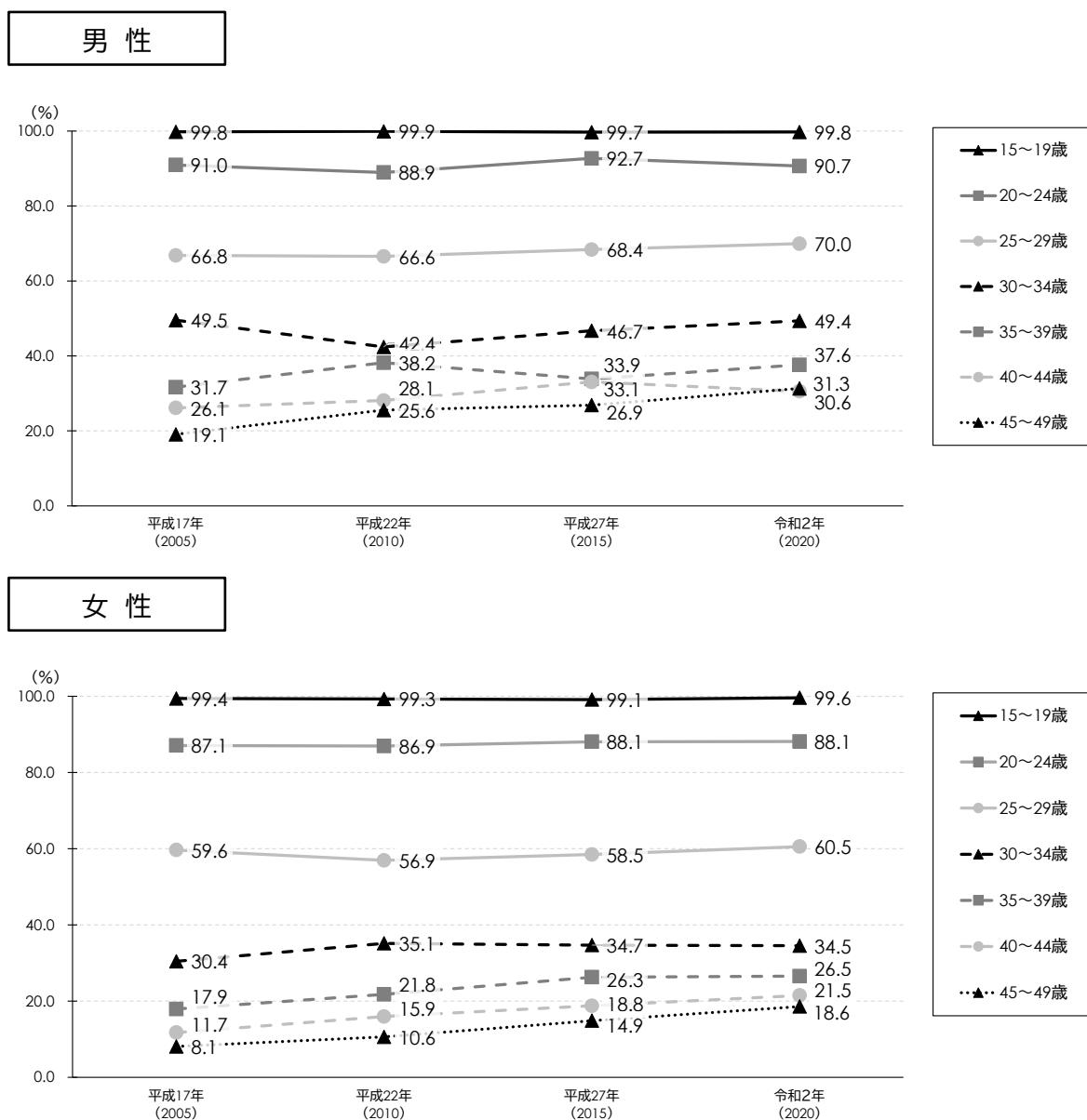
4 婚姻状況の傾向

(1) 男性・女性の年齢別、未婚割合の推移

市の男性・女性の年齢別（10歳代～40歳代）の未婚率（結婚していない人の割合）をみると、男女の各年齢とも10歳代～20歳代の比較的若い世代は大きく増減していませんが、30歳代以降はやや増加傾向にあり、特に女性は30歳後半から増加傾向がみられます。

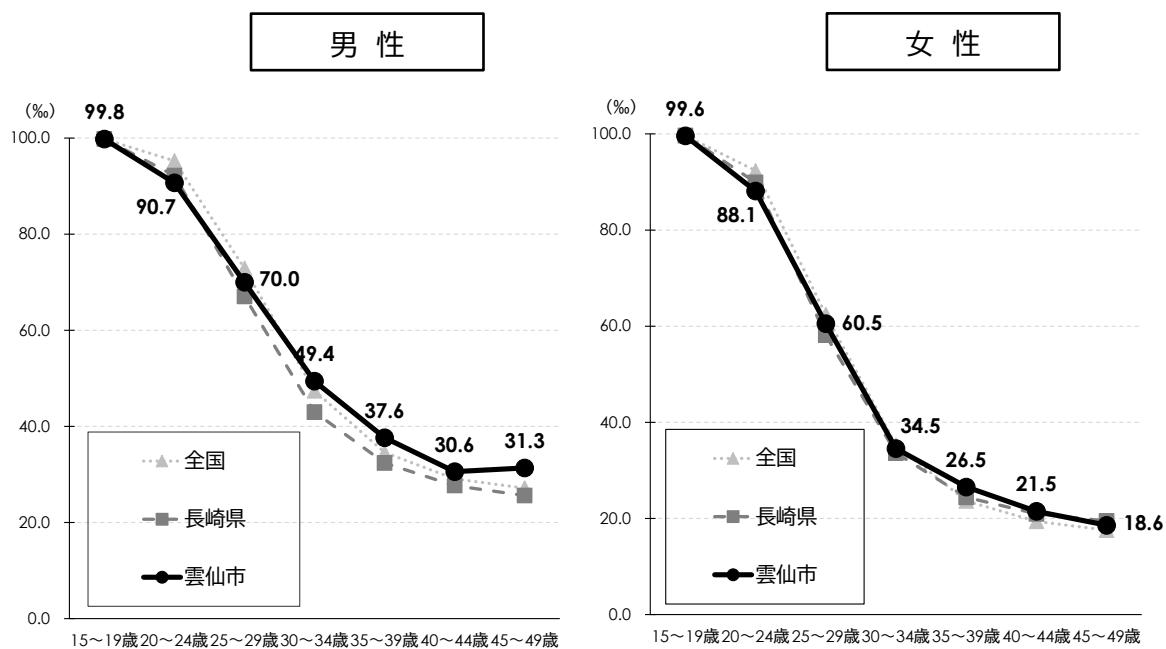
また、令和2（2020）年時点での市の男性・女性の年齢別（10歳代～40歳代）の未婚率を全国、長崎県と比較すると、男性は30歳代以降が全国や長崎県よりわずかに高くなっているものの、女性には大きな差はみられません。

■雲仙市の男性・女性の年齢別（10歳代～40歳代）、未婚率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

■令和2(2020)年の雲仙市の男性・女性の年齢別(10歳代～40歳代)未婚率(全国、長崎県との比較)



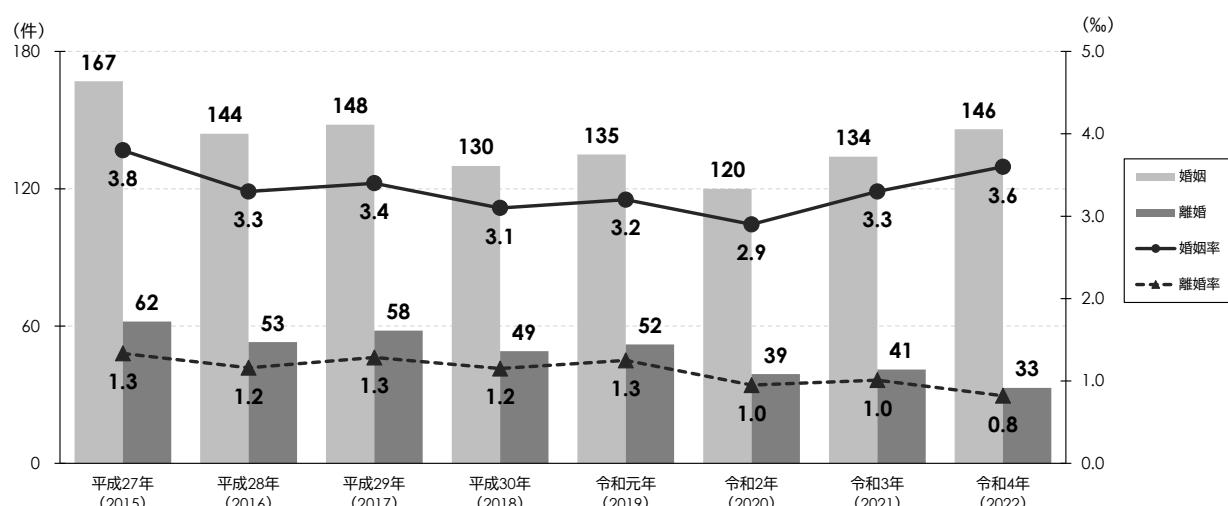
資料：国勢調査

(2) 婚姻・離婚の推移

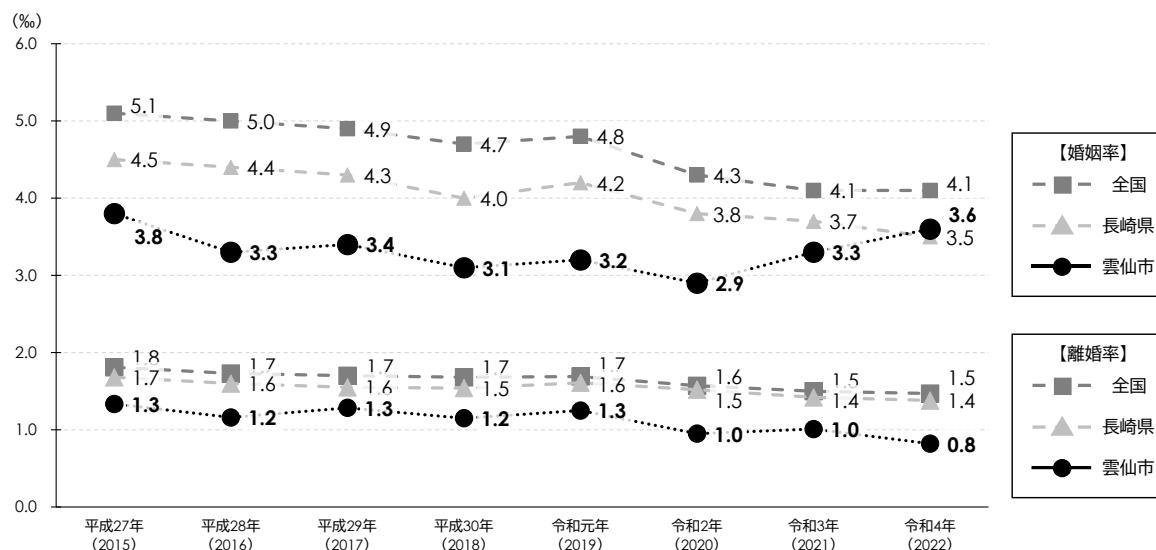
市の婚姻件数(婚姻率)の推移をみると、増減を繰り返しながら推移していますが、令和3(2021)年以降は増加傾向で令和4(2022)年は146件(3.6%)となっています。また、離婚件数(離婚率)の推移をみると、おおむね減少傾向で推移しており令和4(2022)年は33件(0.8%)となっています。

市の婚姻率、離婚率を全国、長崎県と比較すると、婚姻率は平成27(2015)年以降、全国、長崎県より下回って推移していますが、令和3(2021)年以降の婚姻件数の増加に伴い、令和4(2022)年の時点では全国より低いものの長崎県と同水準まで増加しています。また、離婚率は平成27(2015)年以降、全国、長崎県を下回る水準で推移しています。

■ 雲仙市の婚姻件数(婚姻率)、離婚件数(離婚率)の推移



■ 雲仙市の婚姻率、離婚率の推移(全国、長崎県との比較)



資料：長崎県保健統計年報(各年1月1日時点)

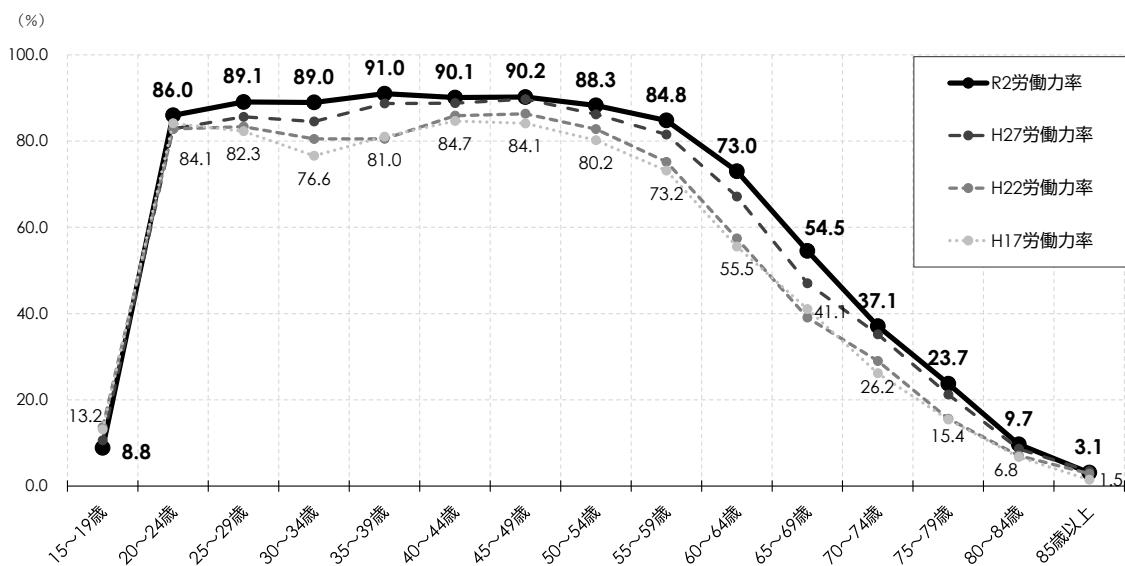
5 就労状況の傾向

(1)年齢別女性の労働力率の推移

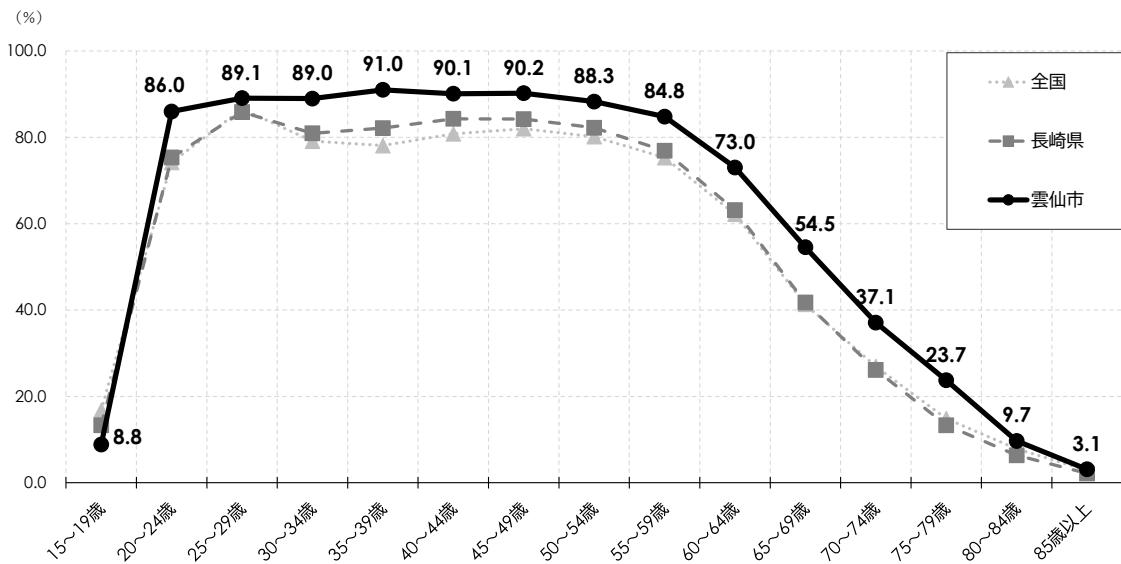
市の年齢別女性の労働力率（就労している女性の割合）をみると、平成 17（2005）年から令和 2（2020）年にかけて、15～19 歳を除くすべての年齢層で増加の傾向がみられます。特に、結婚、出産、育児期の年齢層にあたる 20 歳代～30 歳代は増加が顕著となっています。

また、令和 2（2020）年時点での市の年齢別女性の労働力率を全国、長崎県と比較すると、15～19 歳と 25～29 歳を除くほかの年齢層で大きく上回っています。特に 30 歳代では、その差が大きくなっています。

■雲仙市の年齢別、女性の労働力率の推移



■令和 2（2020）年の雲仙市の年齢別、女性の労働力率（全国、長崎県との比較）



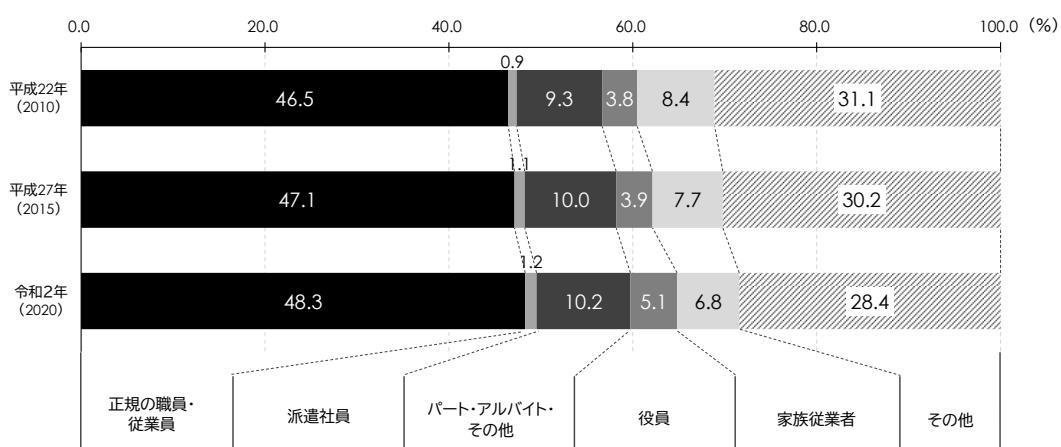
資料：国勢調査（各年 10月 1日時点）

(2) 地位別従業者数の割合の推移

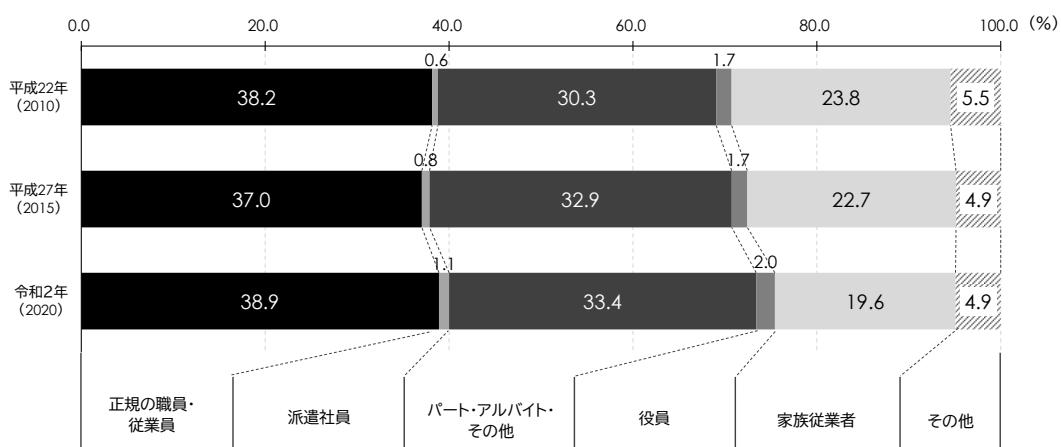
市の男性・女性の地位別従業者数の割合の推移をみると、平成22(2010)年から令和2(2020)年にかけて、男性では「正規の職員・従業員」が5割程度で最も多く、増加傾向ですが、一方で「家族従業者」と「その他*」は減少傾向で推移しています。

女性も男性と同様に「正規の職員・従業員」が4割程度で最も多く、次いで「パート・アルバイト・その他」が3割以上で増加傾向にある一方、「家族従業者」と「その他*」が減少しています。

■雲仙市の男性の地位別、従業者数の割合の推移



■雲仙市の女性の地位別、従業者数の割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

*「その他」には、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」、「家庭内職者」があります。

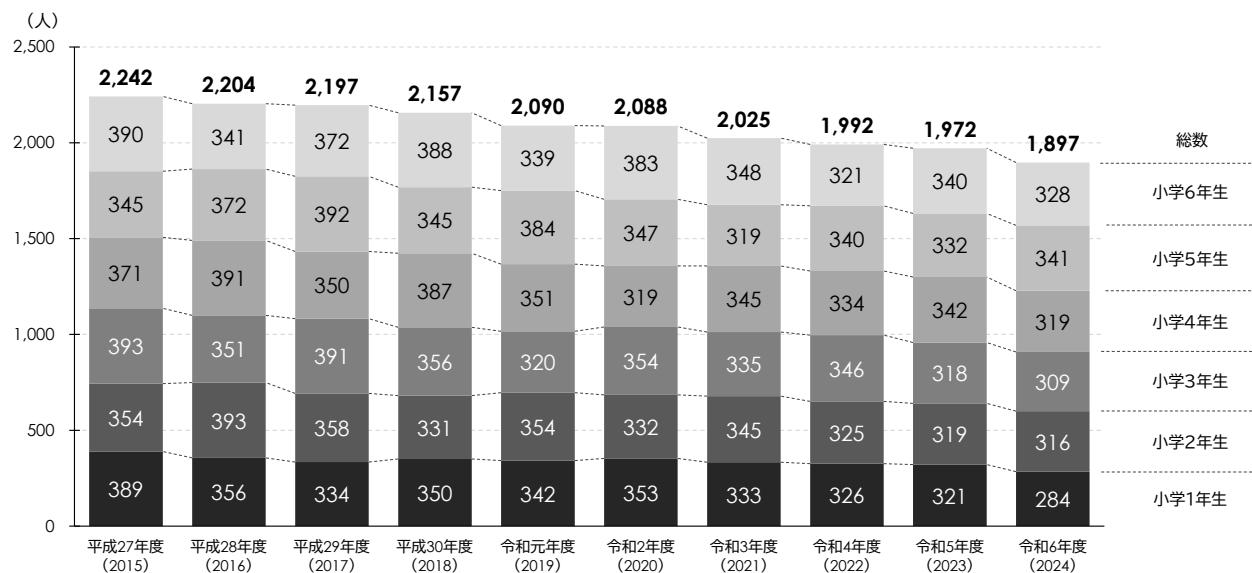
6 小学校、中学校の傾向

(1) 小学校の児童数の推移

市内の小学校数は平成30（2018）年度から令和2（2020）年度にかけて1校ずつ減り、20校から17校へ減りました。それ以降は17校のままとなっています。児童数は緩やかな減少傾向で推移しており令和6（2024）年度は1,897人となっています。

一方で、学級数はおおむね増加傾向で推移しており、平成27（2015）年度の130学級から令和6（2024）年度は145学級となっています。特に、特別支援学級は大きく増加しており、平成27（2015）年度の18学級から令和6（2024）年度には43学級となっています。

■雲仙市の学年別、小学校児童数の推移



	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
小学校数	20校	20校	20校	19校	18校	17校	17校	17校	17校	17校
学級数 (うち特別支援学級数)	130学級 (18学級)	135学級 (23学級)	140学級 (26学級)	135学級 (23学級)	139学級 (31学級)	135学級 (32学級)	137学級 (36学級)	146学級 (40学級)	150学級 (43学級)	145学級 (43学級)

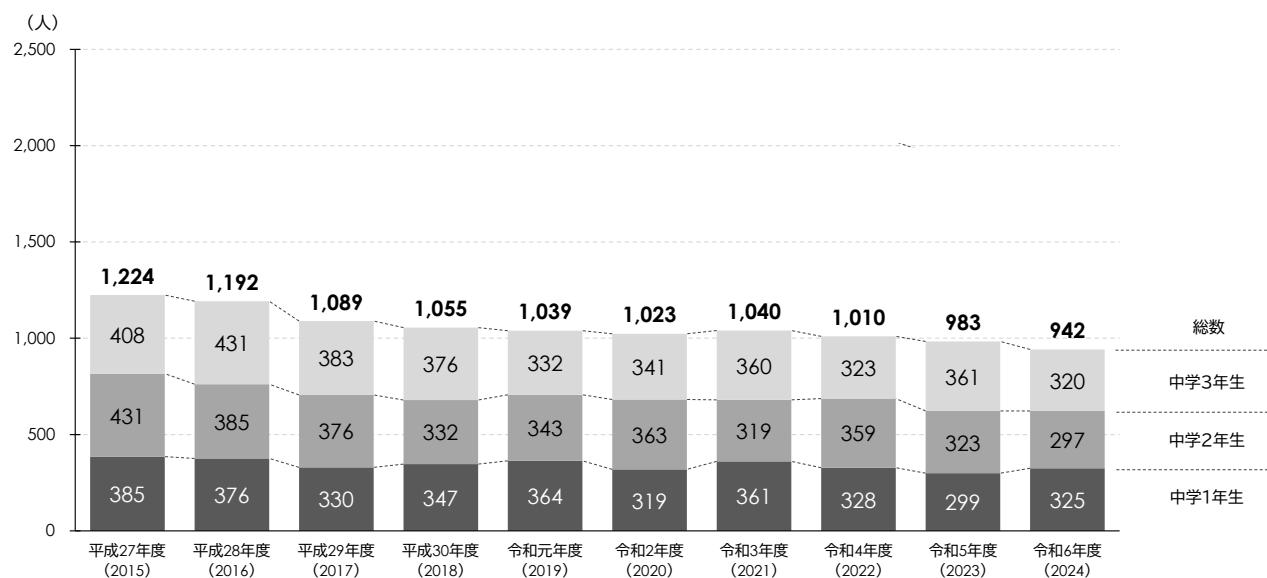
資料：学校教育課（各年5月1日時点）

(2) 中学校の生徒数の推移

市内の中学校数は平成27(2015)年度から令和6(2024)年度まで7校となっています。生徒数はわずかに増減を繰り返しながらも、緩やかな減少傾向で推移しており、令和6(2024)年度は942人となっています。

学級数(及び特別支援学級数)も生徒数の増減に伴ってわずかに増減を繰り返しながら推移していますが、平成27(2015)年度の49学級(うち特別支援学級は8学級)から令和6(2024)年度は48学級(うち特別支援学級は12学級)となっています。

■雲仙市の学年別、中学校生徒数の推移



	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
中学校数	7校	7校	7校	7校	7校	7校	7校	7校	7校	7校
学級数 (うち特別支援学級数)	49学級 (8学級)	50学級 (10学級)	49学級 (10学級)	48学級 (9学級)	50学級 (11学級)	45学級 (9学級)	46学級 (8学級)	52学級 (12学級)	50学級 (13学級)	48学級 (12学級)

資料：学校教育課(各年5月1日時点)

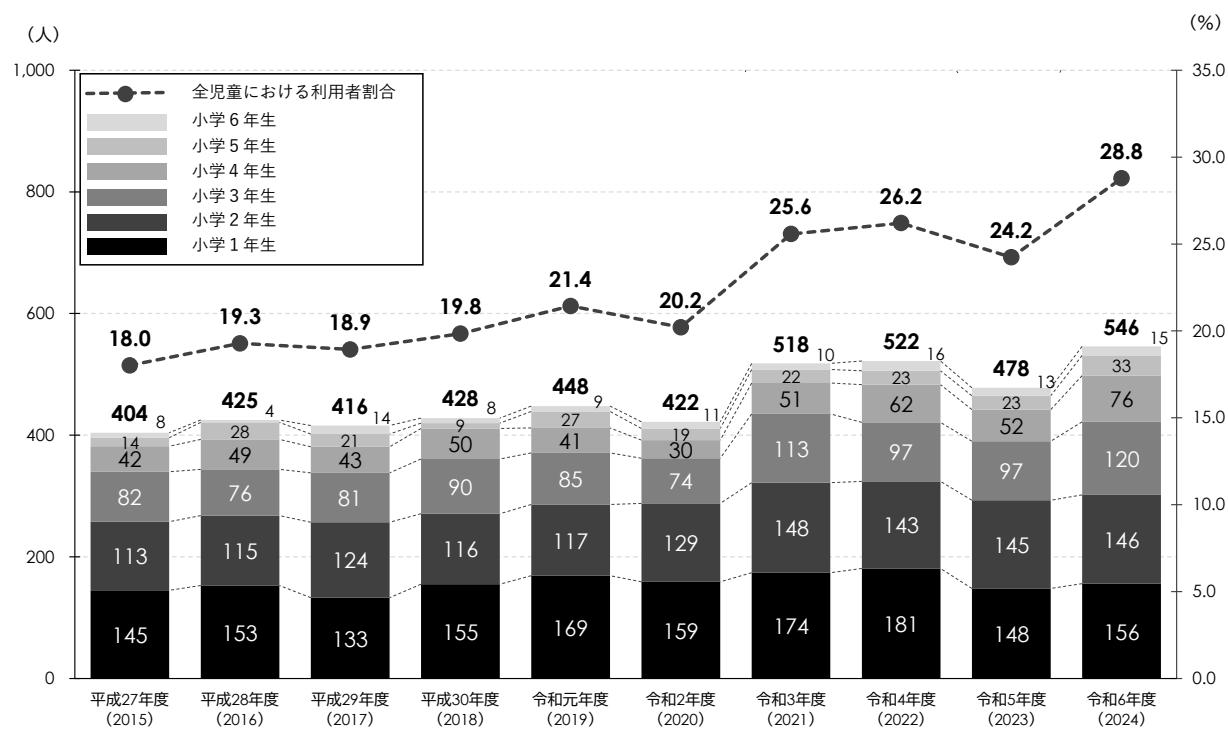
7 学童(放課後児童クラブ)の傾向

(1) 学童(放課後児童クラブ)利用者数の推移

市の学童(放課後児童クラブ)は平成30(2018)年度から令和3(2021)年度にかけて5か所新設し、平成29(2017)年度の10か所から15か所となりましたが、令和6(2024)年度には1か所減少し14か所となっています。

利用者数はおむね増加傾向で推移しており、令和6(2024)年度は546人となっています。また、全児童における利用者割合では、平成27(2015)年度の18.0%から令和6(2024)年度には10.8ポイント増加して28.8%となっています。

■雲仙市の学年別学童(放課後児童クラブ)利用者数及び全児童における利用者割合の推移



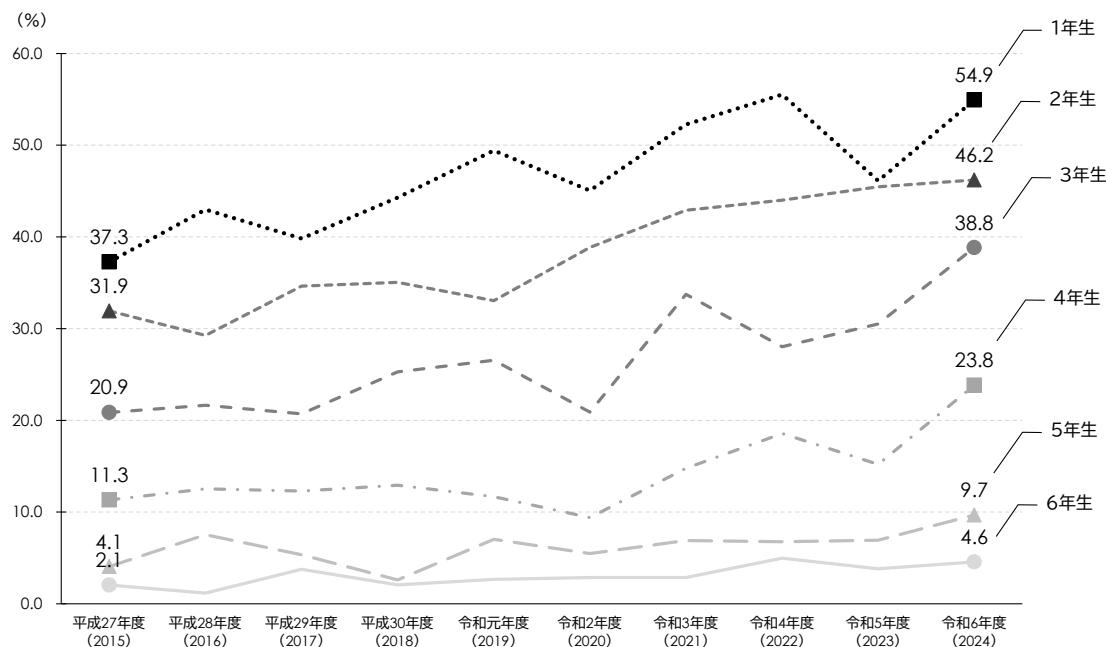
資料：子ども支援課（各年5月1日時点）

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
施設数	10 か所	10 か所	10 か所	11 か所	12 か所	13 か所	15 か所	15 か所	15 か所	14 か所

(2)全児童に占める学年別の学童(放課後児童クラブ)利用者割合の推移

学年別の全児童に対する学童(放課後児童クラブ)を利用している割合をみると、すべての学年がおおむね増加傾向にあります。小学1～3年生の低学年の利用率が大きく増加しており、さらに小学4年生も令和3(2021)年度以降に急増しています。そのほかの小学5～6年生の高学年はわずかですが、利用率は増加傾向となっています。また、令和6(2024)年度の時点で、小学1～2年生は約半数が放課後児童クラブを利用しています。

■雲仙市の学年別、学童(放課後児童クラブ)利用者割合の推移



資料：子ども支援課（各年5月1日時点）

注）学年別の学童(放課後児童クラブ)利用者数(P22 参照)を学年別児童数(P20 参照)で除した値

第2節 アンケート調査からみる市の状況

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本計画の策定を進めるにあたり、子育て家庭の生活状況や市の施策に対する保護者の意見・要望を計画に反映させるため、『雲仙市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査』を実施しました。

(2) 調査の対象

調査票名	調査対象の概要
就学前児童保護者票	小学校入学前（0～5歳）の子どもの保護者
小学生保護者票	小学生（1～6年生）の子どもの保護者

(3) 調査の期間及び方法

【調査期間】令和6年2月1日（木）～令和6年2月13日（火）

【調査方法】郵送配付・回収／WEB調査

(4) 配付・回収状況

調査票名	配付数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者票	1,000 票	441 票	44.1%
小学生保護者票	750 票	347 票	46.3%

2 調査結果

(1) 保護者の就労形態の変化に伴う教育・保育ニーズの変化について

<ニーズ調査結果の抜粋>

▼母親の就労形態について

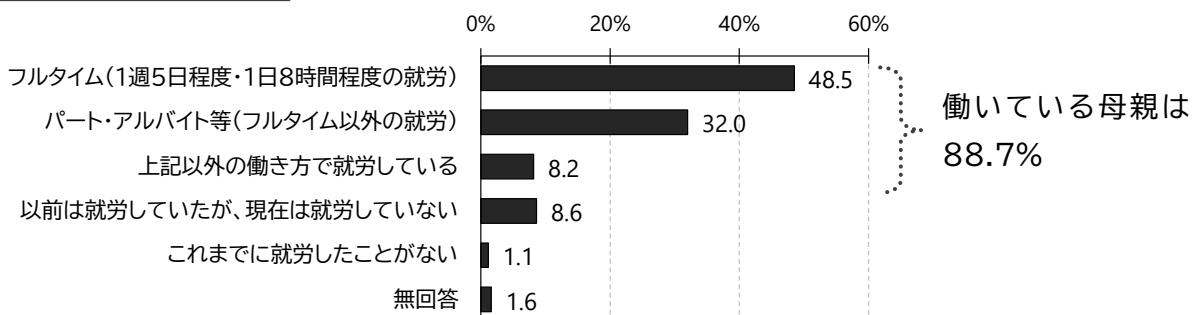
母親の就労形態について、就学前児童保護者は「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が48.5%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が32.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が8.6%となっています。また、フルタイムやパート・アルバイトなどで働いている母親は88.7%となっています。

小学生保護者は「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が51.6%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が33.4%、「上記以外の働き方で就労している」が9.2%となっています。また、フルタイムやパート・アルバイトなどで働いている母親は94.2%となっています。

また、『前々回調査（H26）、前回調査（H30）結果との比較』をみると、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「就労している」が増加傾向で推移しています。

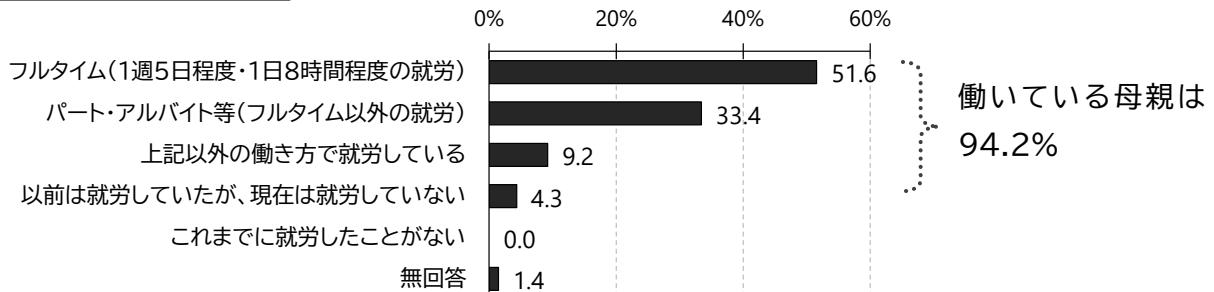
就学前児童保護者

n = 441



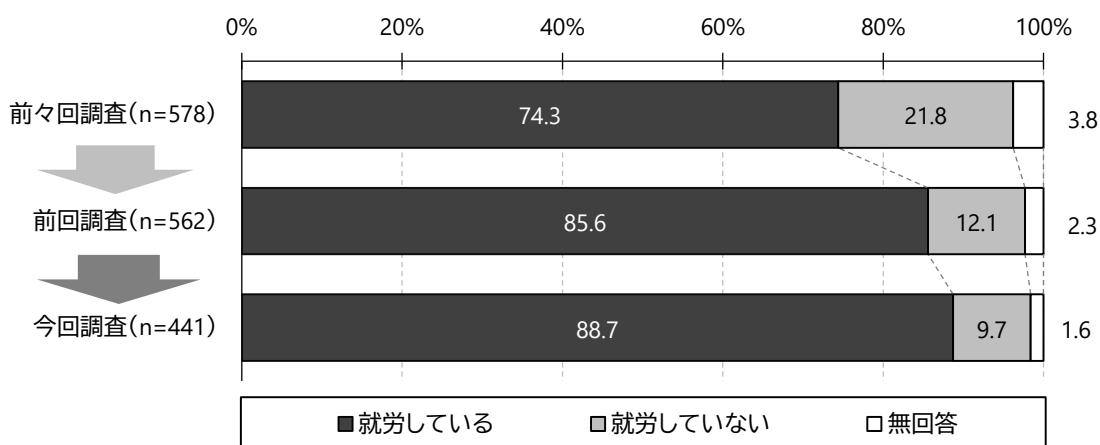
小学生保護者

n = 347

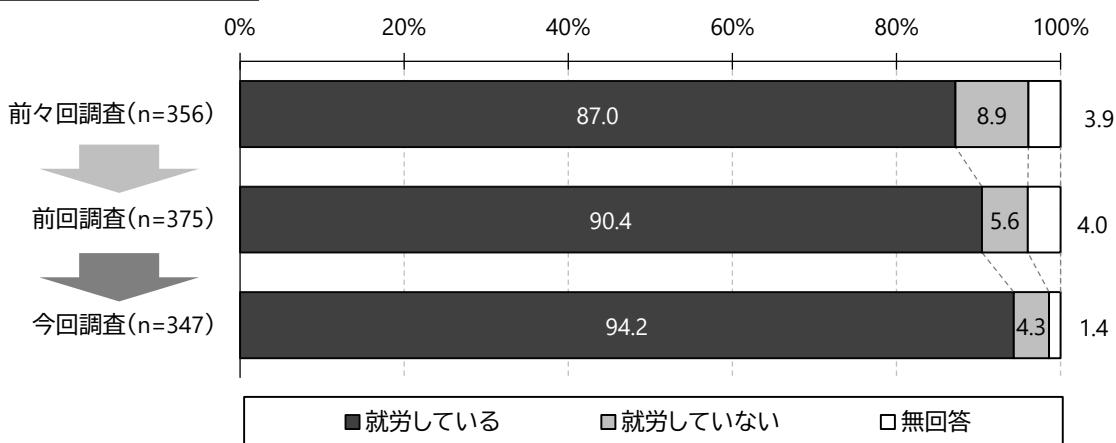


(参考)前々回調査(H26)、前回調査(H30)結果との比較

就学前児童保護者



小学生保護者



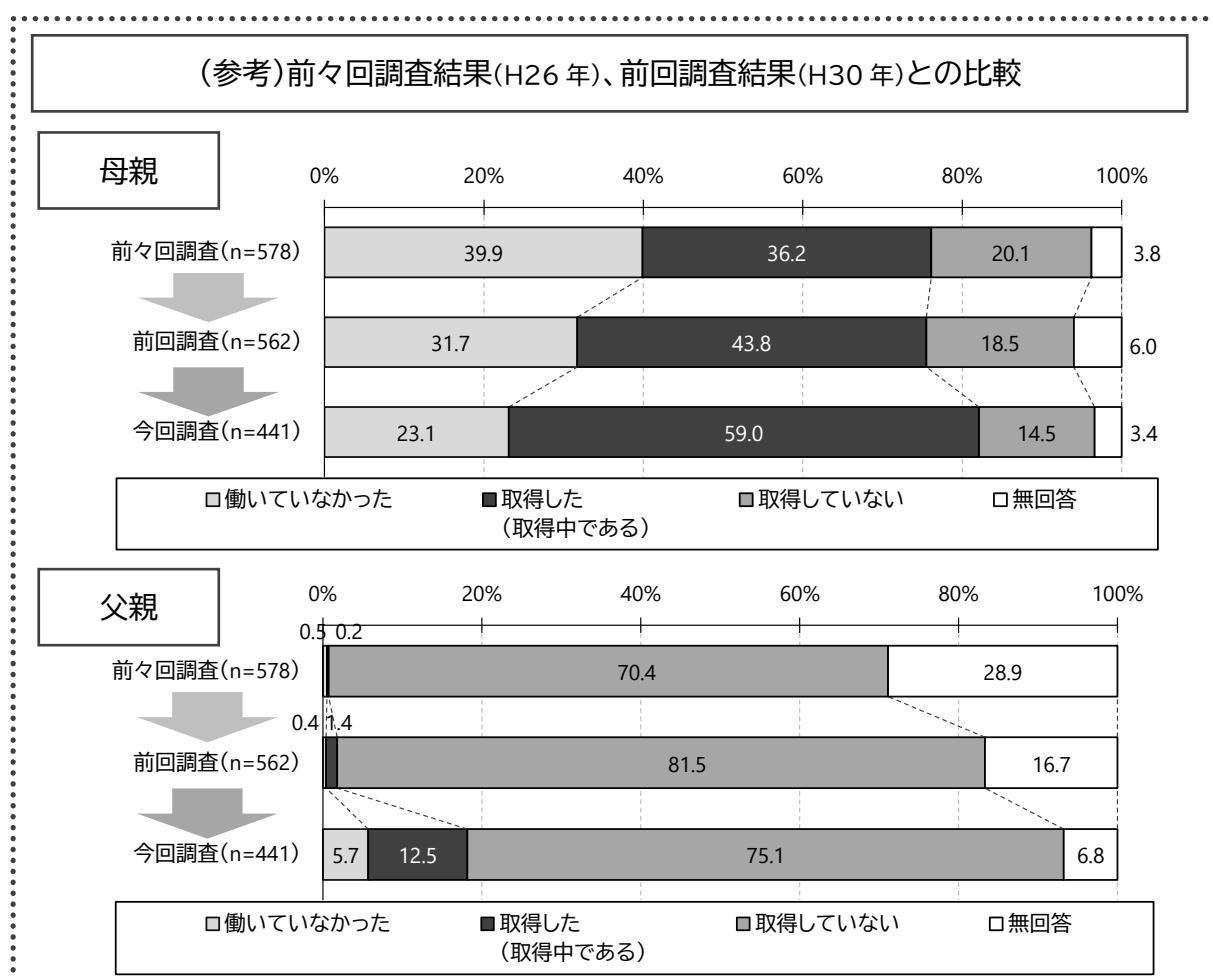
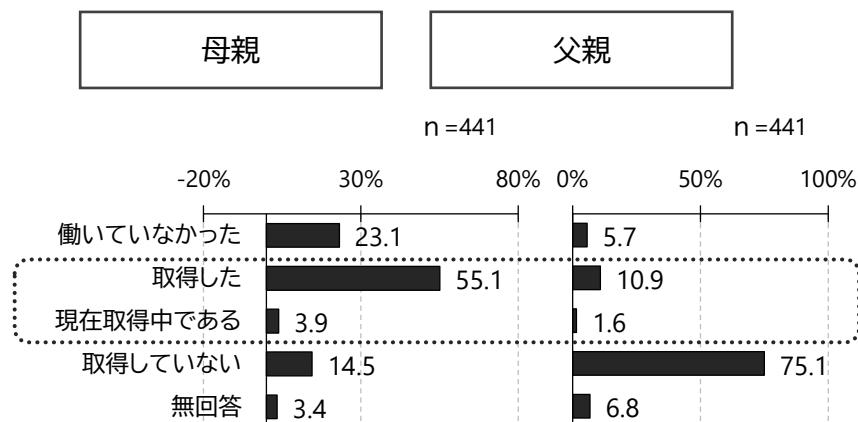
注)前々回調査(H26)と前回調査(H30)の選択肢「フルタイムで働いており、産休、育休、介護休業中ではない」、「フルタイムで働いており、産休、育休、介護休業中である」、「パート・アルバイト等で働いており、産休、育休、介護休業中ではない」、「パート・アルバイト等で働いており、産休、育休、介護休業中である」を合計した『就労している』の割合で表し、選択肢「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまで就労したことがない」を合計した『就労していない』の割合で表しています。

また、今回調査の選択肢「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)」、「パート・アルバイト等(フルタイム以外の就労)」、「上記以外の働き方で就労している」を合計した『就労している』の割合で表し、選択肢「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまで就労したことがない」を合計した『就労していない』の割合で表しています。

▼育児休業の取得状況について<就学前児童保護者のみ>

育児休業制度利用の有無について、母親は『取得した』(「取得した」と「現在取得中である」の合計)が59.0%、父親は『取得した』(「取得した」と「現在取得中である」の合計)が12.5%となっています。

『前々回調査結果(H26年)、前回調査結果(H30年)との比較』をみると、「取得した(取得中である)」は母親、父親とも増加傾向がみられ、母親は前々回調査結果から1.5倍以上、父親は1%未満から1割以上に増加しています。

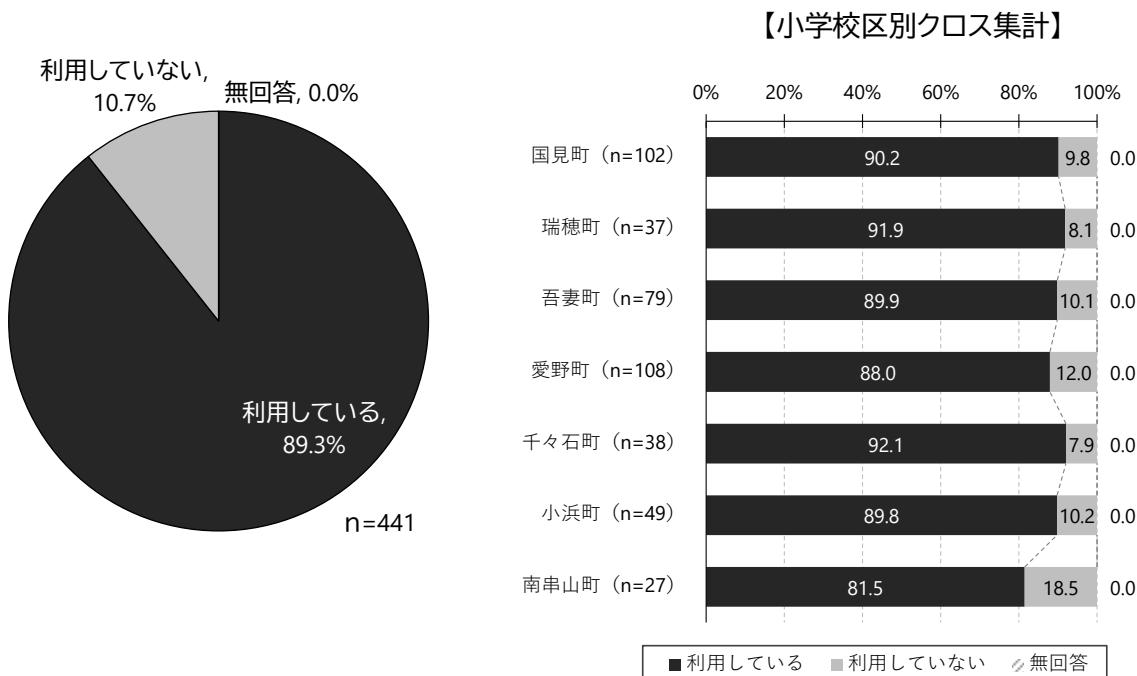


注) 前々回調査、前回調査結果に合わせて、「取得した」と「現在取得中である」を足した割合で表記。

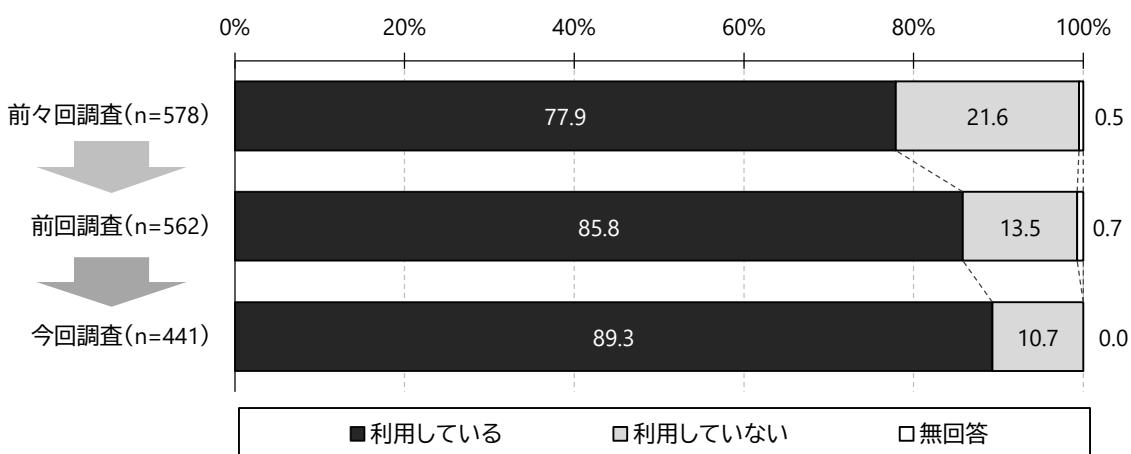
▼ 「定期的な」教育・保育の利用状況について<就学前児童保護者のみ>

保育所（園）や認定こども園などの教育・保育の利用の有無について「利用している」は89.3%となっています。小学校区別にみると、南串山町の81.5%を除くすべての小学校区で9割近い利用状況となっています。

『前々回調査結果（H26年）、前回調査結果（H30年）との比較』をみると、「利用している」は前々回調査が77.9%、前回調査が85.8%、今回調査が89.3%で、段階的に増加しています。



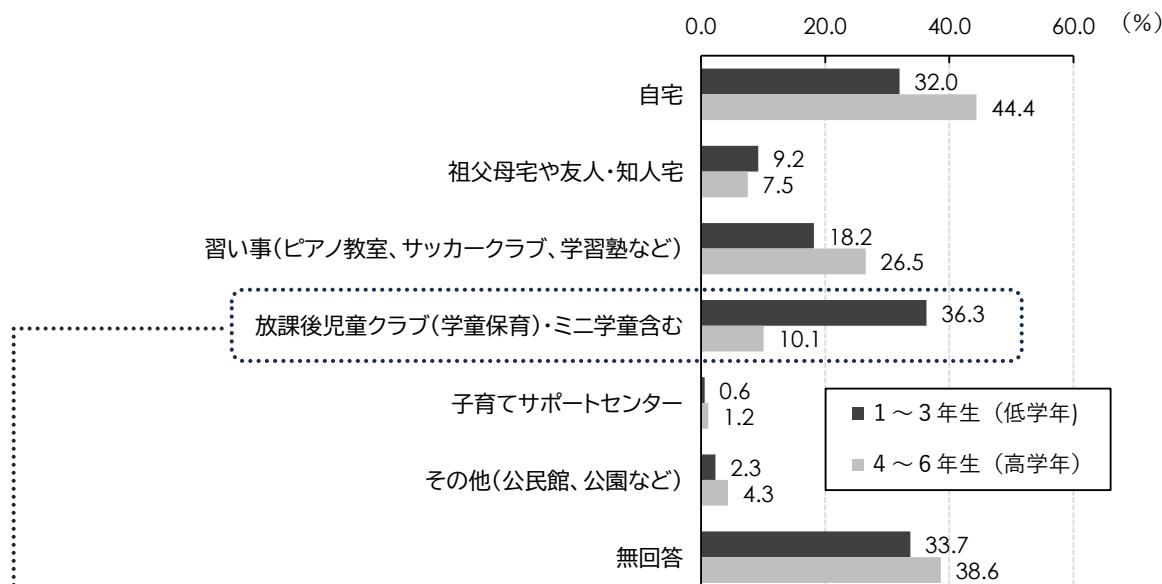
(参考)前々回調査結果(H26年)、前回調査結果(H30年)との比較



▼放課後の子どもの過ごし方について（複数回答）<小学生保護者のみ>

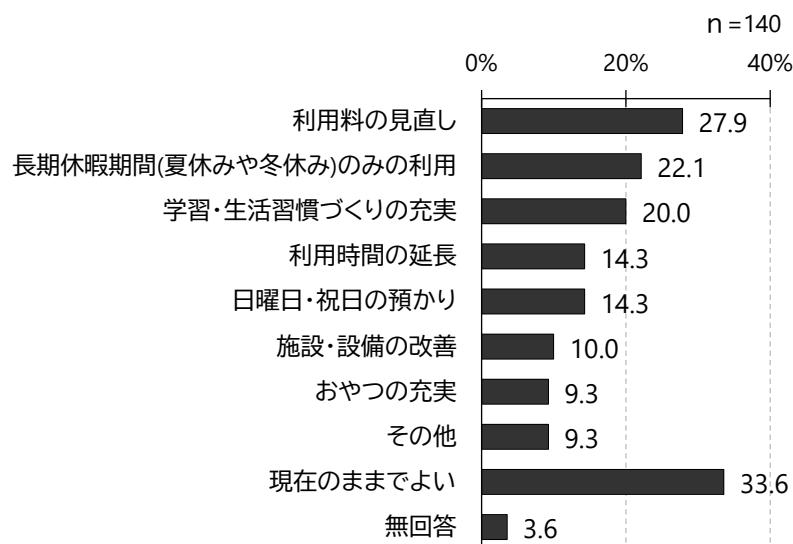
子どもたちの放課後の過ごし方について、1～3年生（低学年）は「放課後児童クラブ（学童保育）・ミニ学童含む」が36.3%で最も多い、次いで「自宅」が32.0%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が18.2%となっています。

4～6年生（高学年）は「自宅」が44.4%で最も多い、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が26.5%、「放課後児童クラブ（学童保育）・ミニ学童含む」が10.1%となっています。



「放課後児童クラブ（学童保育）」を選んだ方が今後、充実してほしいと思う内容（複数回答）

放課後児童クラブ（学童保育）で今後、充実してほしい内容について、「利用料の見直し」が27.9%、「長期休暇期間（夏休みや冬休み）のみの利用」が22.1%、「学習・生活習慣づくりの充実」が20.0%で多くなっています。また、「現在のままでよい」が33.6%と最も多くなっています。

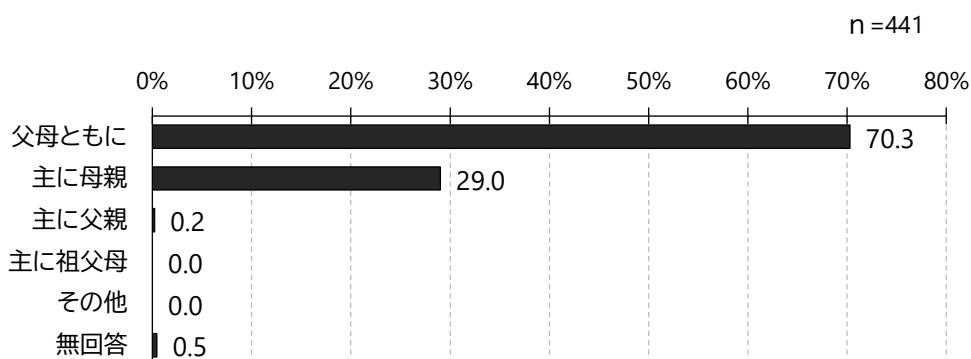


(2) 日頃子育てを感じていることについて

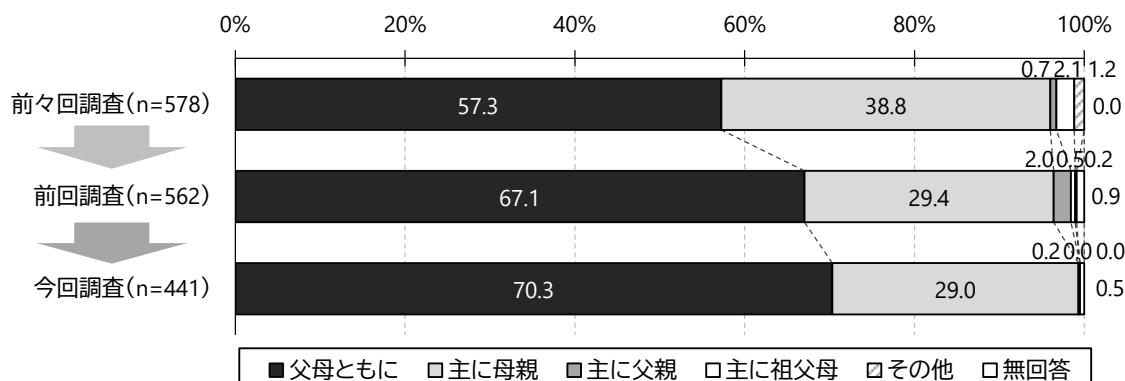
▼子育て（教育を含む）を主に行っている人＜就学前児童保護者のみ＞

教育を含む子育てを主に行っている人について、「父母ともに」が70.3%と最も多く、次いで「主に母親」が29.0%、「主に父親」が0.2%となっています。

『前々回調査結果（H26年）、前回調査結果（H30年）との比較』をみると、「父母ともに」は前々回調査が57.3%、前回調査が67.1%、今回調査が70.3%で、段階的に増加しており、前々回調査から今回調査までに1割以上増えています。



（参考）前々回調査（H26年）、前回調査結果（H30年）との比較

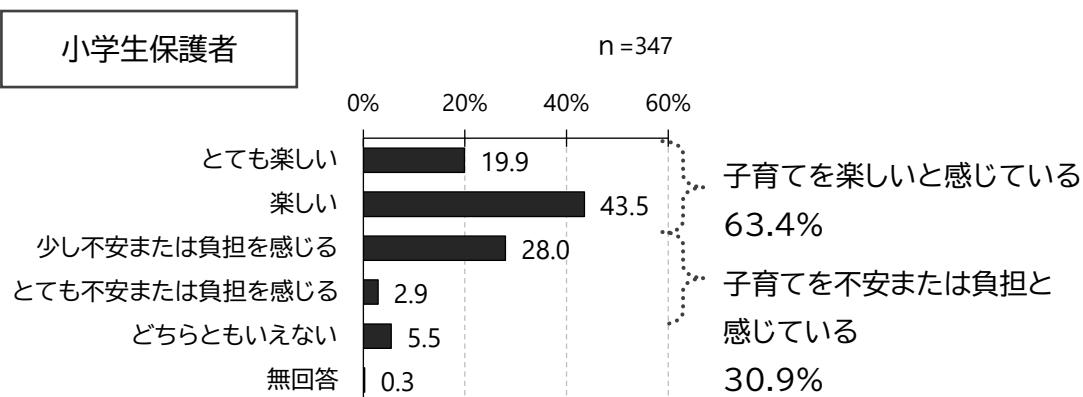
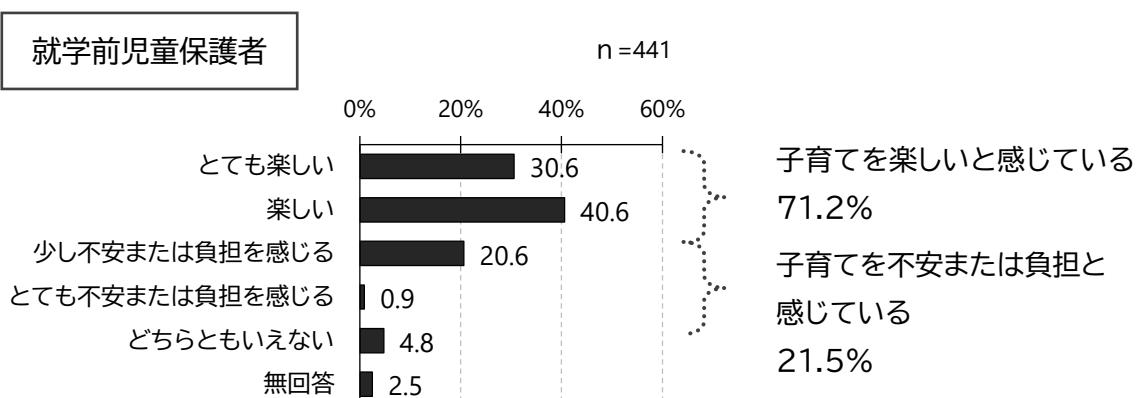


▼子育てで感じていることについて

子育てで感じていることについて、「とても楽しい」と「楽しい」を合わせた『楽しい』は、就学前児童保護者は 71.2%で、小学生保護者は 63.4 となっています。また、「少し不安または負担を感じる」と「とても不安または負担を感じる」を合わせた『不安または負担を感じる』は、就学前児童保護者は 21.5%で、小学生保護者は 30.9 となっています。

年齢別にみると、『楽しい』は低学年<小学1～3年生>までは子どもの年齢が上がるにつれて割合が低くなっていますが、高学年<4～6年生>では少し高くなっています。

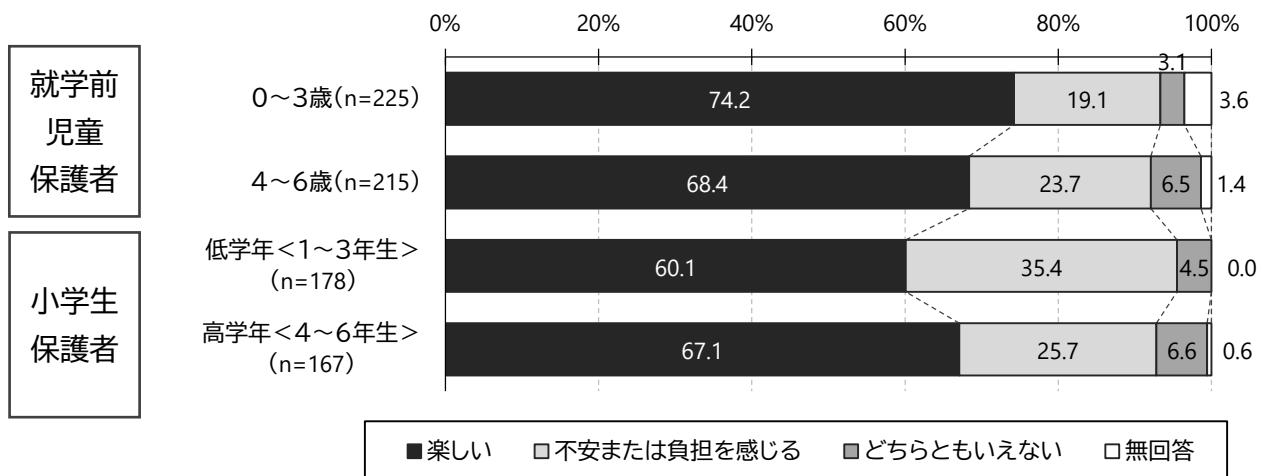
配偶者の有無別にみると、『楽しい』は就学前児童保護者では大きな差はありませんが、小学生保護者では“配偶者はいない”が“配偶者がいる”より下回り、5割を割っています。



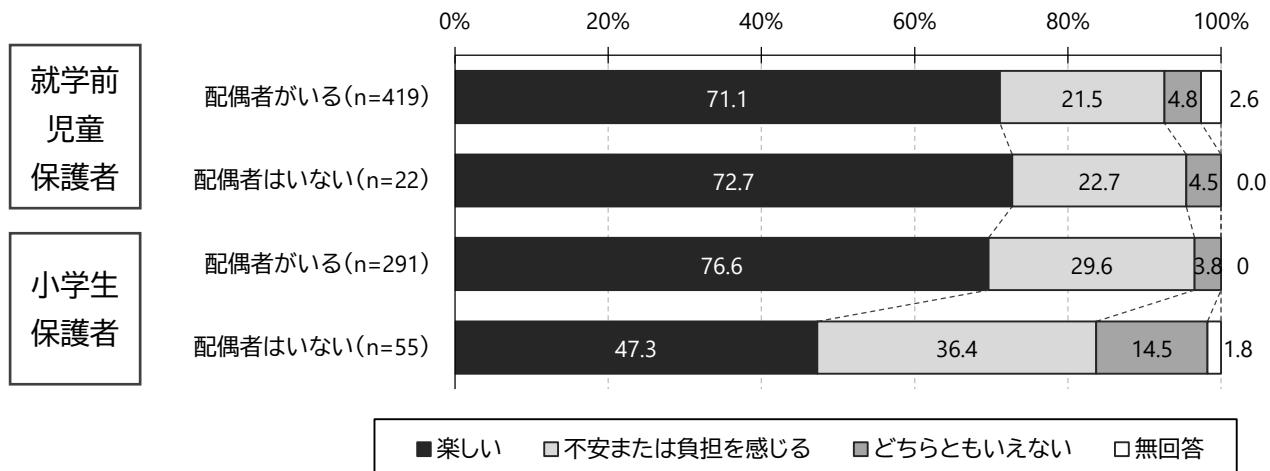
● ● ● 第2章 雲仙市の子どもを取り巻く状況 ● ● ●

注) クロス集計では、「とても楽しい」と「楽しい」を合わせた『楽しい』、「少し不安または負担を感じる」と「とても不安または負担を感じる」を合わせた『不安または負担を感じる』で表しています。

【年齢別クロス集計】



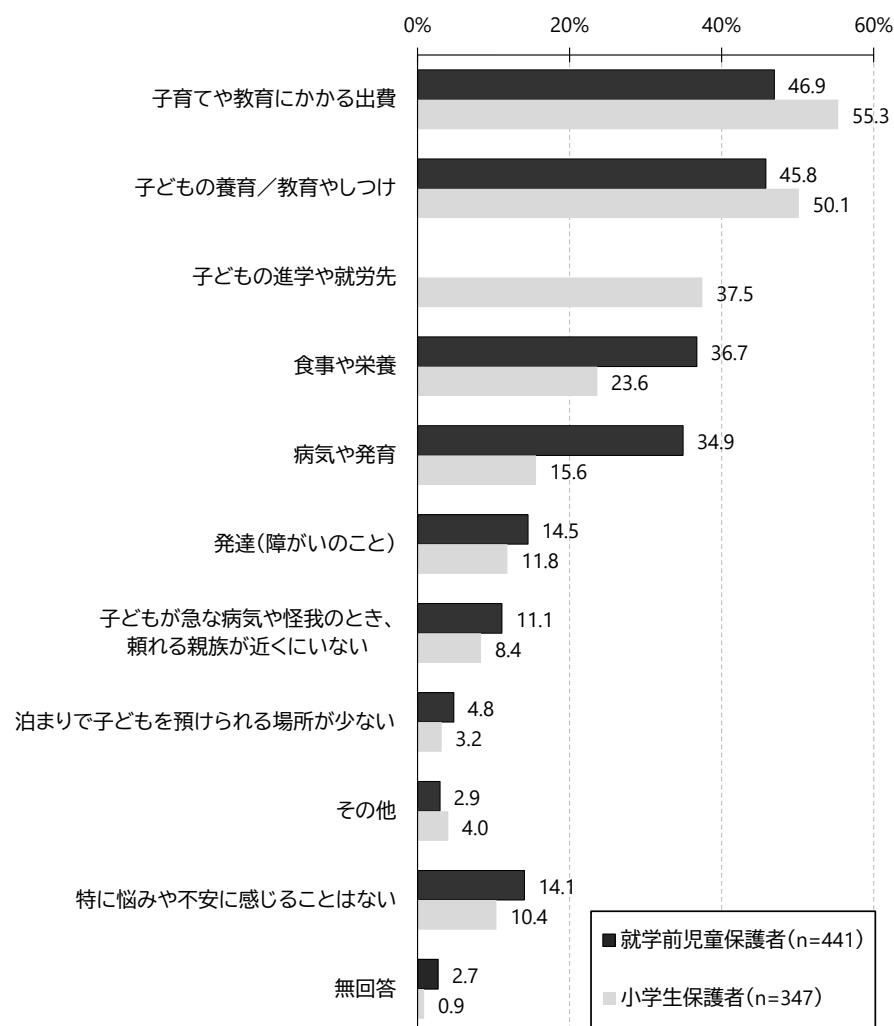
【配偶者の有無別クロス集計】



▼子育てで日頃悩んでいることや不安に感じることについて（複数回答）

子育てで日頃悩んでいることや不安に感じることについて、就学前児童保護者と小学生保護者ともに「子育てや教育にかかる出費」が4～5割以上で最も多く、次いで「子どもの養育/教育やしつけ」が4割～5割程度と多くなっています。

また、「特に悩みや不安に感じることはなし」は、就学前児童保護者が 14.1%、小学生保護者が 10.4%であることから、8～9割近くが子育てで、何かしらの悩みや不安を感じていることがうかがえます。



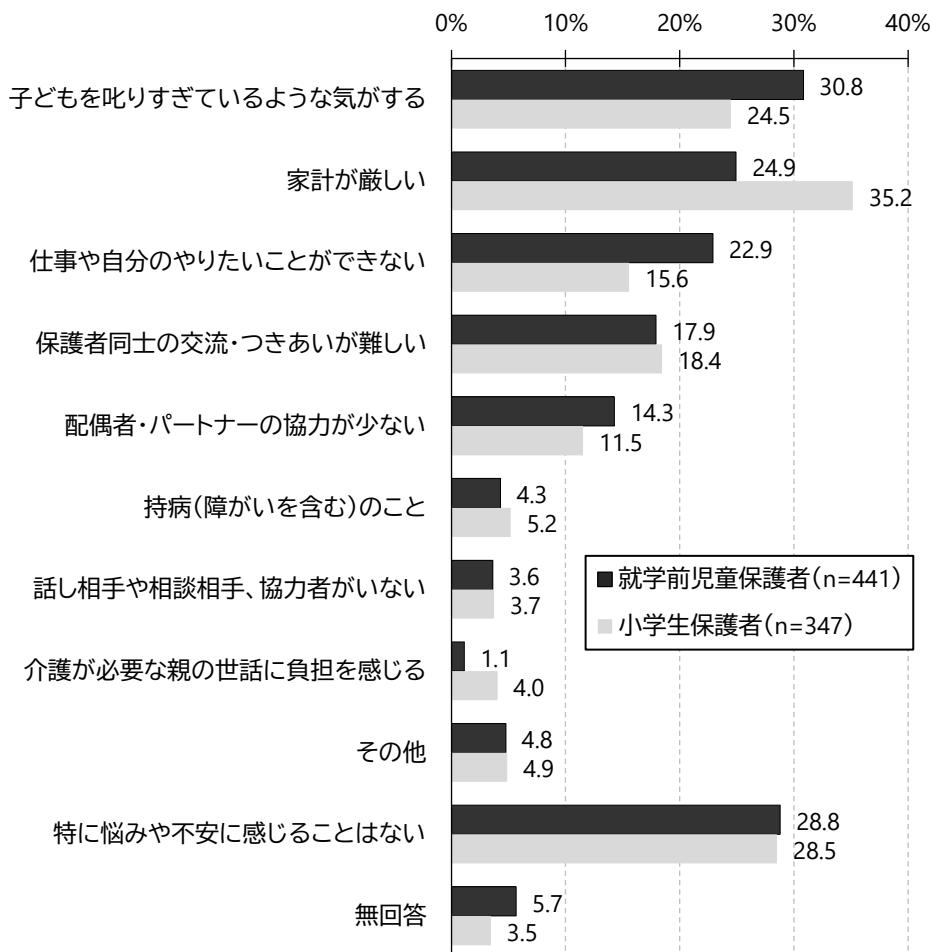
注)「子どもの進学や就労先」は小学生保護者票のみ

注) 就学前と小学生では、表記が一部異なります

▼子育て以外で日頃悩んでいることや不安に感じることについて（複数回答）

子育て以外で主に保護者が日頃悩んでいることや不安に感じることについて、就学前児童保護者は「子どもを叱りすぎているような気がする」が30.8%で最も多く、小学生保護者は「家計が厳しい」が35.2%で最も多くなっています。

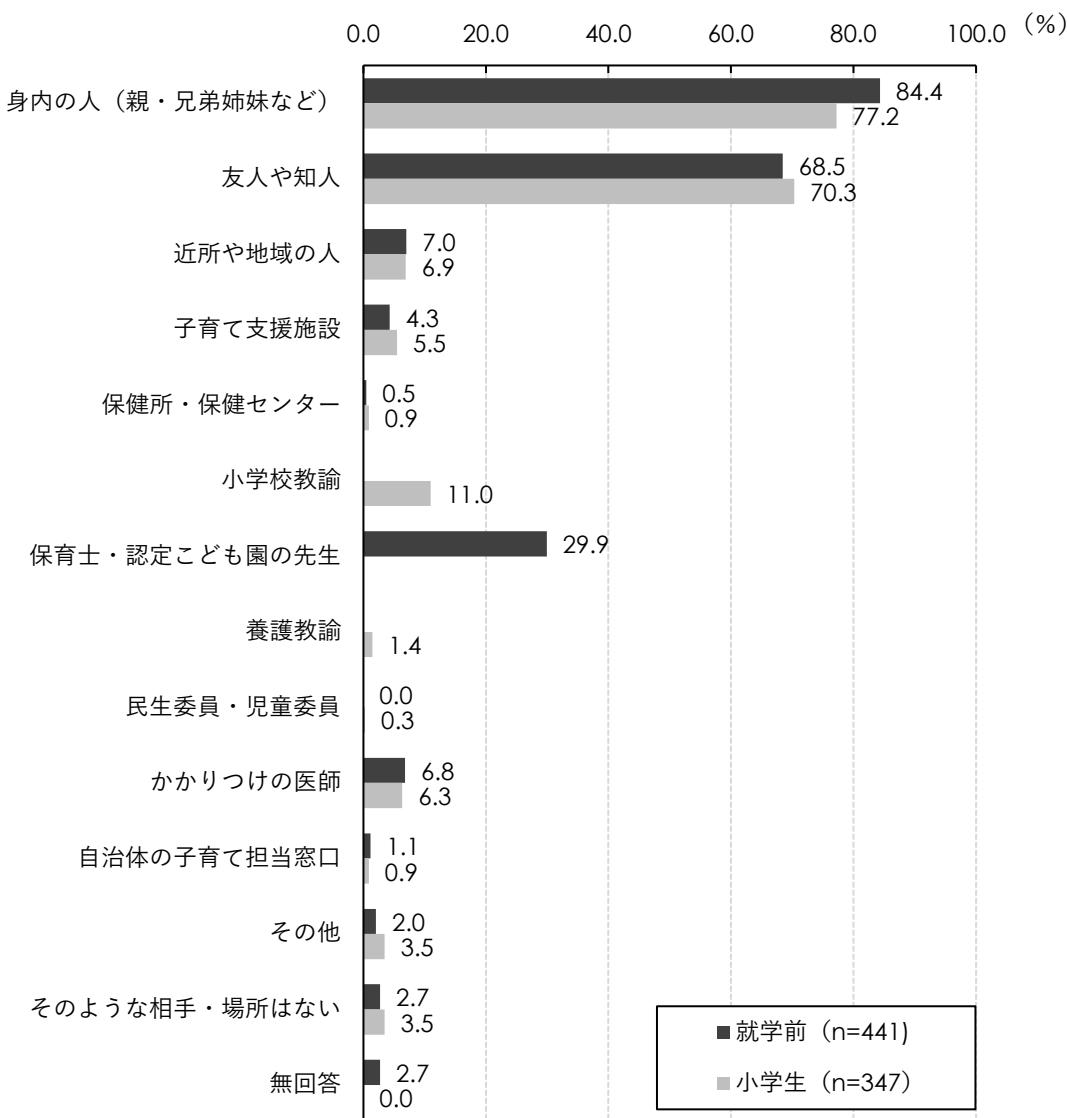
また、「特に悩みや不安に感じることはない」は、就学前児童保護者が28.8%、小学生保護者が28.5%であることから、どちらも7割程度が子育て以外で、何かしらの悩みや不安を感じていることがうかがえます。



▼気軽に相談できる相手（場所）について（複数回答）

気軽に相談できる先をみると、就学前児童保護者と小学生保護者ともに「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が8割前後で最も多く、次いで「友人や知人」が7割前後と多くなっています。

また、身内の人や友人、知人以外の気軽に相談できる先は、「保育士・認定こども園の先生」、「小学校教諭」を除くすべてが1割未満と少なくなっています。



注) 「小学校教諭」、「養護教諭」は小学生保護者票のみ

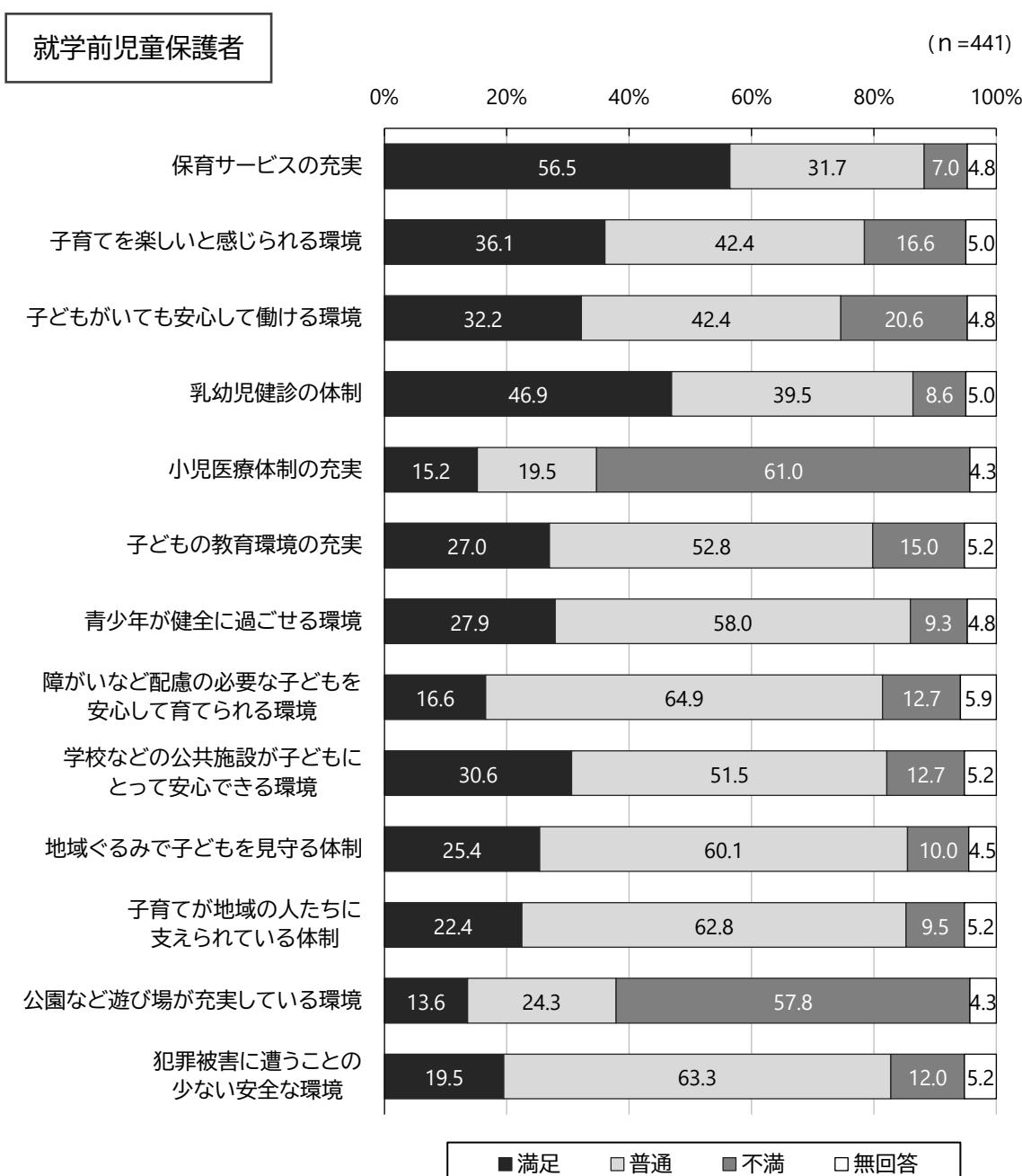
注) 「保育士・認定こども園の先生」は就学前児童保護者票のみ

(5) まちの子育て環境の状況について

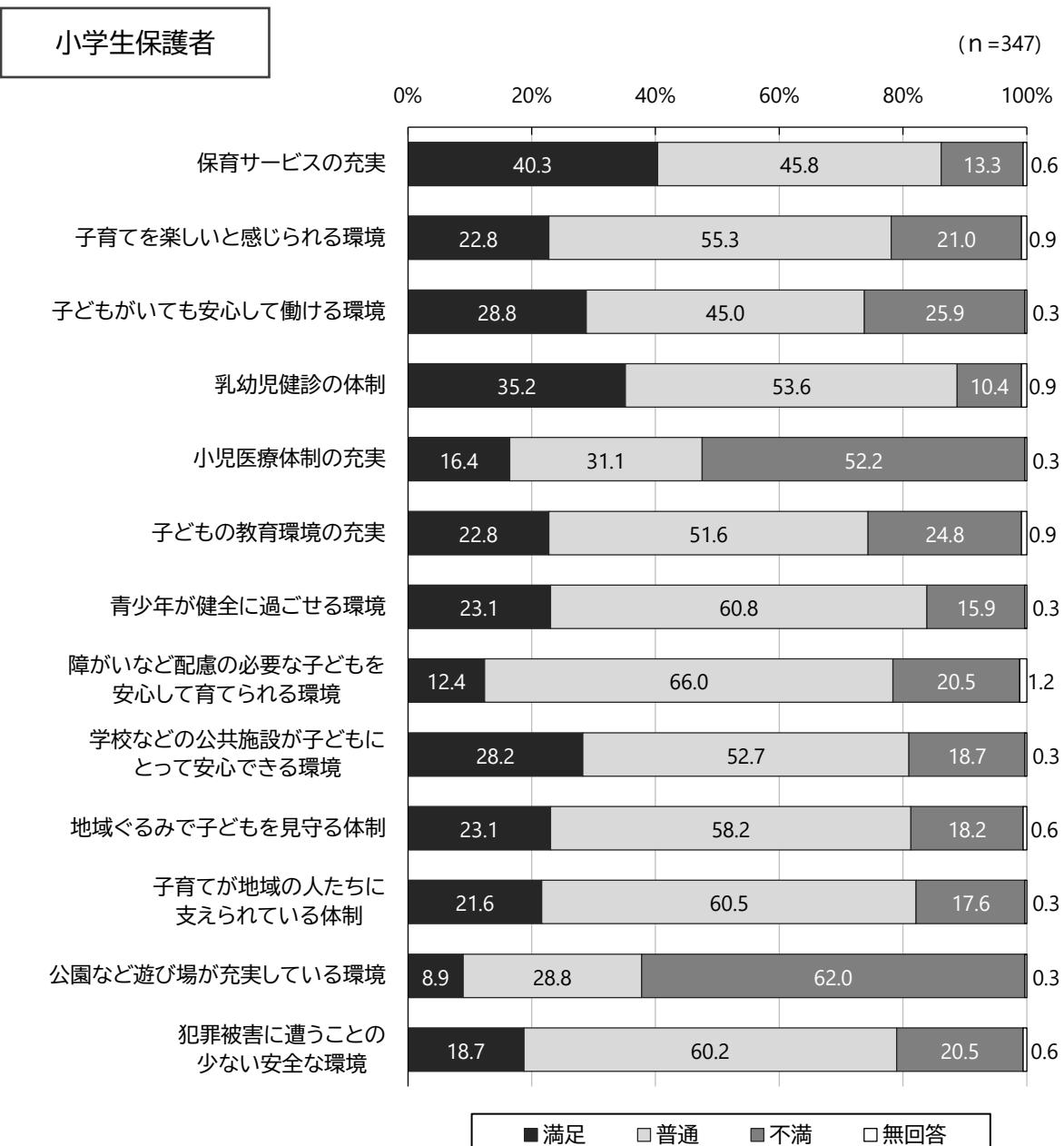
▼雲仙市の子育ての環境に関する満足度について（複数回答）

市の子育ての環境や支援への満足度について、『満足』の割合が高いものは、就学前児童保護者では、「保育サービスの充実」、「乳幼児健診の体制」、「子育てを楽しいと感じられる環境」となっています。小学生保護者では、「保育サービスの充実」、「乳幼児健診の体制」、「子どもがいても安心して働く環境」となっています。

また、『不満』の割合が高いものは、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「小児医療体制の充実」と「公園など遊び場が充実している環境」となっています。



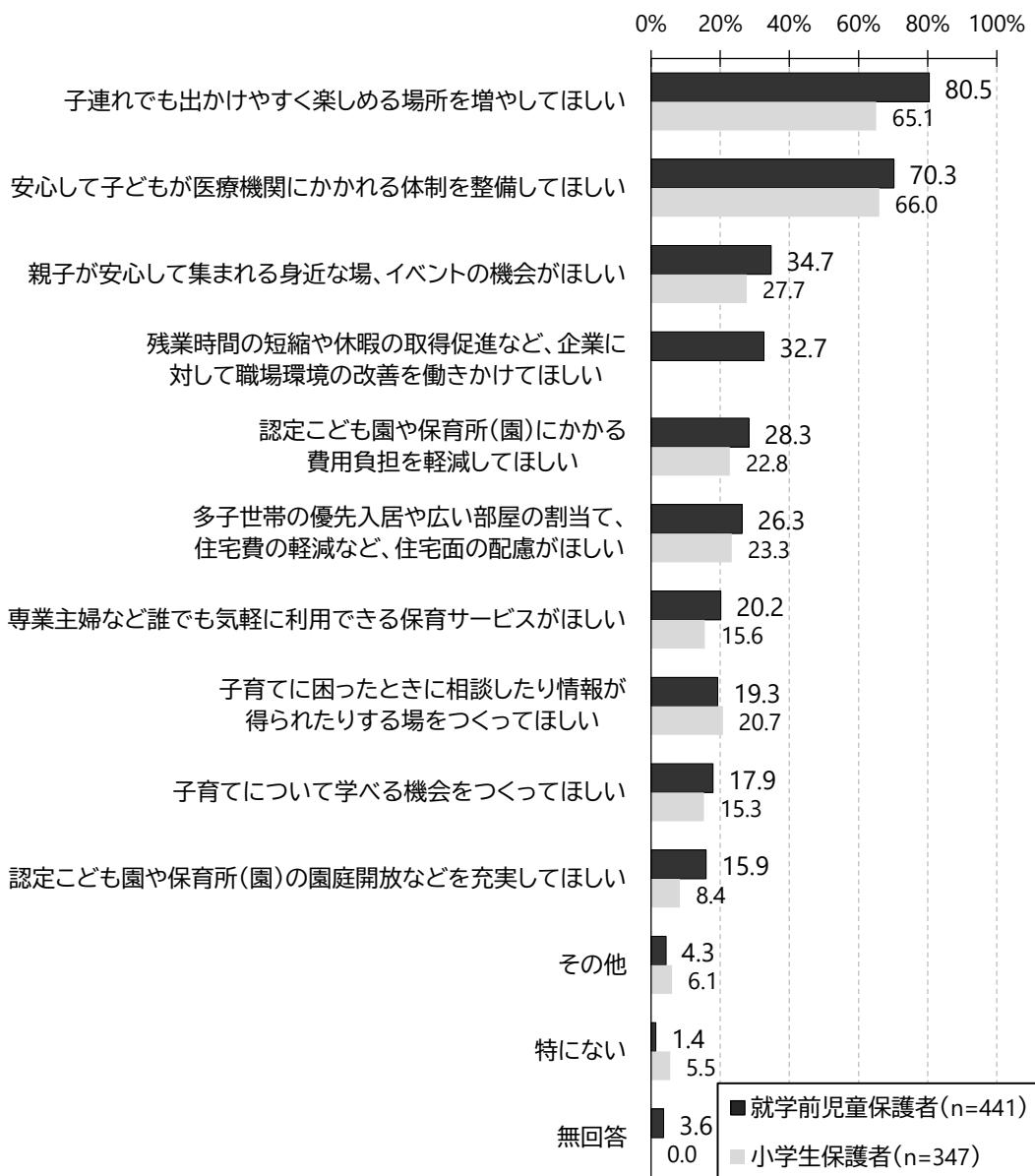
注) 調査の選択肢は「満足」、「やや満足」、「普通」、「やや不満」、「不満」となっており、集計結果では「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』、「やや不満」と「不満」を合わせた『不満』で表しています。



注) 調査の選択肢は「満足」、「やや満足」、「普通」、「やや不満」、「不満」となっており、集計結果では「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』、「やや不満」と「不満」を合わせた『不満』で表しています。

▼望ましいと思う子育て支援について（複数回答）

市の望ましいと思う子育て支援について、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」と「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が過半数を占めています。



第3節 施設等調査からみる市の状況

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、こども基本法に基づく“子ども・若者の意見聴取”としてアンケートやヒアリング調査を実施しました。若者への直接的な意見聴取ではなく、日頃から若者を含め支援を必要とする方へ相談支援等を実施している施設等から、間接的に支援を必要としている方々の実態や要望を把握する機会としました。また、認定こども園や保育所（園）、学童の今後の方針や運営上の課題、困りごとを抱えている子どもや家庭の状況や対応などを把握するために実施しました。

(2) 調査の対象、方法及び調査の時期

■施設等アンケート調査

対象の概要	調査方法
市内の認定こども園、保育所（園）	WEB アンケート調査
市内の学童（放課後児童クラブ）	

■施設等ヒアリング調査

対象の概要	調査方法
市内の認定こども園、保育所（園） 4園	ヒアリング調査
市内の相談支援事業所	

(3) 調査の時期

施設等アンケート調査：令和6（2024）年11月

施設等ヒアリング調査：令和6（2024）年2月

令和6（2024）年10月

(4) 配付・回収状況

■施設等アンケート調査

調査票名	配付数	有効回収数	有効回収率
市内の認定こども園、保育所（園）	25 票	24 票	96.0%
市内の学童（放課後児童クラブ）	14 票	10 票	71.4%

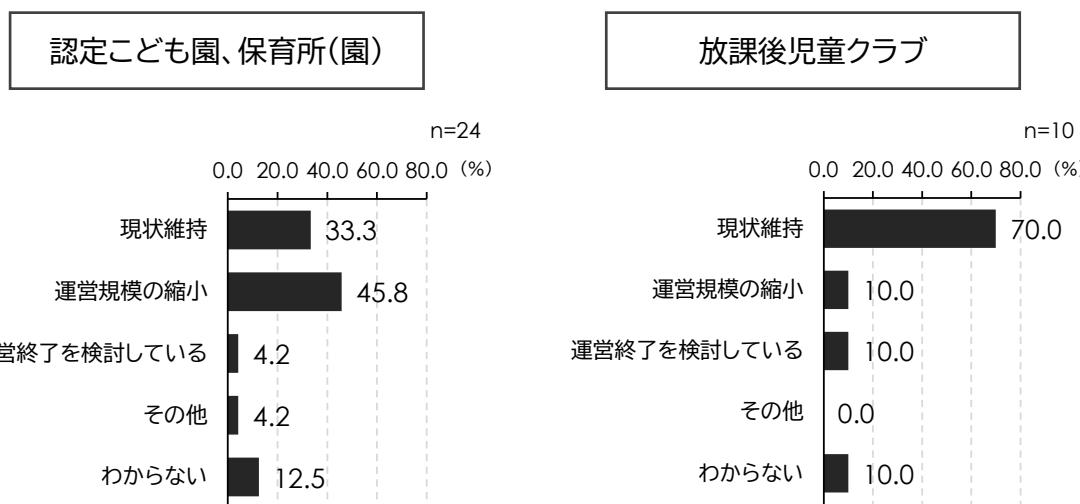
2 調査の結果

(1)施設等アンケート調査

施設の方針や状況について

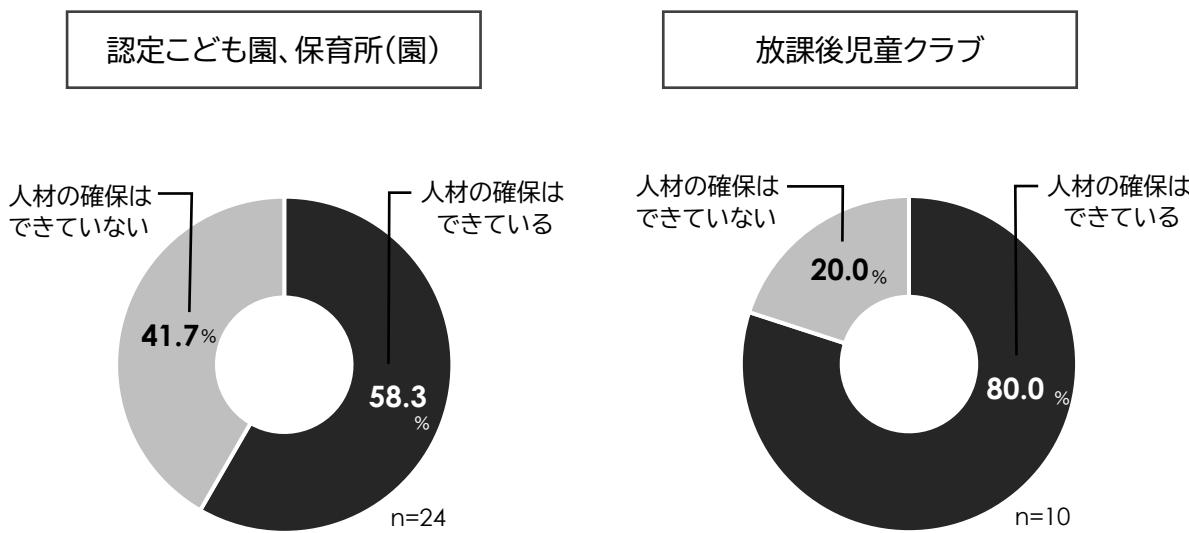
▼10年後の運営見込みについて

現時点で考える10年後の運営見込みについて、認定こども園、保育所（園）では、「運営規模の縮小」が45.8%で最も多く、次いで「現状維持」が33.3%となっています。一方で、放課後児童クラブでは、「現状維持」が70.0%で最も多く、「運営規模の縮小」は10.0%となっています。



▼人材の確保状況について

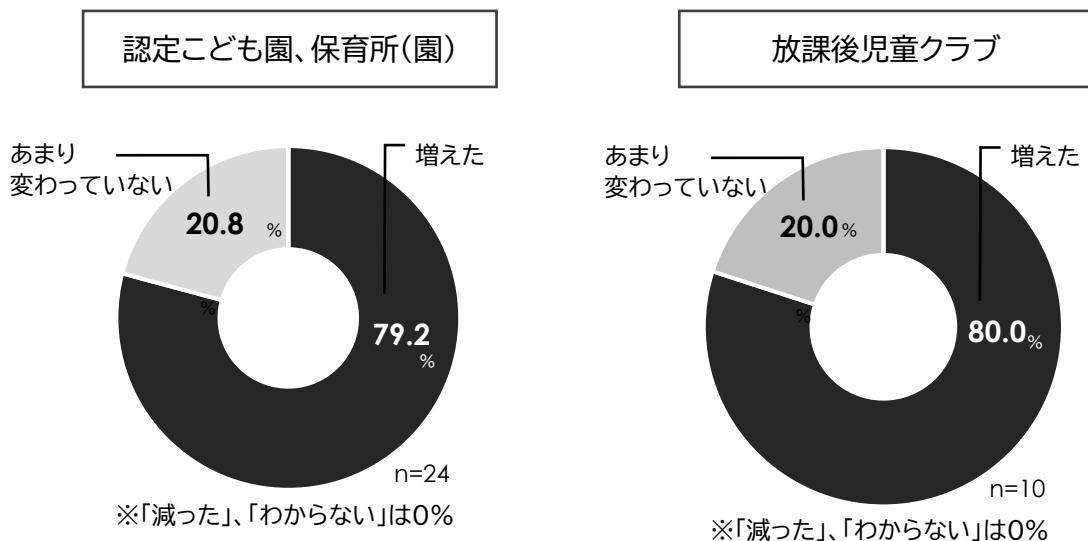
人材の確保状況について、「人材の確保はできている」は認定こども園、保育所（園）が58.3%、放課後児童クラブが80.0%で、ともに5割以上となっています。



近年の困りごとを抱えている子どもと保護者の傾向及び対応について

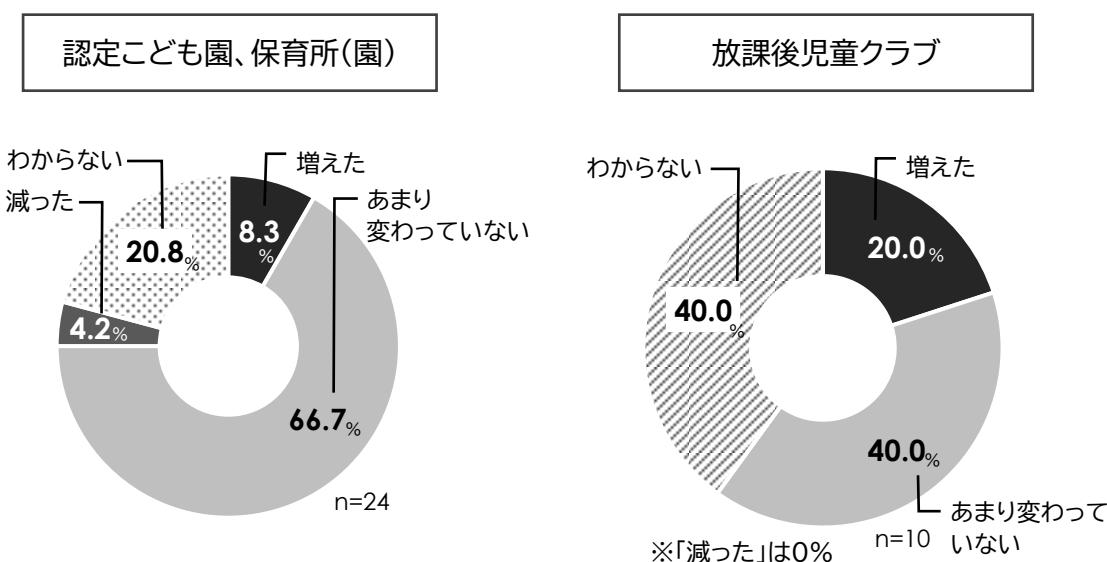
▼発達や障がいのある（と思われる場合も含む）子どもとその保護者（家族）への対応や相談の傾向（過去5年間程度）について

発達や障がいについて、「増えた」は認定こども園、保育所（園）が79.2%、放課後児童クラブが80.0%で、ともに8割前後と多くなっています。



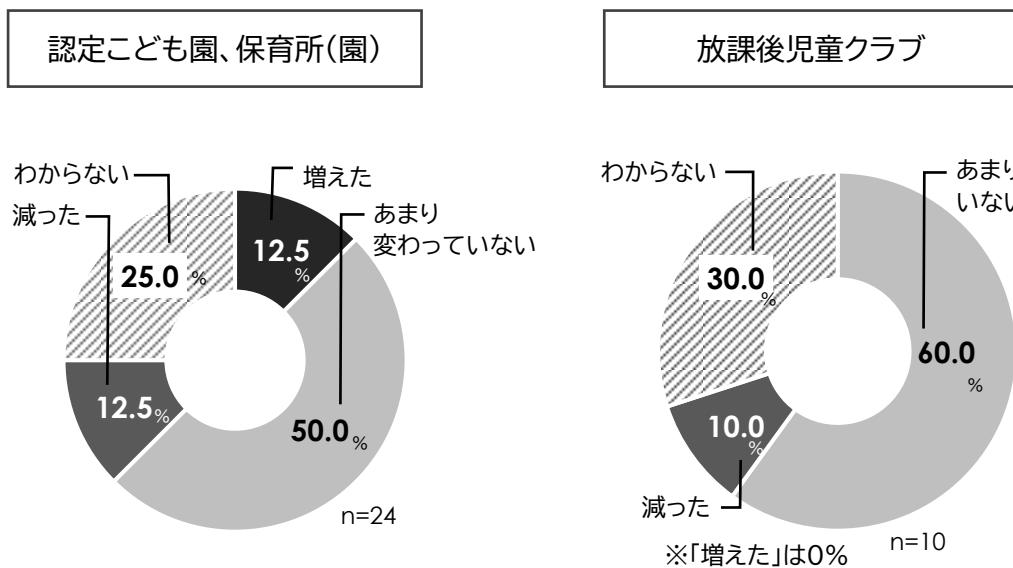
▼生活が経済的に困窮している保護者（家族）とその子どもへの対応や相談の傾向（過去5年間程度）について

生活困窮について、「増えた」は認定こども園、保育所（園）が8.3%、放課後児童クラブが20.0%で、ともに2割以下と低くなっています。一方で、「あまり変わっていない」は認定こども園、保育所（園）が66.7%、放課後児童クラブが40.0%で、ともに4割以上と多くなっています。



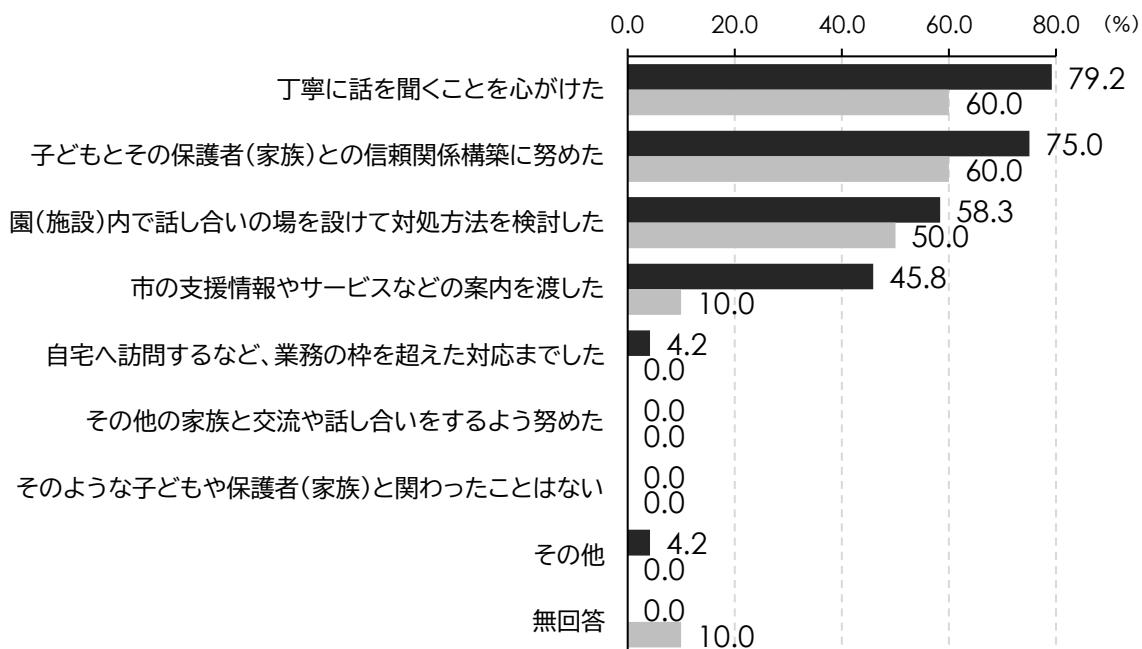
▼虐待やネグレクトを受けている子どもとその保護者（家族）への対応や相談の傾向（過去5年間程度）について

虐待やネグレクトについて、「増えた」は認定こども園、保育所（園）が12.5%、放課後児童クラブが0%で、ともに2割未満と少なくなっています。一方で、「あまり変わっていない」は認定こども園、保育所（園）が50.0%、放課後児童クラブが60.0%で、ともに5割以上と多くなっています。



▼困りごとを抱えている子どもとその保護者（家族）への対応として、心がけた支援について

困りごとを抱えている子どもとその保護者（家族）への対応として、心がけた支援について、認定こども園、保育所（園）、放課後児童クラブとともに「丁寧に話を聞くことを心がけた」、「子どもとその保護者（家族）との信頼関係構築に努めた」、「園（施設）内で話し合いの場を設けて対処方法を検討した」が多くなっています。



(2)施設等ヒアリング調査

■認定こども園、保育所（園）

園の状況	
保護者や子どもの近年の状況	<ul style="list-style-type: none"> ●年度によって子どもの人数も異なる上に、少子化傾向が続いている。 ●預ける時間が長い人は年々増えてきている。
人材確保の状況	<ul style="list-style-type: none"> ●配置人員に不足はない。途中入園や0～2歳児の入園があると一時的に職員が不足する。 ●職員の過剰な負担を軽減するため、規定人員以上の確保が望ましい。 ●ハローワークを通じた募集をかけても希望者がいない。
園（所）の運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の子どもは激減しており、既存事業の拡充は考えにくい。 ●新規事業にも取り組んでいきたいが、そのための職員が確保できない。
市の子育て環境	<ul style="list-style-type: none"> ●歩道が狭い。子どもが安心して歩けるよう道路の道幅を広げてほしい。 ●地域によって遊び場や道路の整備が不十分なところがある。 ●外国籍の子どもたちが言語の問題などで、不自由な思いをしないで保育所等へ通えるよう体制を整備してほしい。

■相談支援専門員、スクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）

困りごとを抱える子どもとその保護者（家族）の状況	
発達の心配や障がいのある子どもの傾向	<ul style="list-style-type: none"> ●発達の心配や障がいのある児童の相談件数は増えている。 ●早期療育の意向も考えられるが、就学前児童（特に2～3歳児）の相談件数が多い傾向がある。 ●兄弟で発達のつまずきがある傾向が増えている。
発達の心配や障がいのある子どもの家庭の傾向	<ul style="list-style-type: none"> ●経済的な悩みを抱えている家庭はあまりみられない。 ●発達や障がいのある子どもへの虐待のケースは、市内ではほとんどない。 ●親も発達系の障がいがある家庭が多い。
虐待・ネグレクトの傾向	<ul style="list-style-type: none"> ●あまり家でご飯を食べさせてもらっていないようなネグレクトや虐待は潜在していると思われる。 ●虐待の相談件数は年度によりばらつきがある。 ●心理的虐待は、子どもの前で夫婦げんかやDVが行われるケースが多い。 ●保護者の方が何らかの障がいがある場合も少なくない。
不登校・ひきこもりの傾向	<ul style="list-style-type: none"> ●不登校の子どもが増えており、雲仙市は不登校が多い傾向がある。 ●フリースクールに通っている子どもは増えてきている。 ●ひきこもりの子どもは、若いうちは力が強くて親だけではどうにもできないケースも多い。 ●ひきこもり対応はなかなか支援につなげることが難しい。
外国籍の子どもの傾向	<ul style="list-style-type: none"> ●最近、外国籍の妊婦さんからの相談件数が増えている。 ●市内に外国人労働者が増えており、言葉の壁もあって支援につながりにくくなっている。
相談支援の環境	<ul style="list-style-type: none"> ●計画相談を行う事業所が増えない。 ●相談支援員も増えない。プランを立てる人員が少なく職員1人の負担が増えている。
他機関連携	<ul style="list-style-type: none"> ●雲仙市は、行政機関を含めてどこの機関も協力的に感じられる。

第4節 子どもの意見聴取

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、こども基本法に基づく“子ども・若者の意見聴取”として、主に小学生から中学生の子どもたちに対して、子ども自身が望むことや子どもが日頃感じていることなどを把握し、“こどもまんなか”まちづくりを目指した施策の検討に活用するものです。

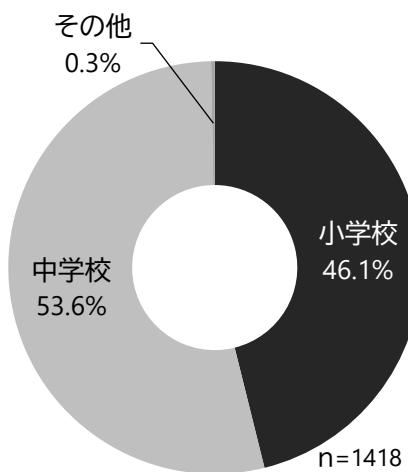
(2) 調査の対象

調査票名	調査対象の概要	調査方法（調査時期）
小学生票	市内の小学校に通う 小学1～6年生の児童	学校経由によるWEBアンケート調査 (令和6(2024)年8月)
中学生票	市内の中学校に通う 中学1～3年生の生徒	

2 調査の結果

▼ 通っている学校について

通っている学校について、小学校が46.1%、中学校が53.6%となっています。



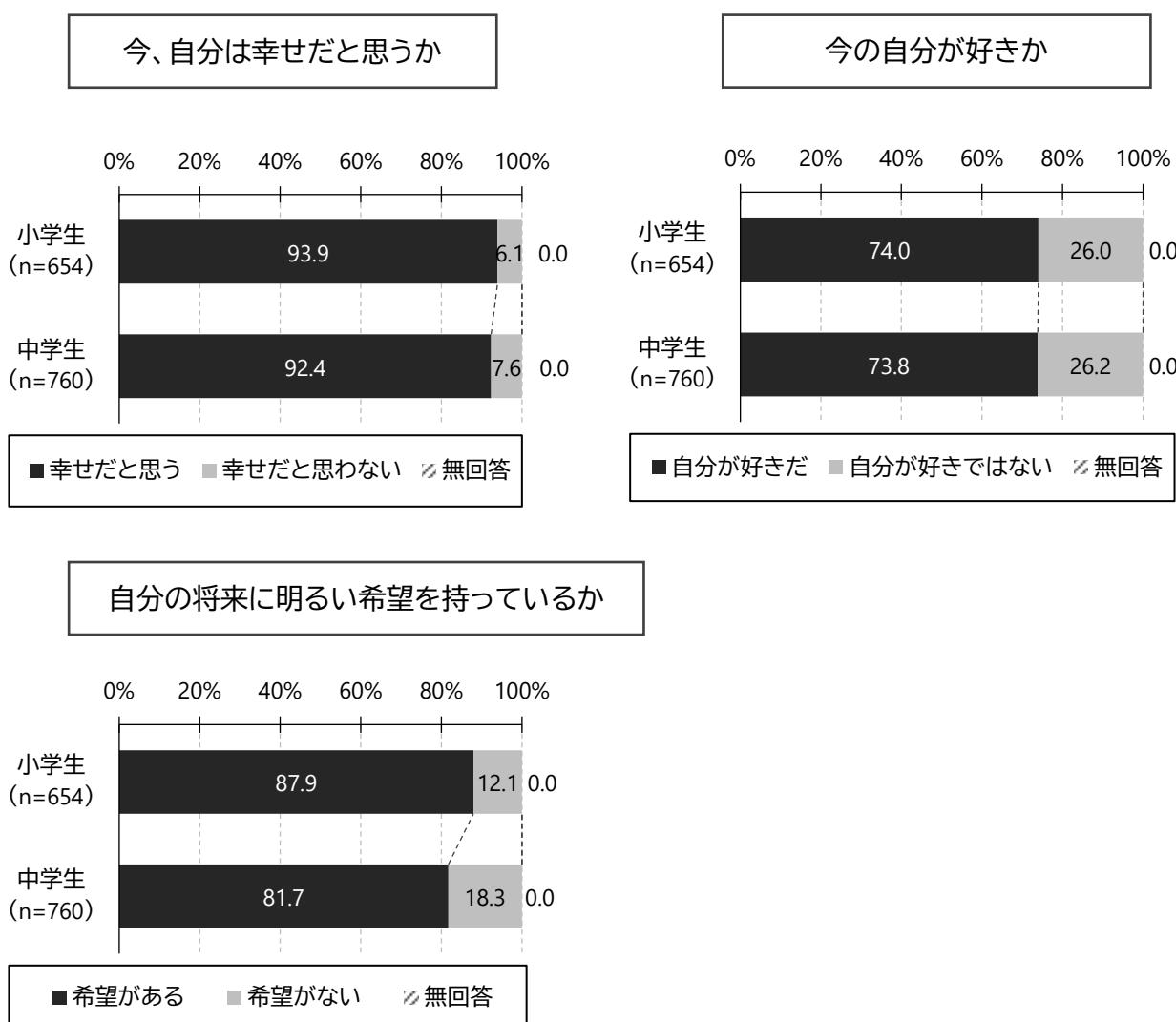
※以降の結果は、「その他」を除いた1,414票を集計した結果で表しています。

▼自分のことをどう思っているかについて

『今、自分は幸せだと思うか』について、小学生、中学生ともに「幸せだと思う」は9割以上となっています。

『今の自分が好きか』について、小学生、中学生ともに「自分が好きだ」は7割以上となっています。

『自分の将来に明るい希望を持っているか』について、小学生、中学生ともに「希望がある」は8割以上となっています。



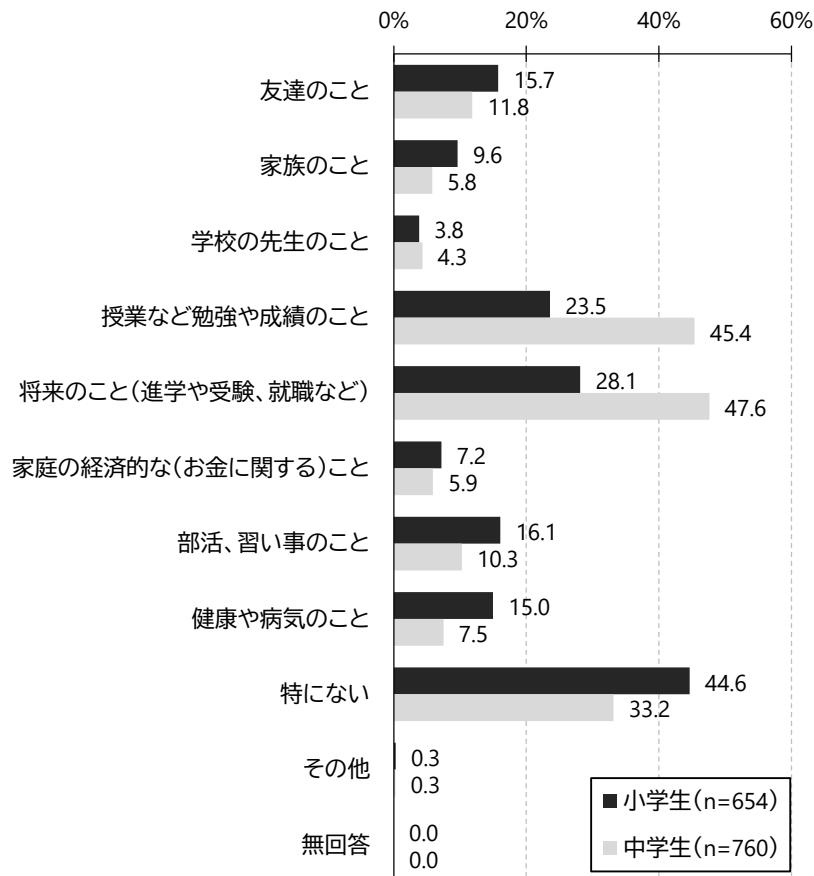
注) “今、自分は幸せだと思うか”は、調査の選択肢は「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」となっており、集計結果では「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『幸せだと思う』、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた『幸せだと思わない』で表しています。

注) “今の自分が好きか”は、調査の選択肢は「好きだ」、「どちらかといえば好きだ」、「どちらかといえば好きではない」、「好きではない」となっており、集計結果では「好きだ」と「どちらかといえば好きだ」を合わせた『自分が好きだ』、「どちらかといえば好きではない」と「好きではない」を合わせた『自分が好きではない』で表しています。

注) “自分の将来に明るい希望を持っているか”は、調査の選択肢は「希望がある」、「どちらかといえば希望がある」、「どちらかといえば希望がない」、「希望がない」となっており、集計結果では「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」を合わせた『希望がある』、「どちらかといえば希望がない」と「希望がない」を合わせた『希望がない』で表しています。

▼生活の中で困っていること、心配に感じることについて

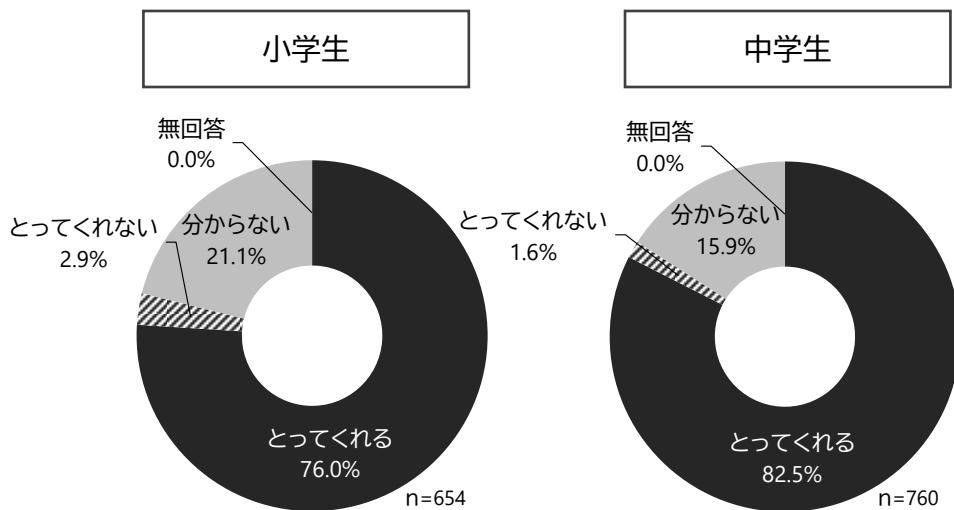
生活の中で困っていること、心配に感じていることについて、小学生は「特ない」が最も多く44.6%、次いで「将来のこと（進学や受験、就職など）」が28.1%、「授業など勉強や成績のこと」が23.5%となっています。中学生は「将来のこと（進学や受験、就職など）」が47.6%で最も多く、次いで「授業など勉強や成績のこと」が45.4%、「特ない」が33.2%となっています。



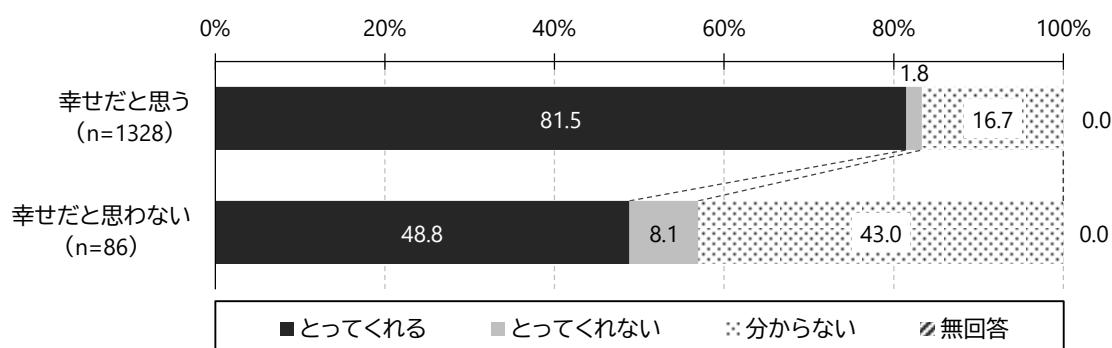
▼家族が自分と向き合う時間を十分にとってくれているか

家族が自分と向き合う時間を十分にとってくれているかについて、「とってくれる」は、小学生は76.0%、中学生は82.5%となっており、中学生がわずかに多くなっています。

また、「今、自分は幸せだと思うか」別にみると、「とてくれる」は、“幸せだと思う”が81.5%に対して、“幸せだと思わない”では48.8%と少なくなっています。



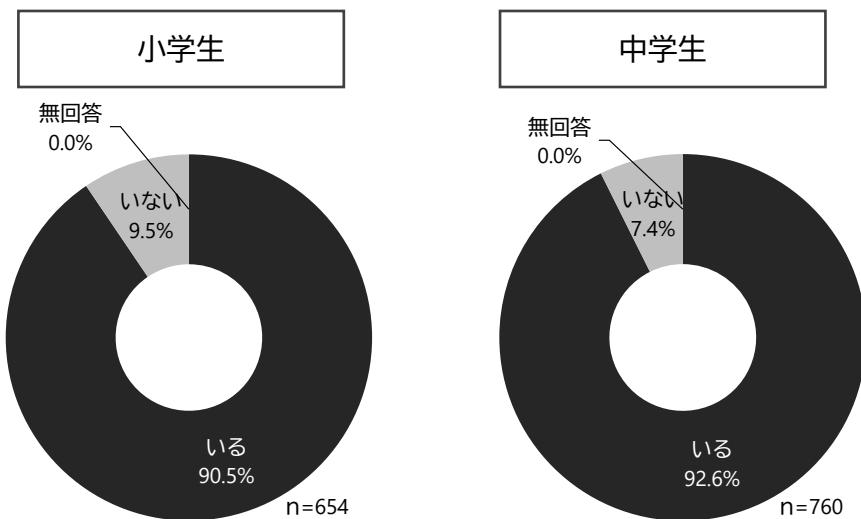
【今、自分は幸せだと思うか別のクロス集計】



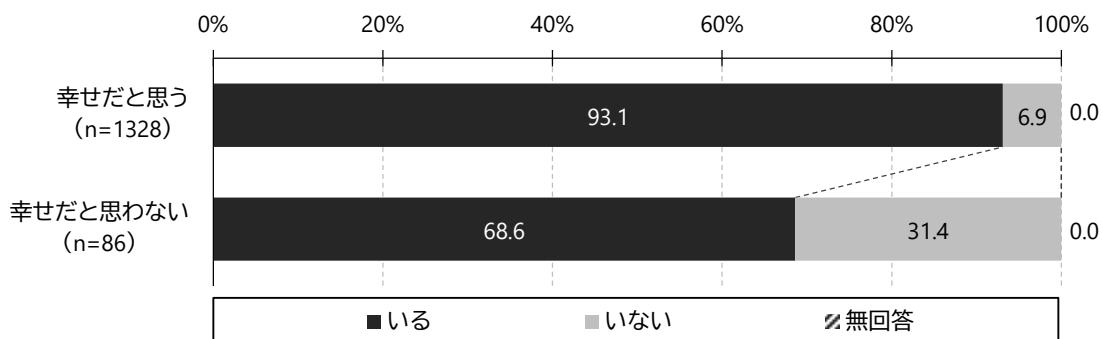
▼困ったときに相談できる人がいるか

困ったときに相談できる人がいるかについて、「いる」は、小学生は 90.5%、中学生は 92.6% どちらも9割以上となっています。

また、「今、自分は幸せだと思うか」別にみると、「いる」は、“幸せだと思う”が 93.1% に対して、“幸せだと思わない”は 68.6% と少なくなっています。

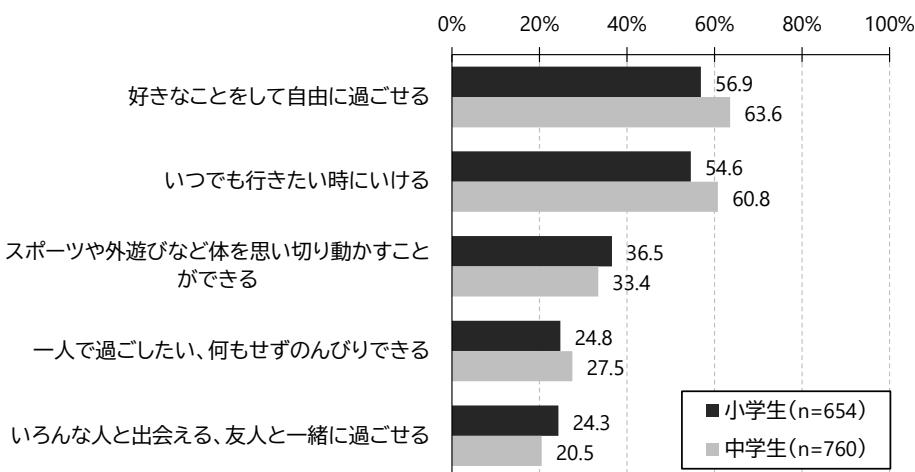


【今、自分は幸せだと思うか別のクロス集計】



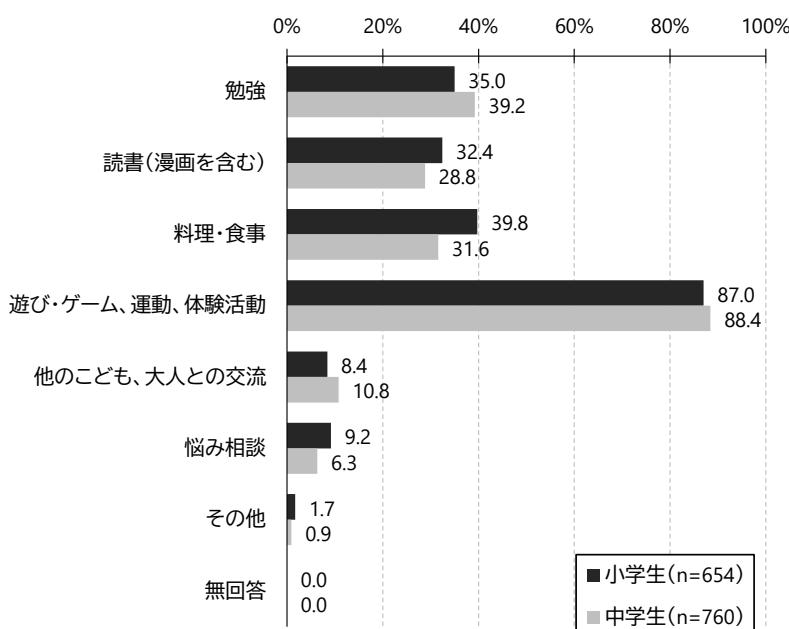
▼自宅や学校（授業や部活、クラブ活動）以外で、放課後に、自分一人や友達と過ごすことができる場所として、あれば利用したいと思う場所について（上位5位）

自宅や学校（授業や部活、クラブ活動）以外で、放課後に、自分一人や友達と過ごすことができる場所として、あれば利用したいと思う場所について、小学生、中学生ともに「好きなことをして自由に過ごせる」が最も多く、次いで「いつでも行きたい時にいける」、「スポーツや外遊びなど体を思い切り動かすことができる」が多くなっています。



▼自宅や学校（授業や部活、クラブ活動）以外で、放課後に、自分一人や友達と過ごすことができる場所でないこと（上位5位）

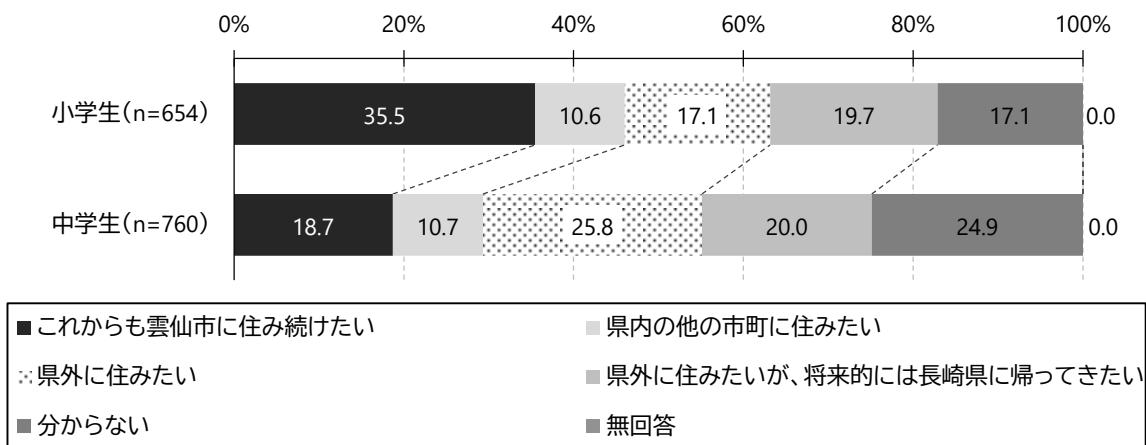
自宅や学校（授業や部活、クラブ活動）以外で、放課後に、自分一人や友達と過ごすことができる場所でないことについて、小学生、中学生ともに「遊び・ゲーム、運動、体験活動」が最も多く9割弱、そのほかに「料理・食事」と「勉強」が多くなっています。



▼これからも雲仙市や長崎県に住み続けたいか

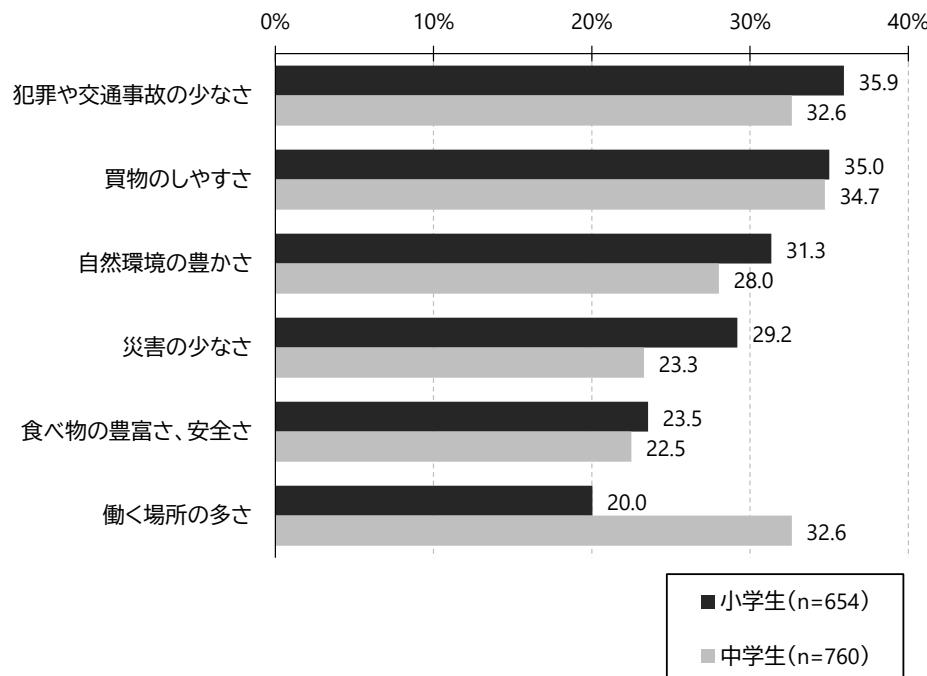
これからも雲仙市や長崎県に住み続けたいかについて、「これからも雲仙市に住み続けたい」は、小学生が35.5%、中学生が18.7%で、中学生が小学生と比べて半数近くまで少なくなっています。

一方で、「県外に住みたい」は、小学生が17.1%、中学生が25.8%で、中学校が小学校と比べて多くなっています。



▼将来、住む場所を選ぶ上で、特に大事にしたいこと（上位6位）

将来、住む場所を選ぶ上で、特に大事にしたいことについて、小学生は「犯罪や交通事故の少なさ」が最も多く、次いで「買物のしやすさ」、「自然環境の豊かさ」が多くなっています。中学生は、「買物のしやすさ」が最も多く、次いで「犯罪や交通事故の少なさ」と「働く場所の多さ」が同率、「自然環境の豊かさ」が多くなっています。



第5節**第2期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価結果****(1) 1～3号認定**

1～3号認定のうち、1号認定の利用者数のみ増加傾向となっており、計画値における量の見込みに対して、実績値の量の見込みは大きく上回っています。これは、保育所（園）の認定こども園化が進んだためと考えられます。また、2号認定と3号認定は、量の見込みが計画値と実績値での大きな差はみられませんでした。このことから、今後も保育所（園）の認定こども園化の動向を把握しつつ、1号認定と2号認定のバランスを考慮した量の見込みの設定と、利用者のニーズに沿った十分な確保の内容を設定していくことが求められます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

前述のとおり、保育所（園）の認定こども園化の進展により、延長保育事業は計画値に対して実績値の量の見込みが少なく、幼稚園型の一時預かりの量の見込みは多くなっています。また、ファミリー・サポート・センター事業の利用量も大きく増加しており、今後もニーズの把握に努めていくとともに、会員の増加が求められます。さらに、放課後児童クラブの利用者数は年々増加しており、計画値からかい離がみられることから、人口減少傾向を踏まえた適切な調整を行い、利用できない児童がいないよう地域の施設状況についても検討します。

(3) 子ども・子育て支援施策**基本目標1 子どもの健全育成(事業数 25 件)**

教育・保育施設における定員の適正な設定により、利用を希望するすべての児童が入所（園）することができます。また、職員や専門員に対して、研修や学習の機会づくりに取り組むことができています。

基本目標2 安心して子育てができる生活環境の整備(事業数 29 件)

保育所（園）等に、子育て支援員を配置し、子育てに関する情報を提供する体制づくりを推進するなど、各種情報発信に努めています。一方で、人件費・物価高騰の影響などから、市道の整備に影響がでるなどしています。

基本目標3 すべての子どもとその家庭の安全確保(事業数 10 件)

こども家庭センターを設置し、児童虐待防止対策について母子保健事業との情報共有が行えています。

また、特別な支援を要する子どもの学校での過ごし方について、保護者との面談及び関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うことができています。

基本目標4 地域における子育て支援(事業数 19 件)

市ホームページ内に「子育て応援サイト」を開設し、よりわかりやすく情報提供ができるようになっています。また、雲仙市青少年・子ども育成会議の各支部を中心に、公民館、文化会館を活用した世代間交流など各種事業を開催することができます。さらに、市内各町の図書ボランティアグループによる毎月の読み聞かせ会、としょかんまつりを開催するとともに、ボランティア養成研修会を開催するなど、地域の子育てへの取組を推進しています。

第6節

現状と傾向、課題のまとめ

現状と傾向、課題 1 地域性を踏まえた教育・保育の環境づくり

- 本市の出生数はわずかに減少傾向にありますが、出生率を全国と長崎県とで比べると、令和4(2022)年以降は全国と長崎県よりわずかに高い値を維持しています。
- 女性の未婚率は全国と長崎県と同程度の水準で、婚姻率は全国と長崎県の水準より低くかったものの、令和3年以降増加に転じて、長崎県の水準と同程度まで増加しています。
- 働く女性は増加傾向で、令和2(2020)年では、結婚や出産、育児期の年齢層にあたる20歳代後半～40歳代の働く女性の割合は9割前後まで増加し、全国と長崎県の水準と比べても高い状況です。
- アンケート調査結果（ニーズ調査）をみると、保育所（園）や幼稚園等を定期的に利用している就学前児童は9割近くとなっており、段階的に増加しています。
- ほとんどの女性が働いている状況にありながら出生率が微減で、比較的高い値を維持している要因の1つには、核家族世帯の割合の低さが考えられます。本市の核家族世帯の割合は全国、長崎県と比べて25ポイント以上低く、祖父母等と同居している家族が多い傾向がみられます。また、増加傾向にある婚姻率や未婚女性の割合が比較的低い傾向をみても、これまでの子育てへの環境整備やサービス充実の取組が良い影響を及ぼしているとも考えられます。
- 今後、全国の動向と同じように総人口の減少が予測されてはいるものの、以降も良い影響が続くことで、さらに子どもが生まれ、育つ環境への期待も大きくなることを考えると、教育・保育環境とサービスの維持や、仕事と子育てを両立できる環境のさらなる改善に取り組んでいくことが求められます。

現状と傾向、課題 2 就学児童生徒の居場所づくりへの対応

- 本市の年少人口（0～14歳）は減少傾向のまま推移することが予測されており、それに合わせて小学校児童数、中学校生徒数も減少していくことが示唆されます。
- 一方、放課後児童クラブの利用者数は増加傾向にあり、令和6(2024)年度時点で小学1～2年生は、約半数の児童が利用している状況です。また、これまで低学年（1～3年生）が主な利用者でしたが、小学4年生も令和3(2021)年度以降は利用者の割合が大きく増えています。この背景には、共働き家庭の増加や核家族化の進展が要因の1つとして考えられます。
- アンケート調査結果（ニーズ調査）をみると、放課後児童クラブを利用している保護者が、今後の充実を求める内容は、『利用料の見直し』や『長期休暇期間（夏休みや冬休み）のみの利用』、『学習・生活習慣づくりの充実』などが上位にあがっており、その背景には、共働き、核家族化により家庭での教育やさまざまな体験を提供する機会づくりが難しくなっている状況がうかがえます。
- 子どもの意見聴取（小中学校アンケート調査）をみると、自宅や学校以外の放課後に過ごせる場所として、“好きなことをして自由に過ごせること”、“いつでも行きたい時に行けること”に高いニーズがあり、“遊び・ゲーム、運動、体験活動”をして過ごすことを、子どもは望んでいることがうかがえます。
- 本市の核家族化の進展は全国と比べて低いながらも着実に増加していること、全国的にみても働く女性の割合が高いことを考慮すると、就学後の子どもが、家と学校以外で過ごせる“子どもの居場所づくり”的充実が、より重要な取組となっていきます。その一環として、放課後児童クラブの役割や機能については、今後、改めて検討の必要性が求められている状況であり、そのほか、放課後子ども教室や関連する施設、地域活動等についてもあわせて検討していく必要があります。

現状と傾向、課題 3 子どもたちとその保護者や家族の悩み・不安への対応

- アンケート調査結果（ニーズ調査）から、働いている母親は8～9割、そのうちフルタイムで働く母親は3割程度となっています。育児休業の取得状況では、まだ十分ではないものの、母親、父親ともに育児休業を取得している割合は増加傾向にあります。
- 教育を含む子育てを父母ともに行っている家庭は増加傾向にあり、夫婦の子育てに対する役割分担や考え方方が変化していることがうかがえます。
- 気軽に相談できる先は、身内の人や友人・知人に集中しており、それ以外の保育士や小学校教諭を除くと、すべてが1割未満であることから、相談先が限定的になっている可能性があります。
- 子育てで日頃悩んでいることや不安に感じる人は8～9割近くで、その主な内容は『子育てや教育にかかる出費』、『子どもの養育/教育やしつけ』について多くなっています。また、子育て以外で日頃悩んでいることや不安に感じる人は7割程度で、その主な内容は『子どもを叱りすぎているような気がする』ことや、『家計が厳しい』、『仕事や自分のやりたいことができない』について多くなっています。
- 子どもの意見聴取（小中学校アンケート調査）をみると、“自分は幸せだと思わない”と感じている子どももは1割未満ですが、その子どもは、“家族が自分と向き合う時間を十分にとってくれると感じている”割合と、“困ったときに相談できる人がいる”割合が比較的の低くなっています。
- 保護者の悩みや不安の要因の1つとしては、仕事や家事、育児等が忙しすぎて、家で余裕を持って子どもと接することができない状況があることが考えられます。ほとんどの家庭が共働きで、父母が一緒にになって子育てをするようになった一方で、日頃の情報共有や相談先が限定的になっていることも示唆され、病気や緊急を要する事態に対して、必要な支援や専門機関にスムーズにつながりにくくなっている可能性も考えられます。必要な支援や専門機関へのより身近で相談しやすいアクセス方法と情報発信の工夫が求められます。また、自分が幸せだと感じていない子どもは少ないですが、そうした子どもの中には、家族と関わる時間や相談相手を必要としているケースが見受けられます。

現状と傾向、課題 4 発達や虐待、不登校などへの対応

- 本市の障害者手帳を所持している18歳未満の子どもは増加傾向にあり、特別支援学級に通級している児童生徒はそれ以上に多く、特に小学生は平成27（2015）年度から令和5（2023）年度までで3倍以上増え、特別支援学級数もそれに応じて2倍以上に増えています。
- 近年、発達を含む障がいのある子どもは全国的に増加傾向にあり、教員や保護者の発達に対する理解は深まっている傾向にありますが、学校での学習支援や環境の確保、ほかの児童生徒との交流のあり方などで困難な状況も生じています。
- 施設等ヒアリング調査結果では、虐待・ネグレクトの潜在性への懸念や不登校児童生徒の増加、ひきこもりへの対応の困難さなどについて、意見がありました。
- 所（園）や学校をはじめとした日頃から子どもたちと接する場での早期発見と、専門機関との連携による早期対応が重要になっています。さらに、これらの事象への対応は、子どもたちの心身のケアのほかに、家庭環境の問題も大きく影響していることから、保護者や家族への適切な支援やサービスの提供にあたっては、支援する側とそれを受けける側との十分な信頼関係の構築と工夫も求められます。

第3章 計画の基本的な方向性

第1節 計画の基本理念

計画の基本理念は、5年間の計画期間の中で雲仙市の子ども、若者、子育て世代が安全・安心に暮らすことのできるまちづくり、子育て環境の充実、若者の社会参画等を包含した将来に向けて目指すべきビジョンです。

行政を担う市役所をはじめ、地域、市民のすべてが基本理念のビジョンを共有し、子育て環境や若者の社会参画環境づくりをともに推進していくための共通理念となります。

<基本理念>

**すべての子ども・若者が安心して育ち、暮らせるまちづくり
地域全体で助け合い、親と家族を支え合う優しい地域づくり**

本市でこれまで推進されてきた子ども・子育て施策を束ねる計画である「雲仙市子ども・子育て支援事業計画」から、子ども、若者支援を総合的に推進する「雲仙市こども計画」となり、新たな子ども・子育て施策を含むより大きな計画となりました。

第2期雲仙市子ども・子育て支援事業計画まで継承されてきた基本理念である「すべての親が安心して子育てができ、地域全体で子どもを見守るまち」では、子どもが健全に育つ環境づくりを主に親の子育てと地域で子どもを見守ることを目指す姿として計画を推進してきました。

本計画では、すべての“子ども”を中心として、子ども・子育て施策を推進するよう改めて目指す姿の考え方を見直すとともに、その対象に若者も含め、すべての子育て家庭が仕事と育児の生活バランスがとれ、安全で安心に暮らせる輝く未来づくりを推進するものです。

そのためには、「雲仙市子ども・子育て支援事業計画」から一貫している“地域全体で”子育て環境を充実させていく考え方を継承し、助け合いと支え合いによる、親とその家族に優しい地域づくりを推進していきます。

第2節 計画の基本目標

本計画の基本理念『すべての子ども・若者が安心して育ち、暮らせるまちづくり 地域全体で助け合い、親と家族を支え合う優しい地域づくり』の実現に向けて取り組む各種施策の基本目標として、「ライフステージごとの支援」と「ライフステージによらず行う支援」の2つの展開を軸にした7つの目標を設定します。

ライフステージごとの支援

基本目標1 誕生前から幼児期までの支援

子どもの誕生前から妊娠、出産、幼児期までの保護者と子どもが、安全かつ健康に過ごせるよう、保健と医療などの切れ目のない支援を充実します。

また、幼児教育と幼児保育がすべての子どもたちにいきわたるよう、質と量の提供に努めます。

基本目標2 就学後から18歳までの子どもへの支援

就学後の小学校児童、中学校生徒、及び18歳までの子どもたちが、心身ともに健全に育つよう、子どもたちが過ごす主要な場である学校や遊び場、放課後児童クラブ等の安全かつ安心な環境づくりと質の向上に努めます。

また、悩みや不安を抱える子どもたちに対して、適切な支援や安心して過ごせる環境づくりの整備に取り組みます。

基本目標3 18歳以降の若者への支援

市の未来の担い手である18歳以降の若者たちが、健全に社会と関わり続けていくために、就労支援や抱えている悩みや不安に応じた各種相談支援などのサポート体制の充実に努めます。

また、結婚や出産、定住の機会づくりに取り組み、若者が安心して暮らせるまちづくりに向けて福祉分野の充実を推進します。

ライフステージによらず行う支援

基本目標4 子どもの貧困の解消に向けた対策

貧困により、子どもが適切な養育、教育並びに医療を受けられないと、多様な体験の機会を得られないこと及び権利や利益を害され社会から孤立することがないよう、保育所（園）等、学校、相談窓口などの発見から支援へつなげるため、各関係機関と各種サービスが連携して対応できる体制づくりを推進します。

基本目標5 課題や困難を抱える子どもや家族への支援

発達を含めた子どもの障がい、いじめ、不登校、虐待、ネグレクト、ヤングケアラーなど、子どもたち自身が抱える悩みや不安に起因する心身の負担や負荷に対する適切なサポート環境の整備を充実していきます。

また、子どもの安全かつ安心な暮らしを確保するために関係施設や機関と連携し、保護者やその家族に寄り添ったフォローとサポートから着実な支援へつながるよう、“人対人”に重点を置いた、思いやりと配慮のある対応ができる体制づくりを推進します。

基本目標6 子育て当事者への支援

共働きや子育て、家族の世話などで心身に余裕がなくなってしまっている保護者たち子育て当事者が、安心して子育てができるよう各種制度の活用や支援メニューの充実を推進します。

基本目標7 子ども・若者・子育てに優しい社会づくり

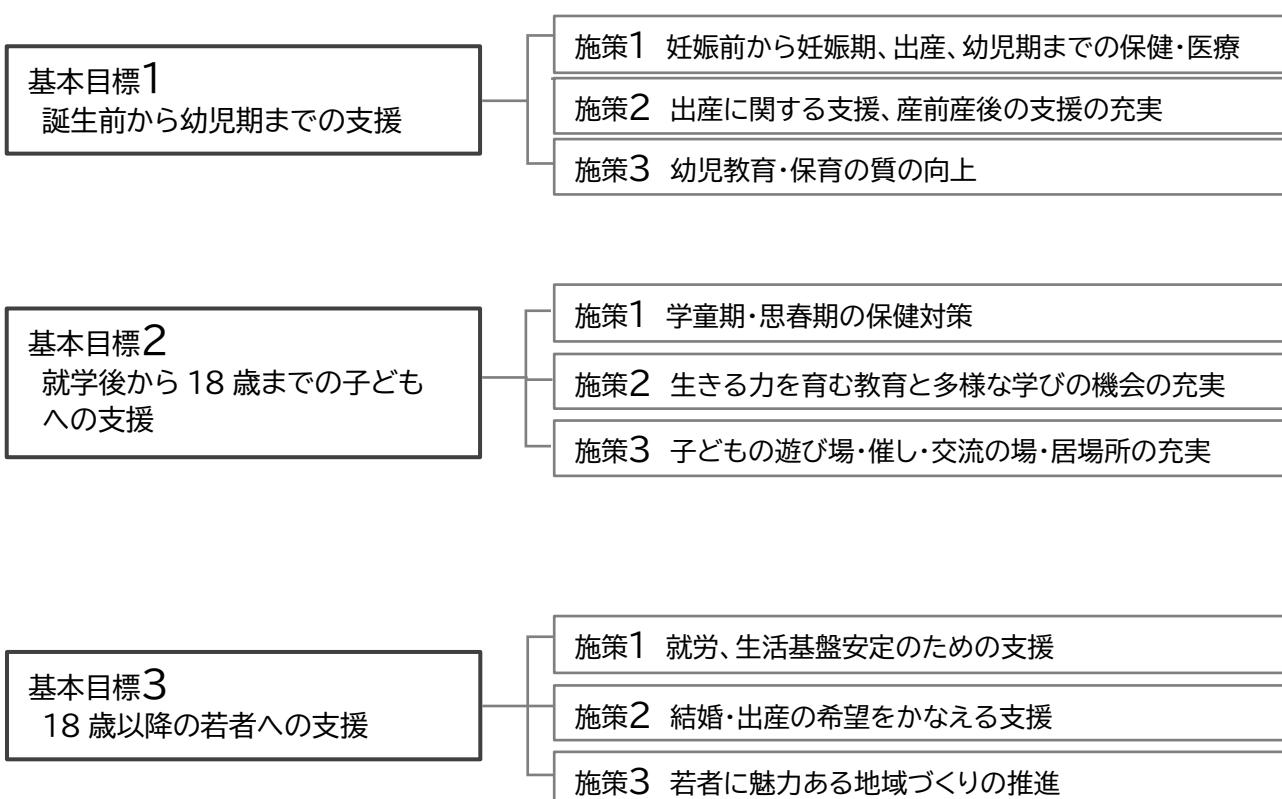
子ども、若者、そして子育て世代が安心して暮らしていける生活環境の整備と、利便性の向上に向けた取組を推進します。

第3節 施策の体系

【基本理念】

すべての子ども・若者が安心して育ち、暮らせるまちづくり
地域全体で助け合い、親と家族を支え合う優しい地域づくり

ライフステージごとの支援



ライフステージによらず行う支援



第4章 施策の展開

ライフステージごとの支援

基本目標 1 誕生前から幼児期までの支援

施策1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの保健・医療

施策の 方向性

- 妊娠中の母子の健康管理、指導を行うため、母子健康手帳の交付や各種健康診査、相談対応等を行います。
- 産後の母親の健康状態や新生児から乳幼児の体調管理を行うため、新生児訪問や定期的な健康診査を行い、合わせて子育ての悩みや不安をうかがい、必要に応じて適切な支援へつなげます。

関連事業 ★・本計画から新たに位置づけた事業

主な事業

事業番号	事業名	担当課
1	母子健康手帳の交付と保健指導	子ども支援課

事業内容

母子健康手帳は親と子の貴重な健康記録です。その役割と重要性について周知し、有効に活用されるよう啓発に努め、専門職による相談対応や保健指導を行います。

事業番号	事業名	担当課
2	妊娠婦健康診査事業の実施 ★	子ども支援課

事業内容

妊娠一般健康診査（14回）と産婦健康診査（2回）を通じて、妊娠中及び産後の母体の健康状態や胎児の発達を確認します。医療機関と連携し、適切な時期に受診ができるよう支援します。多胎妊娠には、妊娠一般健康診査に加えて検査費用（5回）を助成します。

⇒具体的な事業内容については P102「③妊娠婦健康診査事業」を参照

事業番号	事業名	担当課
3	乳幼児健診の充実と受診率の向上 ★	子ども支援課

事業内容

発達・発育の確認や病気・障がいの早期発見により適切な医療・支援につなげること、生活習慣の指導、保護者の育児の悩みや不安の軽減を目的に、各種健診の充実を図ります。個別通知や広報等で周知し、受診を促進します。

事業番号 4	事業名 予防接種の実施	担当課 子ども支援課
------------------	-----------------------	----------------------

事業内容

感染症のまん延防止と重症化予防のために、予防接種を実施します。

また、保護者への正しい予防接種の知識の普及に努めます。

事業番号 5	事業名 母子保健推進員活動の充実	担当課 子ども支援課
------------------	----------------------------	----------------------

事業内容

母子保健推進員は地域での子育てに関する身近な相談役として活動し、子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりに努めます。

事業番号 6	事業名 歯科保健の推進	担当課 子ども支援課
------------------	-----------------------	----------------------

事業内容

妊娠期からの歯科保健を充実させ、乳幼児健診での歯科指導や栄養指導に合わせ、フッ化物の応用を推進し、虫歯予防に努めます。

事業番号 7	事業名 健康教育の実施	担当課 子ども支援課
------------------	-----------------------	----------------------

事業内容

乳幼児健診などの機会を通じて、子どもの健康増進につながる栄養指導や疾病・事故予防に関する知識の普及のため、健康教育を実施します。

事業番号 8	事業名 食生活改善推進員活動の支援	担当課 健康づくり課
------------------	-----------------------------	----------------------

事業内容

食生活改善推進員中央学習会及び養成講座に「正しい食事のとり方や望ましい食習慣」についての内容を取り入れ、食生活改善推進員の活動を支援します。

事業番号 9	事業名 食育に関する知識の普及啓発	担当課 健康づくり課 子ども支援課 生涯学習課
------------------	-----------------------------	---

事業内容

管理栄養士による栄養指導や離乳食の試食等を通じて、生活リズムと食育に関する知識の普及に努め、公民館講座で、食育に関する知識の普及啓発や赤ちゃん相談の際に情報提供を行います。

施策2 出産に関する支援、産前産後の支援の充実



- 産後や育児における心のケアと、誰にも相談できない状態の保護者が孤立しないよう、親身な相談支援体制づくりを推進します。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置づけた事業

主な事業

事業番号	事業名	担当課
10	妊娠婦のサポート体制の充実	子ども支援課

事業内容

妊娠婦の不安を解消するため、こども家庭センターを窓口として、妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対し、各種機関と連携した総合的な相談支援体制を整え、必要なサービスを適切に利用できるよう支援します。

⇒具体的な事業内容については P100「①利用者支援事業」を参照

事業番号	事業名	担当課
11	相談体制の充実	子ども支援課

事業内容

妊娠婦や保護者に対して、子育てに関する相談に応じるための相談体制を整備します。

事業番号	事業名	担当課
12	訪問活動の充実	子ども支援課

事業内容

母親の身体的・精神的不安定な時期への対応や子どもの発育状況を把握するため、妊娠婦訪問や新生児訪問を行い、母親の不安を軽減し、積極的な子育てを支援します。

⇒具体的な事業内容については P102「④乳児家庭全戸訪問事業」を参照

事業番号	事業名	担当課
13	両親学級の実施（パパママひろば）	子ども支援課

事業内容

妊娠婦とその家族に対して、妊娠期の過ごし方や安心して出産ができるように基本的な育児知識を身につけるための適切な指導を行います。

事業番号	事業名	担当課
14	産後ケアの実施 ★	子ども支援課

事業内容

出産後の母子に対し、心身のケアや育児サポートを行い、不安を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。

⇒具体的な事業内容については P110「⑯産後ケア事業」を参照

事業番号	事業名	担当課
15	赤ちゃんとはじめての絵本応援 ★	生涯学習課

事業内容

市内の全新生児に絵本を贈呈し、家庭における子どもの読書習慣の重要性を理解してもらうきっかけをつくり、ボランティア等の乳幼児向けの読み聞かせ活動を支援します。

施策3 幼児教育・保育の質の向上

施策の 方向性

- 保育サービスのさらなる充実と子育て家庭の負担軽減を図るとともに、障がいのある児童をはじめ、特別な支援が必要な子どもたちも安心して通える幼児教育・保育の環境づくりを推進します。
- 子どもの発育を促す運動の機会づくりや保育士の研修、保育施設の整備など、保護者が安心して預けられる保育施設の取組を推進します。

主な事業

事業番号	事業名	担当課
16	教育・保育事業	子ども支援課

事業内容

幼児期の教育を提供し、保護者の就労や疾病等により昼間保育が必要な子どもを保育所（園）で預かることで、子育て世帯を支援します。

事業番号	事業名	担当課
17	延長保育事業	子ども支援課

事業内容

保護者の就業形態の多様化に対応し、通常保育時間（11 時間）を超えて保育が必要な場合の延長保育事業を充実させます。

⇒具体的な事業内容については P106「⑫延長保育事業」を参照

事業番号	事業名	担当課
18	一時預かり事業	子ども支援課

事業内容

保護者の疾病や冠婚葬祭等により一時的に保育が必要になる子どもを日中、保育所（園）で預かります。また、幼児教育時間終了後に必要な一時預かりを実施します。

⇒具体的な事業内容については P105「⑪一時預かり事業」を参照

事業番号	事業名	担当課
19	休日保育事業	子ども支援課

事業内容

保護者の日曜・祝日の勤務等により、子どもの保育ができない場合に子どもを受け入れます。

事業番号	事業名	担当課
20	病児保育事業	子ども支援課

事業内容

病気やその回復期にある児童で、親の就労により家庭で保育に支障がある場合に病児保育を実施します。

⇒具体的な事業内容については P106「⑬病児保育事業」を参照

事業番号 21	事業名 保育補助者雇上強化事業	担当課 子ども支援課
-------------------	---------------------------	----------------------

事業内容

保育所（園）等における保育士などの確保が困難な状況を踏まえ、保育補助者及び有資格者保育補助者を雇い上げる経費を補助し、保育士等の業務負担を軽減し、離職防止を図ります。また、保育補助者の保育士資格取得促進や現場復帰を支援し、教育・保育の質の向上を図ります。

事業番号 22	事業名 保育士、幼稚園教諭等の研修の実施	担当課 子ども支援課
-------------------	--------------------------------	----------------------

事業内容

保育や幼児教育の質を高め、保護者の相談に対して適切な助言ができるよう、保育士や幼稚園教諭等の研修を実施し、長崎県等での研修受講を推進します。

事業番号 23	事業名 保育所（園）等の整備	担当課 子ども支援課
-------------------	--------------------------	----------------------

事業内容

保育所（園）等の大規模修繕や増改築に対し助成を行い、保育サービスの充実を図ります。

事業番号 24	事業名 子育て支援短期利用事業	担当課 子ども支援課
-------------------	---------------------------	----------------------

事業内容

保護者が疾病等の理由で子どもの養育が一時的に困難な場合や、緊急に保護が必要な場合に、児童福祉施設等で養育、保護に努めます。

⇒具体的な事業内容については P104「⑨子育て短期支援事業(ショートステイ事業)」を参照

事業番号 25	事業名 障がい児保育の推進	担当課 子ども支援課
-------------------	-------------------------	----------------------

事業内容

保育が必要な障がい児の健全な成長発達のために、市内の保育所（園）等に通所（園）できるよう、障がい児保育の推進に努めます。

基本目標2 就学後から18歳までの子どもへの支援

施策1 学童期・思春期の保健対策

施策の
方向性

- 思春期の多感な時期の子どもに対して、安心して相談ができる第三者を設けるため、各種関係機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。
- 学童期、思春期の子どもたちに対して、健康習慣の重要性や喫煙、薬物の危険性、正しい性教育の推進など保健対策の充実に努めます。

関連事業 ★…本計画から新たに位置づけた事業

主な事業

事業番号	事業名	担当課
26	思春期相談の充実	学校教育課 子ども支援課

事業内容

保健所・学校・関係機関との連携を図り、相談体制の充実に努めます。

事業番号	事業名	担当課
27	命と性に関する情報提供の充実	学校教育課 子ども支援課

事業内容

性に関する情報に流されない正しい知識を持ち、自分や相手を大切にする心を養い、適切な判断・行動ができるよう、命や性に関する教育の充実に努めます。広報紙等を通して大人に情報提供を行い、各学校で発達段階に応じた指導を行います。

事業番号	事業名	担当課
28	小中学生への性に関する指導 ★	学校教育課

事業内容

大切な時期である思春期の子どもたちが、「生」と「性」に対する正しい知識を身につけ、自分を大切にし、相手を大切にできる力を持ち、心身ともに健やかに成長できるよう支援し、豊かな父性・母性を育むことを目的として、各中学校で思春期保健教室を実施します。

事業番号	事業名	担当課
29	喫煙や薬物に関する教育の充実	学校教育課

事業内容

喫煙や薬物について正しい判断・行動ができるよう、健康と社会への影響等について正しい知識の普及・啓発を図るための教育を充実させます。また、保護者への情報提供も強化します。

施策2 生きる力を育む教育と多様な学びの機会の充実

施策の 方向性

- 学校において子どもたちに適切な指導や教育カリキュラムの充実などを推進するとともに、学校施設の整備など教育環境の充実を図ります。
- 地域や専門員の参入、他機関連携など、学校外の環境を積極的に取り入れ、子どもたちの多様な学びの機会づくりにつなげます。

関連事業 ★・本計画から新たに位置づけた事業

主な事業

事業番号	事業名	担当課
30	確かな学力の向上	学校教育課

事業内容

新学習指導要領に基づいた授業改善を指導し、各学校が学力調査の結果を分析し、学校の実態に応じた学力向上に努めます。

事業番号	事業名	担当課
31	道徳教育の充実	学校教育課

事業内容

校長・教頭研修会や学校訪問等を通じて道徳教育の充実を図ります。

事業番号	事業名	担当課
32	男女共同参画の推進	学校教育課 地域づくり推進課

事業内容

小中学校において、男女がお互いを尊重することの重要性を学ぶ機会を充実させ、人権教育を推進します。

事業番号	事業名	担当課
33	国際交流 ★	学校教育課 子ども支援課

事業内容

長期休暇中に ALT が市内各所（園）を訪問し、遊びを通じて異文化を学ぶ取組を実施します。

事業番号	事業名	担当課
34	乳幼児とふれあう体験学習の実施	学校教育課

事業内容

親になるために必要な知識を得たり、経験を培ったりするため、保育士体験学習等を通じて乳幼児とふれあう機会を充実させます。

また、中学生のキャリア教育において保育所（園）訪問等を企画し、乳幼児とふれあいの機会を拡充します。

事業番号	事業名	担当課
35	学校施設設備の整備	総務課

事業内容

子どもが安心・安全に学校生活を送れるよう、学習効果を高めるために学校施設の整備・充実に努めます。

事業番号 36	事業名 地域の魅力を再発見！出前講座 ★	担当課 地域づくり推進課
-------------------	--------------------------------	------------------------

事業内容

市内中学校で地域の魅力を知り、地域への愛着や郷土愛を育むための出前講座を行います。

施策3 子どもの遊び場・催し・交流の場・居場所の充実

施策の方向性

- 子どもたちの“放課後の居場所づくり”として、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を推進するとともに、放課後子ども教室などの居場所の確保に努めます。
- 放課後児童クラブ以外にも、子どもの新しい居場所の創設に向けた取組を計画的に推進します。
- 本の読み語りや高齢者との交流など、子どもに対してさまざまなコミュニケーションを提供する機会を充実します。

関連事業 ★・本計画から新たに位置づけた事業

主な事業

事業番号 37	事業名 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	担当課 子ども支援課
-------------------	-------------------------------------	----------------------

事業内容

保護者が労働等により扈間家庭にいない小学校に就学する児童等の育成・指導のため、遊びを主とする健全育成活動を行う児童クラブを設置し、児童の健全育成を図ります。

→具体的な事業内容については P107「⑭放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）」を参照

事業番号 38	事業名 居場所の確保（放課後子ども教室推進事業）	担当課 生涯学習課
-------------------	------------------------------------	---------------------

事業内容

遊びや集団活動を通じて信頼感や友人との連帯感を育むため、公民館や学校等の施設を開放し、地域子ども教室や地域未来塾を開催します。

また、地域の方が指導者となり、さまざまな体験活動を通じて地域住民との交流を行います。

事業番号 39	事業名 読み語り事業の推進	担当課 生涯学習課
-------------------	-------------------------	---------------------

事業内容

本の読み語りを通じて子どもの豊かな心を育み、参加者との楽しい時間を共有することでコミュニケーションを深めるきっかけをつくるため、読み語り事業を推進します。

また、読み聞かせボランティア養成講座を実施し、新規ボランティアの養成に努めます。

事業番号 40	事業名 高齢者との交流の促進	担当課 生涯学習課
-------------------	--------------------------	--------------

事業内容

公民館講座や地域子ども教室を通して、地域の高齢者や子ども、若者が相互に交流し、ふれあう場を提供します。また、地域の人材を講師として活用し、生きがいづくりや地域の活性化に努めます。

事業番号 41	事業名 青少年健全育成協議会活動の推進	担当課 生涯学習課
-------------------	-------------------------------	--------------

事業内容

青少年の実態や課題について協議し、青少年健全育成事業を推進するための関係団体との連絡調整や青少年育成に関する情報提供を目的とした、ソフトボール大会や青少年の主張大会等を推進します。

事業番号 42	事業名 全天候型の子どもの遊び場の整備 ★	担当課 政策企画課
-------------------	---------------------------------	--------------

事業内容

みずほすこやかランド内の「ヘルシー会館」をリニューアルし、遊び・学び、交流の拠点、安全を学ぶ施設を基本理念とした全天候型の子どもの遊び場の開設を目指して整備します。

事業番号 43	事業名 児童育成支援拠点の整備 ★	担当課 子ども支援課
-------------------	-----------------------------	---------------

事業内容

千々石地区にある旧下峰児童館を活用した「子ども第三の居場所らたん」の施設貸与や学校等との連携を支援します。ひとり親世帯や生活困窮世帯などの支援を必要とする子ども及びその保護者に対し、居場所提供、生活習慣形成、学習支援、食事提供を行い、安心して過ごせる環境で、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣、自己肯定感など、将来の自立に向けて生き抜く力を育むことを目的として取り組みます。

事業番号 44	事業名 居場所づくり（学校・家庭・地域連携協力推進）★	担当課 生涯学習課
-------------------	---------------------------------------	--------------

事業内容

土曜日等の子どもの居場所づくりを行い、家庭での学習が困難な中学生を対象に、地域住民の協力を得て公民館等で学習支援等を実施します。

基本目標3 18歳以降の若者への支援

施策1 就労、生活基盤安定のための支援

施策の
方向性

- 18歳以降の若者を対象に、就労の機会が十分にいきわたるよう関係機関と連携しながら、各種支援や情報発信に関する取組を推進します。

関連事業 ★・本計画から新たに位置づけた事業

主な事業

事業番号	事業名	担当課
45	雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金 ★	地域づくり推進課

事業内容

東京圏から市に移住して就職した人を対象に、創業した者等に対し、雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金を交付します。

事業番号	事業名	担当課
46	新卒者等就職支援事業 ★	商工労政課

事業内容

市内事業所に就職した新卒者や18歳から35歳までのUターン者等に就職支援金を支給し、市内事業所への若者の就職や本市への定住を促進します。

事業番号	事業名	担当課
47	インターンシップ等支援事業補助金 ★	商工労政課

事業内容

市内事業所へのインターンシップを行う学校や学生を対象に、インターンシップや職場見学にかかる交通費や宿泊費を補助し、就労体験の機会を提供します。

施策2 結婚・出産の希望をかなえる支援

施策の
方向性

- 結婚や出産を希望する若者が、社会潮流や置かれている環境に左右されずに望んだタイミングでかなえられるよう、結婚に向けた支援と妊娠・出産・子育てが安心・安全にできる環境づくりの充実に取り組みます。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置づけた事業

主な事業

事業番号	事業名	担当課
48	結婚支援金 ★	地域づくり推進課

事業内容

婚姻した夫婦に結婚支援金を交付します。

事業番号	事業名	担当課
49	結婚新生活支援補助金 ★	地域づくり推進課

事業内容

婚姻した夫婦に対し、自宅の購入費、住居の家賃、引っ越し費用等を支援します。

事業番号	事業名	担当課
50	赤ちゃん支援金 ★	地域づくり推進課

事業内容

子が出生した、保護者に赤ちゃん支援金を交付します。

施策3 若者に魅力ある地域づくりの推進

施策の
方向性

- 若者が住みやすい地域づくりを推進するとともに、移住、定住、進学等への補助金の交付を行い、生活支援に努めます。

関連事業 ★・本計画から新たに位置づけた事業

主な事業

事業番号	事業名	担当課
51	雲仙市若者 UI ターン家賃補助金 ★	地域づくり推進課

事業内容

定住を目的として転入し、当該転入日において18歳以上35歳以下（高校生を除く。）を対象に、転入後2年以上定住することを誓約することなどを条件として家賃補助を行います。

事業番号	事業名	担当課
52	子育て世帯向け空き家活用事業補助金 ★	地域づくり推進課

事業内容

「空き家等管理活用支援法人」が実施する空き家の活用や管理、相談対応、普及啓発等の取組に対し、活動費及び子育て世帯が活用する空き家のリフォーム費用等を支援します。

事業番号	事業名	担当課
53	雲仙市定住促進奨学資金償還補助金 ★	地域づくり推進課

事業内容

市に居住し、その後、交付申請から5年以上定住することを誓約する若者で、高等学校、専門学校等、大学等の学費の貸与を目的とした奨学資金等の償還を行う方を支援します。

事業番号	事業名	担当課
54	雲仙市高校生寮費等支援補助金 ★	地域づくり推進課

事業内容

雲仙市に住民票があり、市内の高等学校に通学し、寮等に定住する生徒を対象に支援します。

ライフステージによらず行う支援

基本目標4 子どもの貧困の解消に向けた対策

<第2期雲仙市子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画>

施策1 生活支援の充実

施策の
方向性

- 生活や育児に関する相談を通じて、生活に困難を抱える子どもや家庭の早期発見に努めます。
- 生活困窮世帯の保護者に対して、自立に向けた相談や経済的な支援等を行うとともに、住宅の支援のほか、誰もが安心して妊娠・出産・子育てができる生活環境の整備を推進します。
- 生活困窮世帯の子どもと家庭の健康づくりに向け、関係機関との連携による支援を推進します。

関連事業 ★…本計画から新たに位置づけた事業

主な事業

事業番号	事業名	担当課
55	食習慣の改善や食事提供等の支援	子ども支援課

事業内容

子ども食堂に関する支援やフードバンクとの連携を通じて、食習慣の改善や食事の提供等の支援を行います。

事業番号	事業名	担当課
56	訪問（面談）や健診等による気づきと情報共有による支援 ★	子ども支援課

事業内容

訪問や面談、健診を通じて、必要な家庭に保健師や相談員が地域機関と連携し、情報共有を行い、保護者や子どもを支援します。

事業番号	事業名	担当課
57	子どもと親が安心できる安全な居場所環境の充実 ★	子ども支援課

事業内容

らたんを活用し、子どもと親が安心して過ごせる居場所を充実させます。

施策2 教育支援の充実

施策の
方向性

- いかなる環境においても、子どもの学習の機会が平等に与えられるよう、学習支援や各種学習体験の充実に努めます。
- 就学前から義務教育段階、さらにひとり親等における経済的支援及び学習支援の充実を図ります。

関連事業 ★…本計画から新たに位置づけた事業

主な事業

事業番号	事業名	担当課
58	社会体験を通じたさまざまな学習機会の提供 ★	生涯学習課

事業内容

地域イベントへの参加やフードドライブの実施を通じて、子どもたちに社会体験を提供します。

事業番号	事業名	担当課
59	就学援助 ★	学校教育課

事業内容

経済的理由で就学費用に困っている保護者に対し、学用品や修学旅行費、医療費等の援助を行い義務教育の円滑な実施を支援します。

事業番号	事業名	担当課
60	特別支援教育就学奨励 ★	学校教育課

事業内容

特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ、学用品購入費等の経費の一部を支給し、特別支援教育の普及奨励を図ります。

施策3 保護者に対する就労支援の充実

施策の
方向性

- 子育てと仕事の両立や、就職や転職を希望する主に生活困窮世帯、ひとり親世帯の保護者に対して、自立支援を含めた就労の機会の確保に努めます。

主な事業

事業番号	事業名	担当課
61	家庭の自立に向けた雇用、就労支援の強化	子ども支援課

事業内容

母子・父子自立支援員が母子家庭及び父子家庭、寡婦に対し相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行い、就労支援を行います。

事業番号	事業名	担当課
62	ハローワーク等の関係機関と連携した生活困窮者への就労支援の強化	保護課

事業内容

ハローワーク等との連携により、生活困窮者に対する就労支援を実施し、経済的自立や社会参加、知識・技能の習得の機会を提供します。

事業番号	事業名	担当課
63	児童扶養手当受給者に対する就労支援	子ども支援課

事業内容

児童扶養手当受給者に対し、母子父子自立支援員から就労に関する情報提供を行い、対象者の就労を支援します。

施策4 経済的支援の充実

施策の 方向性

- 保護者の就労だけでは十分な収入が得られない場合に、手当を支給するほか、各種負担の軽減を図り、安定した生活が送れるよう支援を実施します。
- 出産後の子育て負担を軽減するための支援金の交付や保育所（園）等における副食費の無償化を行うなど、経済的な支援を行います。

関連事業 ★・本計画から新たに位置づけた事業

主な事業

事業番号	事業名	担当課
64	児童扶養手当、特別扶養手当の支給	子ども支援課

事業内容

家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健全育成及び自立の促進に寄与するため手当を支給し児童の福祉の増進を図ります。

事業番号	事業名	担当課
65	子どもに係る医療費の支援	子ども支援課

事業内容

乳幼児、子ども、母子家庭における母と子、父子家庭における父と子及び寡婦に対し、医療費の一部を支給し、福祉の増進を図ります。

事業番号	事業名	担当課
66	多子世帯における第2子以降の保育料無料化	子ども支援課

事業内容

多子世帯における第2子以降が保育所（園）、幼稚園、認定こども園に入所（園）する場合の保育料を無償化し、複数の児童を養育する保護者の経済的負担を軽減します。

事業番号	事業名	担当課
67	保育所（園）・認定こども園等における副食費の無償化	子ども支援課

事業内容

国の制度改正に伴う副食費の有料化について、副食費を助成し、保護者の経済的負担を軽減します。

事業番号	事業名	担当課
68	放課後児童クラブ利用料の一部助成	子ども支援課

事業内容

放課後児童クラブを利用しているひとり親家庭に対し、経済的負担を軽減するため、利用料の一部を助成します。

事業番号	事業名	担当課
69	就学援助（再掲）	学校教育課

事業内容

新入学用品費の購入にかかる費用の一部を援助し、保護者の経済的負担を軽減します。

事業番号 70	事業名 母子父子寡婦福祉資金の貸付け	担当課 子ども支援課
-------------------	------------------------------	----------------------

事業内容

母子・父子家庭及び寡婦の生活、経済、子育て等の悩みの指導、助言を行い、必要に応じて貸付けに関する助言、指導を行い、福祉の向上と自立促進を図ります。

事業番号 71	事業名 自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金	担当課 子ども支援課
-------------------	---------------------------------------	----------------------

事業内容

母子家庭の母、父子家庭の父の就業を促進するため、職業能力開発のための講座の受講料の助成や、就職に有利となる高度な技能・資格取得のための生活費を助成します。

事業番号 72	事業名 赤ちゃん支援金（再掲） ★	担当課 地域づくり推進課
-------------------	-----------------------------	------------------------

事業内容

子が出生した、保護者に赤ちゃん支援金を交付します。

基本目標5 課題や困難を抱える子どもや家族への支援

施策1 児童虐待防止対策の充実

施策の
方向性

- 児童虐待がなくなる社会を目指して、その基本的な知識や理解の周知を徹底するとともに、相談しやすい窓口や専門機関の整備と適切な支援につながる体制づくりを推進します。

関連事業 ★・本計画から新たに位置づけた事業

主な事業

事業番号	事業名	担当課
73	児童虐待防止に関する啓発	子ども支援課

事業内容

広報紙やパンフレット等を活用し、児童虐待防止法等に関する情報提供を行い、児童虐待防止に関する関心を喚起します。

事業番号	事業名	担当課
74	母子保健事業を利用した児童虐待の早期発見・予防	子ども支援課

事業内容

関係機関との連携や母子保健事業の機会を活用し、児童虐待の早期発見や子育て不安の軽減を図り、予防に努めます。

事業番号	事業名	担当課
75	保育所（園）等との連携	子ども支援課

事業内容

保育所（園）や認定こども園、小学校や中学校等と連携し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

事業番号	事業名	担当課
76	子育てに関する相談機能の強化	生涯学習課 子ども支援課

事業内容

子育てに関する相談に総合的に応じるため、こども家庭センターを相談窓口として機能の強化を図ります。相談窓口がわかりやすく、相談を受けやすい環境を整え、周知に努めます。

また、教育委員会各駐在においては、小中学生の保護者への就学援助や奨学金、子ども会加入、青少年健全育成事業などについての相談を受け付けます。

事業番号	事業名	担当課
77	要保護児童対策地域協議会の運営	子ども支援課

事業内容

市の関係機関のほか、法務局、児童相談所、保健所、警察署、民生児童委員等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会において、定期的な情報交換や事例把握、個別の要保護児童に対する具体的な支援内容の検討を行い、地域全体で子どもを守る支援体制の充実を図ります。

事業番号 78	事業名 親子ホットライン ★	担当課 学校教育課
-------------------	--------------------------	---------------------

事業内容

児童生徒及び保護者の相談窓口を設置し、教育に関する悩みの緩和や解消に向けた支援を行います。

事業番号 79	事業名 家庭ホットライン ★	担当課 子ども支援課
-------------------	--------------------------	----------------------

事業内容

子どもに関する相談窓口を設置し、相談内容に応じて必要な支援を行います。

施策2 ヤングケアラー対策の充実

施策の 方向性

- ヤングケアラーの実態を把握するとともに、学校や地域、市民に向けたヤングケアラーについての知識と理解の周知を徹底します。
- 子どもたちが話しやすい相談支援体制の整備や、同じ悩みを抱える子ども同士が交流できる居場所づくりを推進します。

関連事業 ★・本計画から新たに位置づけた事業

主な事業

事業番号	事業名	担当課
80	ヤングケアラー支援の理解の促進 ★	子ども支援課 学校教育課

事業内容

自分がヤングケアラーであると認識のない児童生徒に対し、支援が必要だと気づける機会を提供し、教職員やスクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー等への相談や支援につなげます。

事業番号	事業名	担当課
81	市民全体における認知度向上・理解促進 ★	子ども支援課 学校教育課

事業内容

市民、関係機関、民間支援団体、学校、事業者などに向けて広く広報・啓発を行い、社会全体においてヤングケアラーに関する認知度向上・理解促進を図ります。

事業番号	事業名	担当課
82	関係機関との連携による啓発活動の推進 ★	学校教育課 子ども支援課

事業内容

学校など関係機関においてヤングケアラー支援に関する啓発活動を推進するため、さまざまな啓発媒体の掲示や配布等を実施します。

事業番号	事業名	担当課
83	学校等におけるヤングケアラーの相談・支援体制の充実 ★	学校教育課

事業内容

教職員による日頃からの観察、アンケート調査や個人面談を通じて、心配な児童生徒に寄り添い、担任や養護教諭等による相談やスクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー等の専門家と連携し、組織的に支援を実施します。また、必要に応じて、学校外の相談機関や支援機関と連携し、適切な支援を行います。

施策3 障がい児施策の充実

施策の 方向性

- 就学後も児童生徒の発達の遅れや障がいの有無などを学校で注意深く意識し、早期発見に心掛け迅速な対応につなげます。
- 発達で気になる児童生徒や障がいのある場合も、適切な教育や学習の機会が得られる環境づくりを推進します。

主な事業

事業番号	事業名	担当課
84	在宅サービスの充実	福祉課

事業内容

障がいのある児童の健全な発達を支援し、地域で安心して生活できるよう、障がいのある児童の家族に対しても相談支援や手続のサポート体制を充実させます。また、病院への通院や外出のためのヘルパー派遣による居宅介護、障がい児の一時預かりによる日中一時支援等の在宅サービスを充実させ、介護者の負担軽減を図り、障がい児の社会参加を促進します。

事業番号	事業名	担当課
85	障がい児の福祉医療費の助成	福祉課

事業内容

障がい児の心身の健康を保持し、生活の安定を図るため、医療費の助成及び制度の周知に努めます。

事業番号	事業名	担当課
86	教育体制の整備	学校教育課

事業内容

特別な支援を要する児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援を行う特別支援教育体制の確立に努めます。

施策4 いじめや不登校、自殺への対策と悩みや不安を抱える子どもたちへの支援

施策の
方向性

- いじめや不登校、自殺など、児童生徒が抱える悩みや不安に対して、気軽に相談できる身近な人材や専門機関の確保を推進し、子どもたちが心身ともに健康に成長できるようサポート体制の充実を図ります。

関連事業 ★・本計画から新たに位置づけた事業

主な事業

事業番号	事業名	担当課
87	スクールソポーター配置事業	学校教育課

事業内容

複数の目で子どもを見守り、積極的に関わることで、子どもが発するサインを早期に発見し、心の安定を図ります。

事業番号	事業名	担当課
88	児童生徒サポートセンター事業	学校教育課

事業内容

学校不適応児童生徒（不登校児童生徒等）を対象に、自宅でのひきこもり等の解消に向けた直接的・個別的な支援を通して、社会的自立を目指します。

事業番号	事業名	担当課
89	いじめ防止事業 ★	地域づくり推進課

事業内容

子どものいじめの防止及び解決を図るため、雲仙市子どものいじめの防止専門委員会を開催します。

施策5 子どもの権利に関する普及啓発

施策の
方向性

- さまざまな個性や置かれた環境にかかわらず、すべての子どもが最善の利益を得られるよう「子どもの権利条約」に掲げられている内容をもとに、学校教育、家庭教育において理解の促進を図ります。

関連事業 ★・本計画から新たに位置づけた事業

主な事業

事業番号	事業名	担当課
90	人権教育の推進 ★	学校教育課 生涯学習課

事業内容

児童生徒に対し、学校や家庭における子どもの人権教育を推進します。

事業番号	事業名	担当課
91	人権啓発活動の実施 ★	地域づくり推進課

事業内容

次代を担う子どもたちが協力して人権の花「ひまわり」を栽培し、協力し合う心や花を愛する心を育て、情操を豊かにし、人権を尊重し合う心を育む活動を実施します。

基本目標6 子育て当事者への支援

施策1 子育てに関する情報提供・相談体制の充実

施策の方向性

- 主に子育てや教育で悩みを抱えていたり困難な状況にある家庭の保護者等に対して、身近に寄り添った相談支援が行える体制を整備します。
- ホームページや子育てハンドブック等の作成を行い、各種制度や支援の内容について、わかりやすい、伝わりやすい内容となるよう努めるとともに、すべての家庭に情報がいきわたるよう情報発信手段の充実を図ります。

関連事業 ★・本計画から新たに位置づけた事業

主な事業

事業番号	事業名	担当課
92	こども家庭センターの運営 ★	子ども支援課

事業内容

雲仙市役所子ども支援課内に設置し、妊娠・出産・子育てに関する相談を受け付けます。保健師、助産師、管理栄養士、家庭児童相談員、子ども家庭支援員、子育て支援員、母子父子自立支援員などの専門職が在籍し、多職種連携により適切な支援先へつながるよう努めます。

事業番号	事業名	担当課
93	子育てに関する相談機能の強化（再掲）	生涯学習課 子ども支援課

事業内容

子育てに関する相談に総合的に応じるため、こども家庭センターを相談窓口として機能の強化を図ります。相談窓口がわかりやすく、相談を受けやすい環境を整え、周知に努めます。

また、教育委員会各駐在においては、小中学生の保護者への就学援助や奨学金、子ども会加入、青少年健全育成事業などについての相談を受け付けます。

事業番号	事業名	担当課
94	電話相談の実施	子ども支援課 学校教育課

事業内容

子どもや保護者からの悩み相談を受け付ける専用のフリーダイヤルを設置し、日常の悩みや不安を軽減するための支援を行います。

事業番号	事業名	担当課
95	ホームページ等による情報提供の充実	子ども支援課

事業内容

子育てに関するニーズに応じた情報をホームページや広報紙を通じて提供し、市民に広く周知します。

事業番号	事業名	担当課
96	子育てハンドブック等の作成・配布	子ども支援課

事業内容

妊娠期からの子育て支援に関する情報等を掲載したハンドブックやパンフレットを作成し、配布します。

施策2 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

施策の
方向性

- 子育てや教育が子育て家庭に経済的負担として大きくのしかかることのないよう、各種制度の周知や利用しやすさの向上に努め、すべての子育て家庭が充実した子育てと教育ができる環境づくりを推進します。

関連事業 ★・本計画から新たに位置づけた事業

主な事業

事業番号	事業名	担当課
97	児童手当	子ども支援課

事業内容

高校生年代まで（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）の児童を養育している方に手当を支給し、子育て世帯の負担軽減を図り、子どもの育ちを支援します。

事業番号	事業名	担当課
98	学校給食費補助 ★	学校教育課

事業内容

学校給食費を補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整えます。

施策3 ひとり親家庭への支援

施策の
方向性

- 母子家庭、父子家庭などのいわゆる“ひとり親家庭”が、経済的困窮や地域で孤立することがないよう、各種制度の周知徹底や身近な相談支援機関の設置に向けた取組を推進します。

主な事業

事業番号	事業名	担当課
99	母子父子自立支援員の活動	子ども支援課

事業内容

母子家庭や父子家庭の自立を促進するため、資格取得や能力開発を支援し、就業支援を行います。また、支援員を配置し、母子父子家庭の悩み等の相談に応じ、助言等を行います。

事業番号	事業名	担当課
100	ひとり親家庭への経済的支援	子ども支援課

事業内容

児童扶養手当や福祉医療費助成を通じて、母子家庭や父子家庭の経済的支援を行います。また、放課後児童クラブを利用しているひとり親家庭に対し、経済的支援を行います。

施策4 家庭や地域の教育力、コミュニティ力の向上

施策の 方向性

- 忙しい子育て家庭と地域コミュニティとをつなぎ、地域が一体となってみんなで子育てができるまちとなるよう、地域における交流や学びの機会づくりを推進します。

主な事業

事業番号	事業名	担当課
101	家庭教育学級の推進	生涯学習課

事業内容

家庭での教育機能、親としての役割や態度等に関する学習の機会への積極的な参加を推進します。

事業番号	事業名	担当課
102	子育てに関する意識啓発	子ども支援課

事業内容

子育てサポートセンターや地域子育て支援センター等を通じて地域全体で子育てが行えるよう、必要な情報提供を行い、意識啓発に努めます。また、保育所（園）・認定こども園・小中学校等に働きかけ、子育て施策のPRの機会をつくり、子育て意識を醸成する懇話会や講演会を開催します。

事業番号	事業名	担当課
103	地域における子育てに関する意識啓発	生涯学習課

事業内容

保育所（園）・認定こども園・小中学校、老人会、婦人会、自治会等と連携し、子どもから高齢者まで多様な世代が交流できる公民館・文化会館の運営を促進して、「地域の子どもは地域で育てる」という意識啓発に努めます。

事業番号	事業名	担当課
104	子育てグループ等の活動支援	子ども支援課 生涯学習課

事業内容

子育て支援を担う人材の育成や地域での子育て世代の交流の場づくりを進めるため、地域の子育てサークルやボランティア活動を支援します。

また、公民館や文化会館を拠点に活動する子育てグループの活動について、情報を発信します。

事業番号	事業名	担当課
105	地域子育て支援拠点事業	子ども支援課

事業内容

子育て支援センター等で、家庭で育てられている乳幼児や親の交流を進め、親の孤独感や負担感等を緩和し、安心して子育て・子育ちができる環境を整備します。

⇒具体的な事業内容については P101「②地域子育て支援拠点事業」を参照

事業番号 106	事業名 子育てサポートセンター事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	担当課 子ども支援課
--------------------	---	---------------

事業内容

子育ての支援を受けたい人と行いたい人が相互に会員となり、保育所（園）等への送迎や外出時の一時預かり等の相互援助活動を実施します。

⇒「⑩ ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)」に関連

事業番号 107	事業名 園庭の開放	担当課 子ども支援課
--------------------	--------------	---------------

事業内容

雲仙市保育会と連携し、「保育ウィーク」を設けて、園庭開放や親子で保育所（園）体験をする機会をつくり、親子のふれあいを促進します。

事業番号 108	事業名 子育て支援のネットワークの充実	担当課 子ども支援課 生涯学習課
--------------------	------------------------	------------------------

事業内容

さまざまな問題の解決や子育てのサポートが行えるようボランティアグループとの連携を図り、地域間における子育て支援のネットワーク化に努めます。

また、子育て支援のネットワークに関する広報物を公民館や文化会館に掲示し、利用者に広く周知します。

事業番号 109	事業名 講演会・研修会の充実	担当課 子ども支援課 生涯学習課
--------------------	-------------------	------------------------

事業内容

関係機関や団体との連携を図り、子育て支援に関する研修会・勉強会の充実に努め、地域への意識啓発等を行うため、保育所（園）・認定こども園・小中学校やPTA連合会等に働きかけて講演会等の開催に努めます。

事業番号 110	事業名 地域住民による子育て支援の推進	担当課 生涯学習課 子ども支援課
--------------------	------------------------	------------------------

事業内容

子育てをする親同士の交流の場の提供や地域住民同士の連携意識の高揚を図るため、地域の大人们たちが中心となって子ども会やスポーツ、文化活動等、多彩な活動ができる子どもの居場所づくりを進め、地域社会全体で子育てを推進します。また、地域の子育て支援については、雲仙市青少年・子ども育成会議各支部を中心に、公民館、文化会館を活用した世代間交流等の各種事業を開催し、子育てに対する理解と協力意識の醸成に努めます。

事業番号 111	事業名 学校・家庭・地域の連携の強化	担当課 生涯学習課
--------------------	-----------------------	--------------

事業内容

雲仙市青少年・子ども育成会議各支部を中心に、自治懇談会を開催し、子育て支援に関する意見交換を行い、教職員・保護者・民生委員・児童委員・主任児童委員等の関係者が一体となった話し合いの場を設け、連携の強化を図ることで子どもの健やかな成長を支援します。

施策5 共働き、共育てができる環境づくりの推進

施策の 方向性

- 就労と子育ての両立がしやすい環境づくりに向けて、民間企業への啓発や情報発信の充実に努めるとともに、保育所（園）等への理解の促進を図ります。
- 共働き家庭の増加に対して、父親も子育てに参加しやすくなるよう関係機関との連携し、子育て家庭へのサポートの充実を図ります。

主な事業

事業番号	事業名	担当課
112	働く場における子育て意識の啓発	商工労政課

事業内容

企業へのメール配信による啓発活動及び各種情報の周知に努めます。

また、ハローワークや子ども支援課等と協力し、働く場における子育て意識の啓発及び情報の周知に努めます。

事業番号	事業名	担当課
113	多様な保育サービス等の提供とその情報提供	子ども支援課

事業内容

市民の多様な保育ニーズに応えるため、保育所（園）ごとに子どもの特性に合わせた柔軟な保育サービスを展開し、放課後児童クラブや子育てサポートセンター事業等の推進を図ります。

また、それらの事業の情報提供に努め、必要な人に必要な情報が届くよう、利用者支援事業の実施を継続します。

基本目標 7 子ども・若者・子育てに優しい社会づくり

施策1 子どもの安全の確保

施策の方向性

- 子どもたちが安全に安心して登降園や登下校できるよう、交通安全に向けた注意喚起や教育の推進に取り組みます。
- 犯罪防止に向けた啓発や犯罪に巻き込まれないための備えを充実させ、地域の協働体制の整備をはじめ、日頃からできることに取り組むまちづくりを推進します。

関連事業 ★・本計画から新たに位置づけた事業

主な事業

事業番号	事業名	担当課
114	通学路等の安全点検の実施	学校教育課

事業内容

児童生徒が安全に学校生活を送ることができるよう、学校安全計画と危機管理マニュアルを作成し、通学路や学校施設の安全点検及び危機回避訓練を行います。

事業番号	事業名	担当課
115	防犯灯の設置	市民安全課

事業内容

道路の防犯や交通安全を確保するため、暗い所や危険箇所などに防犯灯を設置します。
また、特に子どもの下校時の安全を確保するため、学校付近の防犯灯の設置を促進します。

事業番号	事業名	担当課
116	交通安全教育の推進	学校教育課

事業内容

交通安全指導員、学校安全ボランティア等による児童生徒の登下校時の交通指導や交通安全協会・PTA等による交通安全の呼びかけ等を行います。
また、各学校で交通安全教室や自転車教室、自転車点検を行います。

事業番号	事業名	担当課
117	チャイルドシートの正しい使用の普及・啓発	市民安全課

事業内容

交通安全運動期間中を中心に、チャイルドシートの効果についての啓発活動を促進します。

事業番号	事業名	担当課
118	「子ども110番の家」の協力要請	学校教育課

事業内容

地域住民が一体となって、児童生徒が安心・安全に暮らせるよう「子ども110番の家」の協力を得て、警察や地域と連携し、その効果的な活用に向けた啓発活動を行います。

事業番号 119	事業名 防犯教育の推進	担当課 学校教育課
--------------------	-----------------------	---------------------

事業内容

市内小中学校において、不審者（車）や不審電話に対する対応マニュアル（危機管理マニュアル等）の点検や修正を行い、不審者侵入時の避難訓練等を実施します。

事業番号 120	事業名 子どもと保護者への情報提供の充実	担当課 学校教育課
--------------------	--------------------------------	---------------------

事業内容

子どもの防犯意識を高めるため、学校だより等で防犯に関する情報を発信し、警察等の関係機関と連携しながら、学校ホームページや学校安心・安全メール等で情報を発信します。

事業番号 121	事業名 社会環境の浄化と啓発	担当課 生涯学習課
--------------------	--------------------------	---------------------

事業内容

白ポストによる有害図書等の回収を行い、家庭や関係業界に対し有害情報の自主的措置を促します。

事業番号 122	事業名 メディア安全啓発 ★	担当課 生涯学習課
--------------------	--------------------------	---------------------

事業内容

インターネットやスマートフォンなどのメディアと安全に接するため、メディア安全啓発に係る雲仙市統一ルールの周知を図り、市内小中学生及び保護者への共通認識を促進します。

施策2 子育てを支援する生活環境の整備

施策の 方向性

- 子育て環境整備として特に重要な“住まい”を市内に確保し、生活の安定に努めます。
- 子育て家庭が日常的に利用している道路や歩道、施設内の設備などの利便性と安全性の向上に向け、取組を計画的に推進します。
- 安心して子育てができるよう、医療体制の整備に努めます。

主な事業

事業番号	事業名	担当課
123	子育て応援住宅支援事業	建築課

事業内容

多子世帯が中古住宅を取得する（リフォームを含む）場合や、新たに3世代同居・近居をする方が中古住宅を取得またはリフォームする場合に、補助を行います。

事業番号	事業名	担当課
124	住宅の確保に関する情報提供の充実	建築課

事業内容

低所得者に安定的な住居を提供するため、入居可能な市営住宅の空室が整えば、自治会回覧やホームページを通じて募集情報を提供します。

事業番号	事業名	担当課
125	市営住宅の維持管理	建築課

事業内容

安全で快適な住まいを確保するため、策定した長寿命化計画に基づき改善を行います。

事業番号	事業名	担当課
126	市内公園の維持管理等	財産管理課 監理課

事業内容

各施設及び遊具等の清掃、点検、調査を実施し、都市計画マスタープランとの整合を図りつつ、自然環境と住環境の調和に向けて、都市公園施設整備の維持管理に努めます。

事業番号	事業名	担当課
127	こども休日夜間救急医療支援	健康づくり課

事業内容

地域医療機関と連携し、休日及び準夜間における小児の初期救急医療体制を確保します。

事業番号	事業名	担当課
128	子育て医療相談等の実施	子ども支援課

事業内容

子どもの心理的・精神的な問題や疾患に関する悩みや不安について、母子保健活動の中で相談に努めます。

事業番号 129	事業名 小児医療情報提供の充実	担当課 子ども支援課
--------------------	---------------------------	----------------------

事業内容

安心して医療機関にかかることができるよう、広域的な医療機関の小児医療に関する情報提供の充実に努めます。

事業番号 130	事業名 市道の改良・維持管理	担当課 道路河川課
--------------------	--------------------------	---------------------

事業内容

生活道路の安全性と走行性の向上を図り、利便性を高めるよう取り組みます。

事業番号 131	事業名 バリアフリー化の推進	担当課 福祉課
--------------------	--------------------------	-------------------

事業内容

ユニバーサル社会の実現に向け、誰もが安心して生活できるよう、段差解消や手すりの取付け、車椅子トイレの設置など、バリアフリー化を推進します。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 第3期雲仙市子ども・子育て支援事業計画とは

「第3期雲仙市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第3期計画」という。)は、「雲仙市こども計画」と一体的に策定するもので、計画期間は令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の5か年とします。(根拠となる法制度や位置づけについては3~5ページを参照)

第3期計画は、本市における教育・保育施設の適切な提供量を確保することを目的としており、計画期間における就学前児童のうち、認定こども園、保育所(園)の提供する教育・保育サービスが必要な1~3号認定の子どもの人数を算出し、待機児童を出さないよう十分に提供できる教育・保育サービス量を確保するものです。

また、その他の教育・保育に関わる事業である地域子ども・子育て支援事業についても同様に、令和7(2025)年度以降の5年間の利用者数(量の見込み)と、それに見合うサービス提供量(確保の方策)を算出し、本市の子育て環境を整備することを目的としています。

さらに、第3期計画は、本計画の基本理念を共有し、その方向性についても整合を図るものとします。

第2節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画を実施する際に、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件及び現在の教育・保育の利用状況や施設整備状況などの条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。

雲仙市においては、第1期及び第2期計画に引き続き、第3期計画においても、市内の区域や通勤圏、提供区域内での需要調整などを勘案し、放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)のみ市内7地区とし、その他の事業については市内全域を1区域として設定します。

■事業一覧

		取組	区域
保育 教育	特定教育・保育施設	保育所(園)、認定こども園	市内 全域
	特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域 子ども・ 子育て 支援 事業	①利用者支援事業	②地域子育て支援拠点事業	
	③妊婦健康診査事業	④乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤養育支援訪問事業	⑥子育て世帯訪問支援事業	
	⑦児童育成支援拠点事業	⑧親子関係形成支援事業	
	⑨子育て短期支援事業(ショートステイ事業)		
	⑩ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)		
	⑪一時預かり事業	⑫延長保育事業	
	⑬病児保育事業		
	⑭放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)		地区
	⑮産後ケア事業	⑯こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)	市内 全域
	⑰実費徴収に係る補足給付を行う事業	⑱多様な事業者の参入促進・能力活用事業	

第3節 子ども・子育て支援事業計画に関する法制度等の改正

(1) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

子ども・子育て支援法は、「子ども・子育て関連3法」のうちの1つです。令和5（2023）年12月に閣議決定されたこども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、関係する内容を改正する案が令和6（2024）年10月に施行されました。

■ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の概要

「加速化プラン」において実施する具体的な施策

(1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

- 児童手当について、支給期間を中学生までから高校生年代までとする、支給要件のうち所得制限を撤廃する、第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。
- 妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

(2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

- 妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
- 保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。
- 産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- 教育・保育を提供する施設・事業者に経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
- 施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- 児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
- 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

(3) 共働き・共育ての推進

- 両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- 自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

(2) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下、「基本指針」という）は、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項と子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定め、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備や、その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすること等を目的として策定された、いわば子ども・子育て支援事業計画策定のガイドラインです。

同基本指針は、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う必要があることから「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下、「改正法」という）が、第208回国会において成立したもので、令和6（2024）年4月1日に施行されました。

また、この改正法において、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことや家庭センターの設置の努力義務化、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が定めされました。

■ 基本指針の改正の概要

1. 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。
2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。
3. 子どもの権利擁護に関する事項の追加
都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援や子ども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。
4. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針への位置付けを行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定する。
5. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加
児童福祉法等改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定。
6. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針への位置付け等を行う。
7. 産後ケアに関する事業の追加
地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。
8. その他所要の改正
基本指針に規定している計画の更新等を踏まえた所要の改正。

第4節 量の見込みの基本的な考え方と市の将来人口の推計

1 量の見込みの基本的な考え方

量の見込みとは、子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の利用人数の見込みのことです。

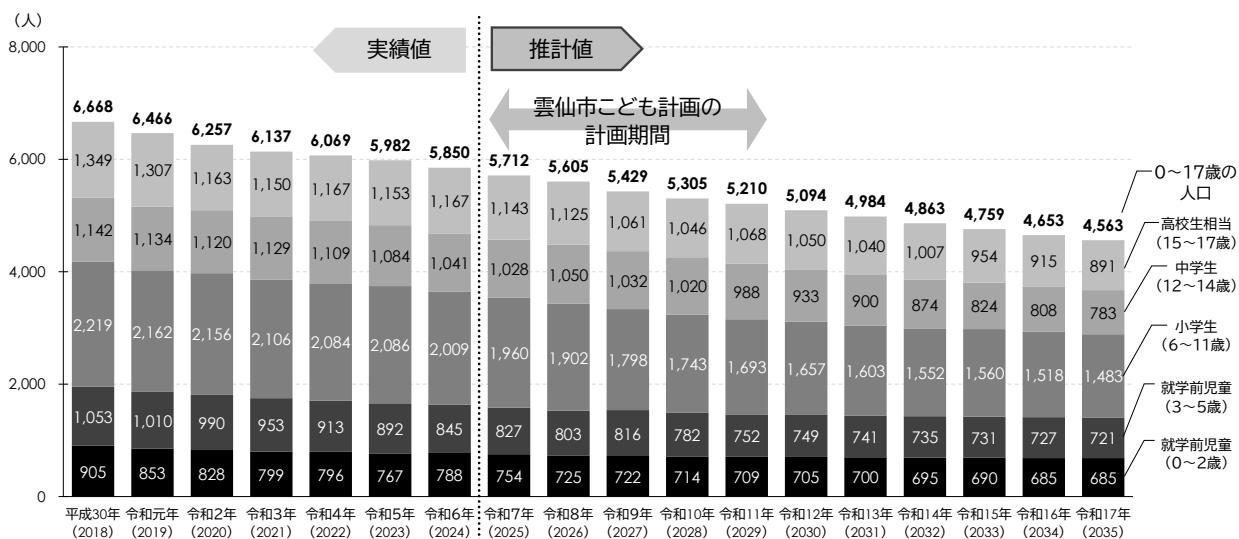
量の見込みの算出方法は、基本的に市の将来人口の推計による各年齢の子どもの数に対して、およそ過去5年間の認定区分の対象となった子どもの人数（実績値）や各種事業の利用者数（実績値）から算出した割合の傾向を把握した上で、今後5年間の認定区分対象者数及び各種事業利用者数の変化の方向を検討しながら設定しました。

2 市の将来人口の推計(住民基本台帳によるコーホート変化率法に基づく推計)

市の将来人口の推計は、既存の市の人口推計結果を踏まえつつ、第3期計画が年齢別の子どもの人数を年度ごとに必要とする特性を考慮し、改めて1歳階級別コーホート変化率法による将来人口推計を算出しました。

なお、9ページに掲載している人口推計は、国勢調査の統計データベースによる社人研推計のため、本推計とは異なる算出方法、算出結果となっています。この推計は、中長期的スパンに適している推計であり、対してコーホート変化率法に基づく本推計は、近い将来の状況を把握することに適している推計であるため、量の見込みの算出においては、本推計を採用しています。

■雲仙市の1歳階級別の0～17歳の子どもの将来人口推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）をもとにしたコーホート変化率法による将来人口推計

第5節 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

1 子どもの認定区分

認定こども園や保育所（園）等の教育・保育施設を利用する子どもの保護者は、居住する市町村へ「子どものための教育・保育給付」を受ける資格があること及び子どもの区分についての認定を申請することとされています。

保護者の申請を受けた市町村が、客観的な基準に基づいて、教育・保育の必要性を認定します。

■認定区分

認定区分	対象年齢	利用先	対象家庭類型
1号認定	3～5歳	・認定こども園(幼稚園部分)	・専業主婦(夫)家庭 ・共働きであるが幼稚園利用の家庭
2号認定	3～5歳	・認定こども園(保育所(園)部分) ・保育所(園)	
3号認定	0～2歳	・認定こども園(保育所(園)部分) ・保育所(園) ・特定地域型保育事業	・共働き家庭

2 子どものための教育・保育給付

認定こども園、保育所（園）を通じた共通の給付である「施設型給付」、及び小規模保育等への給付である「地域型保育給付」があります。教育・保育施設の利用にあたり、「通常教育・保育に要する費用」のうち、「国で定めた利用者負担額」を除く部分を国・長崎県・雲仙市で負担します。

令和元（2019）年10月から、認定こども園、保育所（園）などを利用する3～5歳児及び0～2歳児（住民税非課税世帯）の子どもたちの保育料が無料となっています。

■施設（事業）の類型

施設（事業）の類型	利用先
特定教育・保育施設 (施設型給付)	・認定こども園 ・保育所(園)
特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	・小規模保育(定員:6～19人) ・家庭的保育(定員:5人以下) ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育(事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る)
確認を受けない幼稚園	・施設型給付を受けるための確認を、市から受けない幼稚園 (私学助成の幼稚園)

3 1号認定

満3歳以上的小学校就学前の子どもであって、認定こども園（幼稚園部分）の教育を受ける子どもの認定区分です。

■量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	実績値					計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み	87	87	107	110	104	102	99	100	96	93
1号認定	76	77	97	97	91	89	86	88	84	80
他市町委託分	1	1	1	5	5	5	5	5	5	5
他市町受託分	10	9	9	8	8	8	8	8	7	7
② 確保の内容	96	91	107	125	115	108	105	107	103	99
特別教育・保育施設 (認定こども園)	95	90	105	120	110	103	100	102	98	94
他市町委託分	1	1	2	5	5	5	5	5	5	5
差 (② - ①)	9	4	0	15	11	6	6	7	7	6

■確保の方策

- 施設型給付（認定こども園）については、少子化の傾向を考慮しつつ、将来的に過剰にならないようにします。
- 本市の幼稚園は、すべて認定こども園に移行しており、令和6（2024）年4月1日時点で市内には認定こども園が11園あり、十分な受入体制が整備されています。

4 2号認定

満3歳以上的小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他事由により保育所（園）・認定こども園の保育を必要とする子どもの認定区分です。

■量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	実績値					計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み	912	869	823	823	760	744	722	734	703	676
2号認定	872	826	789	789	722	704	683	694	664	638
他市町委託分	20	20	20	20	20	22	22	22	22	22
他市町受託分	20	23	14	14	18	18	17	17	17	16
② 確保の内容	976	946	911	865	805	787	766	779	747	719
特定教育・保育施設 (保育所(園))	706	685	661	555	525	493	479	487	466	448
特別教育・保育施設 (認定こども園)	250	241	230	290	260	273	265	270	259	249
他市町委託分	20	20	20	20	20	22	22	22	22	22
差 (② - ①)	64	77	88	42	45	43	44	45	44	43

■確保の方策

○施設型給付（保育所（園）・認定こども園）については、少子化の傾向を考慮し、将来的に過剰にならないよう施設数は現状のままとします。

○本市の保育所（園）は、令和6（2024）年4月1日時点で市内に17園あり、3歳から5歳までの保育を必要としている子どもの受入体制は十分に確保されています。今後も、適正な定員の確保を図りながら、引き続き事業を実施します。

5 3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他事由により保育所（園）・認定こども園の保育を必要とする子どもの認定区分です。

■量の見込みと確保の内容

(単位：人)

0歳児保育	実績値					計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み	157	131	151	151	128	157	155	153	153	152
3号認定（0歳児）	138	114	132	135	111	138	136	134	134	133
他市町委託分	13	13	13	10	10	12	12	12	12	12
他市町受託分	6	4	6	6	7	7	7	7	7	7
② 確保の内容	292	287	277	180	180	250	247	244	244	243
特定教育・保育施設 (保育所(園))	228	225	217	110	110	170	168	166	166	165
特別教育・保育施設 (認定こども園)	51	49	47	60	60	68	67	66	66	66
他市町委託分	13	13	13	10	10	12	12	12	12	12
差（② - ①）	135	156	126	29	52	93	92	91	91	91

(単位：人)

1歳児保育	実績値					計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み	247	255	227	201	235	207	210	207	204	204
3号認定（1歳児）	233	240	213	188	217	193	196	193	190	190
他市町委託分	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
他市町受託分	4	5	4	3	8	4	4	4	4	4
② 確保の内容	285	280	272	250	280	239	241	239	235	235
特定教育・保育施設 (保育所(園))	203	200	195	145	165	139	140	139	136	136
特別教育・保育施設 (認定こども園)	72	70	67	95	105	90	91	90	89	89
他市町委託分	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
差（② - ①）	38	25	45	49	45	32	31	32	31	31

(単位：人)

2歳児保育	実績値					計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み	260	265	235	261	235	252	225	228	225	221
3号認定（2歳児）	245	249	220	245	217	236	210	213	210	206
他市町委託分	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
他市町受託分	5	6	5	6	8	6	5	5	5	5
② 確保の内容	295	290	283	270	300	289	260	263	260	256
特定教育・保育施設 (保育所(園))	210	206	201	155	175	191	171	173	171	168
特別教育・保育施設 (認定こども園)	75	74	72	105	115	88	79	80	79	78
他市町委託分	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
差（② - ①）	35	25	48	9	65	37	35	35	35	35

■確保の方策

- 施設型給付（保育所（園）・認定こども園）については、少子化の傾向を考慮し、将来的に過剰にならないよう施設数は現状のままとします。
- 本市の保育所（園）は、令和6（2024）年4月1日時点で市内に17園あり、0歳から2歳までの保育を必要としている子どもの受入体制は十分に確保されています。今後も、適正な定員の確保を図りながら、引き続き事業を実施します。

第6節

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び

確保の方策

国が示す基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めることとされています。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに確保の内容及び実施時期を「確保の方策」として設定します。

1 利用者支援事業

子どもや保護者が、幼稚園や保育所（園）等での教育・保育や、一時預かり等の地域の子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、関係機関と連携して、情報提供や助言・相談等の支援を行う事業です。

基本型	子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するもの
こども家庭センター型	旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から、個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応するもの
妊婦等包括相談支援事業	妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的としたもの

■量の見込みと確保の内容

(単位の考え方：設置か所／単位：か所)

	実績値					見込値 令和6年度 (2024)	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基本型・特定型	1	1	1	1	1	/	/	/	/	/	/
母子保健型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	/	/	/	/	/	1	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	/	/	/	/	/	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基本型・特定型	1	1	1	1	1	/	/	/	/	/	/
母子保健型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	/	/	/	/	/	1	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	/	/	/	/	/	0	0	0	0	0	0
差 (②) - (①)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■量の見込みと確保の内容【妊婦等包括相談支援事業】

(単位の考え方：延べ人数／単位：人日)

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	104	225	254	260	241	243	240	237	236	235
確保の内容	104	225	254	260	241	243	240	237	236	235

■確保の方策

- 子育て支援に対する総合的な相談及び案内を行う利用者支援を実施するため、円滑に利用できる新たな仕組みの構築を検討します。
- 令和6（2024）年度に、こども家庭センターを設置し、専門的職員の配置や総合相談支援体制の整備を実施しています。
- 母子保健型については、本市の状況をみて基本型・特定型で十分対応できていることから、設置の予定はありません。

2 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、乳幼児（0～2歳）のいる子育て中の親子の交流や育児相談、園庭開放、情報提供等を実施する事業です。

■量の見込みと確保の内容

(単位の考え方：延べ利用回／単位：人回)

	実績値					見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	6,498	2,678	3,086	4,069	4,950	4,737	5,263	5,946	6,578	7,224	
確保の内容	6,498	2,678	3,086	4,069	4,950	4,737	5,263	5,946	6,578	7,224	
実施体制（実施か所）	7 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所					

■確保の方策

- 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる身近な場所を提供します。
- 地域子育て支援拠点事業については、既存の5施設を維持します。事業の利用促進にあたっては、広報等を活用し周知の強化を図ります。

3 妊婦健康診査事業

母子保健法に基づく妊婦健診の確実な実施を図るもので、本市においては妊娠中の妊婦健康診査の健診費用を14回分助成しています。

■量の見込みと確保の内容

(単位の考え方：利用者数／単位：人)

	実績値					見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	262	259	237	236	238	240	237	234	233	232	
確保の内容	262	259	237	236	238	240	237	234	233	232	
実施体制	医療機関で実施					医療機関で実施					

■確保の方策

- 母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診券を配布するとともに、医療機関と連携し、妊婦の健康の保持増進が図られるよう推進します。
- 検査項目や実施時期は母子保健法の規定事項に準じて行っており、計画期間中も現行の体制を維持します。

4 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

(単位の考え方：利用者数／単位：人)

	実績値					見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	240	264	262	236	238	240	237	234	233	232	
確保の内容	240	264	262	236	238	240	237	234	233	232	
実施体制	保健師、助産師、母子保健推進員による訪問					保健師、助産師、母子保健推進員による訪問					

■確保の方策

- 現体制での実施を継続します。

5 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業です。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」です。

■量の見込みと確保の内容

(単位の考え方：利用者数／単位：人)

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	17	18	14	12	18	14	14	14	13	13
確保の内容	17	18	14	12	18	14	14	14	13	13
実施体制	保健師等による訪問					保健師等による訪問				

■確保の方策

- 保健師等による訪問を行い、養育者に対し身体的、精神相談・指導を行います。
- 事業の認知度を高めるため、利用者に対する広報活動を推進します。

6 子育て世帯訪問支援事業【新規】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぐ事業です。

■確保の方策

- 令和5（2023）年度まで養育支援訪問事業の家事・育児支援として実施しており、令和4（2022）年の児童福祉法改正により新たに事業として創設されました。
- 引き続き、関係機関と連携し家事・子育て支援が必要な家庭の把握に努めるよう、本市においても、本事業について必要に応じて検討します。

7 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

■確保の方策

- 令和4（2022）年の児童福祉法改正により新たに事業として創設されました。本市においても、本事業について必要に応じて検討していく必要があります。

8 親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

■確保の方策

○令和4（2022）年の児童福祉法改正により新たに事業として創設されました。今後、利用者のニーズに応じて実施を検討します。

9 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、宿泊を伴う保育を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

(単位の考え方：延べ利用人数／単位：人日)

	実績値					見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	0	0	4	0	4	4	4	4	4	3	3
確保の内容	264	264	264	264	264	264	264	264	264	264	264
確保体制（実施か所）	2か所	2か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

■確保の方策

○必要な保護を行う子育て短期支援事業（ショートステイ事業）について、令和6（2024）4月1日時点で長崎県内3か所の児童養護施設で実施しています。

10 ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と、援助を行うことを希望する人（提供会員）、その両方を兼ねる人（両方会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

ここでは、ファミリー・サポート・センター事業のうち、小学生児童を対象とする預かり等について記載しています。

■量の見込みと確保の内容

(単位の考え方：延べ利用人数／単位：人日)

	実績値					見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	4	2	55	125	120	120	120	120	120	120	120
確保の内容	4	2	55	125	120	120	120	120	120	120	120

■確保の方策

○過去実績を参考に、小学生児童を対象に一時預かりを行った件数で需要を見込んでいます。今後は児童人口の減少を考えますが、利用の伸びも考慮して、数値を計画年度中は減少させていません。

○現状の体制を基本にニーズへの対応を行うほか、会員の増加を図っていきます。

11 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった場合等に、乳児または幼児について、保育所（園）等において一時的に預かる事業です。

■量の見込みと確保の内容

(単位の考え方：延べ利用人数／単位：人日)

	実績値					見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	4,825	4,789	4,721	7,130	6,824	6,674	6,478	6,579	6,311	6,075	
幼稚園型	4,091	4,448	4,318	6,710	6,356	6,221	6,041	6,138	5,883	5,657	
幼稚園型以外	734	341	503	420	468	453	438	441	429	419	
確保の内容	4,825	4,789	4,721	7,130	6,824	6,674	6,478	6,579	6,311	6,075	

■確保の方策

○幼稚園型については、保育所（園）から認定こども園への移行が進んでいることもあり、本事業の利用は高い水準で推移しています。

○幼稚園型以外については、保育所（園）、認定こども園への入所（園）が低年齢化し、本事業の利用は低水準で維持しています。

○したがって、令和7（2025）年度以降のニーズに対して、現状の体制で十分対応できるものと考えます。

12 延長保育事業

保育所（園）等の利用者を対象に、保育時間を超えた預かり保育を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

(単位の考え方：利用人数／単位：人)

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	692	700	724	541	625	605	584	588	572	559
確保の内容	692	700	724	541	625	605	584	588	572	559

■確保の方策

○保育時間と連続的に実施される事業であるため、施設の意向に基づき実施します。

○ニーズは確保されていますが、需要があれば時間の拡大等について保育所（園）等と調整を図っていきます。

13 病児保育事業

病気またはその回復期の児童について、家庭での保育が困難な期間、当該児童の一時保育を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

(単位の考え方：利用人数／単位：人)

	実績値					見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	78	99	91	143	81	92	89	86	84	81	
確保の内容	78	99	91	143	81	92	89	86	84	81	

■確保の方策

○令和6(2024)4月1日時点で、市内の適切な箇所への配置と確保量を満たす十分な体制を整備しています。

14 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

就労などの理由で保護者が扈間家庭にいない児童に、放課後や学校休業日に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

本市には市独自の事業として、ミニ学童を保育所（園）で実施しています。地区の実情に応じて子育て世帯は放課後児童クラブとミニ学童を利用しているため、それぞれの量の見込みと確保の内容を設定しています。市全体の量の見込みと確保の内容は、放課後児童クラブ及びミニ学童の合計値です。

■量の見込みと確保の内容（市全体）

(単位の考え方：利用人数／単位：人)

	実績値					計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	514	618	647	596	657	681	643	589	594	582
小学1年生	187	204	232	189	202	224	222	174	210	205
小学2年生	151	176	182	180	175	168	169	168	132	158
小学3年生	98	138	116	124	137	142	118	126	125	98
小学4年生	45	65	77	66	93	93	90	78	83	83
小学5年生	21	25	24	24	34	26	26	25	22	23
小学6年生	12	10	16	13	16	28	18	18	22	15
確保の内容	631	631	631	601	601	665	665	665	665	665
確保体制（実施か所）	19 か所	22 か所	23 か所	21 か所	21 か所					

■量の見込みと確保の内容（地区別）

(単位の考え方：利用人数／単位：人)

国見地区	実績値					計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
放課後児童クラブ										
量の見込み	144	157	160	132	164	165	161	148	148	146
確保の内容	148	148	148	148	148	165	165	165	165	165
実施か所	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
ミニ学童										
量の見込み	25	32	30	37	33	34	34	31	31	31
確保の内容	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
実施か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(単位の考え方：利用人数／単位：人)

瑞穂地区	実績値					計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
放課後児童クラブ										
量の見込み	19	47	49	50	56	64	48	44	48	43
確保の内容	60	60	60	60	60	65	65	65	65	65
実施か所	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
ミニ学童										
量の見込み	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
確保の内容	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
実施か所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

● ● ● 第5章 子ども・子育て支援事業計画 ● ● ●

(単位の考え方：利用人数／単位：人)

吾妻地区	実績値					計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)

放課後児童クラブ

量の見込み	46	44	44	37	40	48	47	43	43	42
確保の内容	65	65	65	65	65	50	50	50	50	50
実施か所	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2

ミニ学童	5	10	50	56	49	58	50	44	46	46
量の見込み	20	20	20	20	20	60	60	60	60	60
確保の内容	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3

(単位の考え方：利用人数／単位：人)

愛野地区	実績値					計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)

放課後児童クラブ

量の見込み	101	103	106	93	104	103	100	93	93	90
確保の内容	80	80	80	80	80	105	105	105	105	105
実施か所	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

ミニ学童

量の見込み	12	13	16	13	20	20	19	17	18	17
確保の内容	45	45	45	45	45	20	20	20	20	20
実施か所	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2

(単位の考え方：利用人数／単位：人)

千々石地区	実績値					計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)

放課後児童クラブ

量の見込み	29	29	32	27	34	31	31	28	28	28
確保の内容	40	40	40	40	40	35	35	35	35	35
実施か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

ミニ学童

量の見込み	22	15	14	12	9	9	8	8	8	8
確保の内容	25	25	25	25	25	10	10	10	10	10
実施か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(単位の考え方：利用人数／単位：人)

小浜地区	実績値					計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)

放課後児童クラブ

量の見込み	83	93	86	95	97	96	95	87	85	87
確保の内容	88	88	88	88	88	100	100	100	100	100
実施か所	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

ミニ学童

量の見込み	28	30	15	—	—	—	—	—	—	—
確保の内容	30	30	30	—	—	—	—	—	—	—
実施か所	2	2	1	—	—	—	—	—	—	—

(単位の考え方：利用人数／単位：人)

南串山地区	実績値					計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
放課後児童クラブ										
量の見込み	-	45	45	44	51	52	50	46	46	43
確保の内容	30	30	30	30	30	55	55	55	55	55
実施か所	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ミニ学童										
量の見込み	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
確保の内容	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実施か所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

■確保の方策

- 令和元（2019）年度に国見町に1か所と瑞穂町に1か所、令和3（2021）年度に南串山町に1か所、新たに設置しました。市内のミニ学童と併せて十分な確保体制が整っています。
- 小学校の施設を活用し、放課後に地域住民との交流や遊び、体験を通して、子どもたちに安全かつ健全な居場所を提供し、自主性や社会性を育む事業である「放課後子ども教室事業」の導入について検討します。
- 『新・放課後子ども総合プラン』を引き継いだ『放課後児童対策パッケージ』に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型の施設で待機児童解消を推進します。また、小学校区で両事業を一体的にあるいは連携して実施し、今後の両事業実施においては学校施設の徹底的な活用に努めます。
- 発達障がいのある子どもなど、特別な支援が必要となる児童への対応については、放課後等デイサービスと併せた利用などを検討します。

15 産後ケア事業【新規】

産後の母子に対し、助産師等の専門職が心身のケア、授乳や相談等の育児支援を行う事業で、委託助産院等で行う「宿泊（ショートステイ）型」、「通所（デイケア）型」、「訪問型」から、希望により計7日間の利用が可能です。

■量の見込みと確保の内容

(単位の考え方：利用人数／単位：人)

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	80	166	128	160	147	148	146	144	144	143
確保の内容	80	166	128	160	147	148	146	144	144	143

※実績値については、令和6年度まで母子保健衛生費国庫補助事業として実施した値。

■確保の方策

○本市では、少子化の中にあっても利用ニーズの高まりを見据えて、医療機関等との連携体制の構築を図りながら、引き続き提供体制を確保していきます。

16 こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)【新規】

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

■量の見込みと確保の内容

(単位の考え方：利用人数／単位：人日)

	実績値					見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	/	/	/	/	/	7	7	7	7	7	7
0歳児	/	/	/	/	/	3	3	3	3	3	3
1歳児	/	/	/	/	/	2	2	2	2	2	2
2歳児	/	/	/	/	/	2	2	2	2	2	2
確保の内容	/	/	/	/	/	7	7	7	7	7	7
0歳児	/	/	/	/	/	3	3	3	3	3	3
1歳児	/	/	/	/	/	2	2	2	2	2	2
2歳児	/	/	/	/	/	2	2	2	2	2	2

※なお、令和8（2026）年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられます。

■確保の方策

○令和8（2026）年度の給付制度化に向け、計画期間中に課題等を把握し、整備を進めています。

17 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育所（園）・認定こども園等の保育料については、国が定める水準に基づいて各市町村が利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては、教育・保育に係る日用品、文房具その他物品の購入に要する費用、行事への参加費用等について、保護者から実費徴収を行うことが想定されます。

本事業は、施設が実費徴収を行う際に、保護者の世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当した場合には、負担軽減を図るために助成を行う事業です。

■確保の方策

- 保育所（園）の保育料は、国が定める公定価格をもとに各市町村が条例等により利用者負担額を設定することとなっています。ただし、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。
- 本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。
- 雲仙市においては、財源の確保等を踏まえて、事業の実施を検討していくこととします。

18 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受皿拡大や「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所（園）、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

■確保の方策

- すでに民間による教育・保育の実施体制となっている本市においては、民間事業者の新規参入は地域ごとの事情や既存施設との共存の面から、一律の方針で論じることは現実的ではないと思われます。
- 一方、特定地域型保育事業にあたる「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」等は、今後、新規参入や新規事業の立ち上げの可能性も考えられます。
- 雲仙市においては、事業者の主体性を尊重しつつ、多様な事業者の参入について本事業の活用を検討していくこととします。
- 新規事業者の参入にあたっては質的な担保も重要であり、第三者評価、保護者による評価をはじめとするチェック体制づくりなど、サービスの質的向上を図る市の対応も必要になると考えます。

第7節 その他の基本的な取組

1 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

1 世帯あたり人員の減少や保護者の就労形態の変化等により、子どもを取り巻く環境は大きく変わってきています。また、子どもの人口は減少が続いているが、幼児期の教育・保育に対するニーズは多様化しています。

認定こども園、保育所（園）などにおける一時的な預かりなど、多様なニーズに対応できる体制の確保が求められるため、引き続き、認定こども園、保育所（園）による教育・保育の提供体制について、総合的な充実を図る必要があります。

幼児期の教育・保育は、生涯の人格形成の基礎を培うために極めて重要であり、各施設がこれまで培ってきた知識・技能をいかしながら、子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供していきます。

また、認定こども園、保育所（園）においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針等についての理解を深めるとともに、認定こども園、保育所（園）と小学校との連携・交流を推進するため、連携・交流事例に関する情報提供や、連携を図るために環境づくりを進めています。

2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元（2019）年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、主に従来型の幼稚園や認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

本市における子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しながら、支給方法について公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

第6章 計画の推進体制

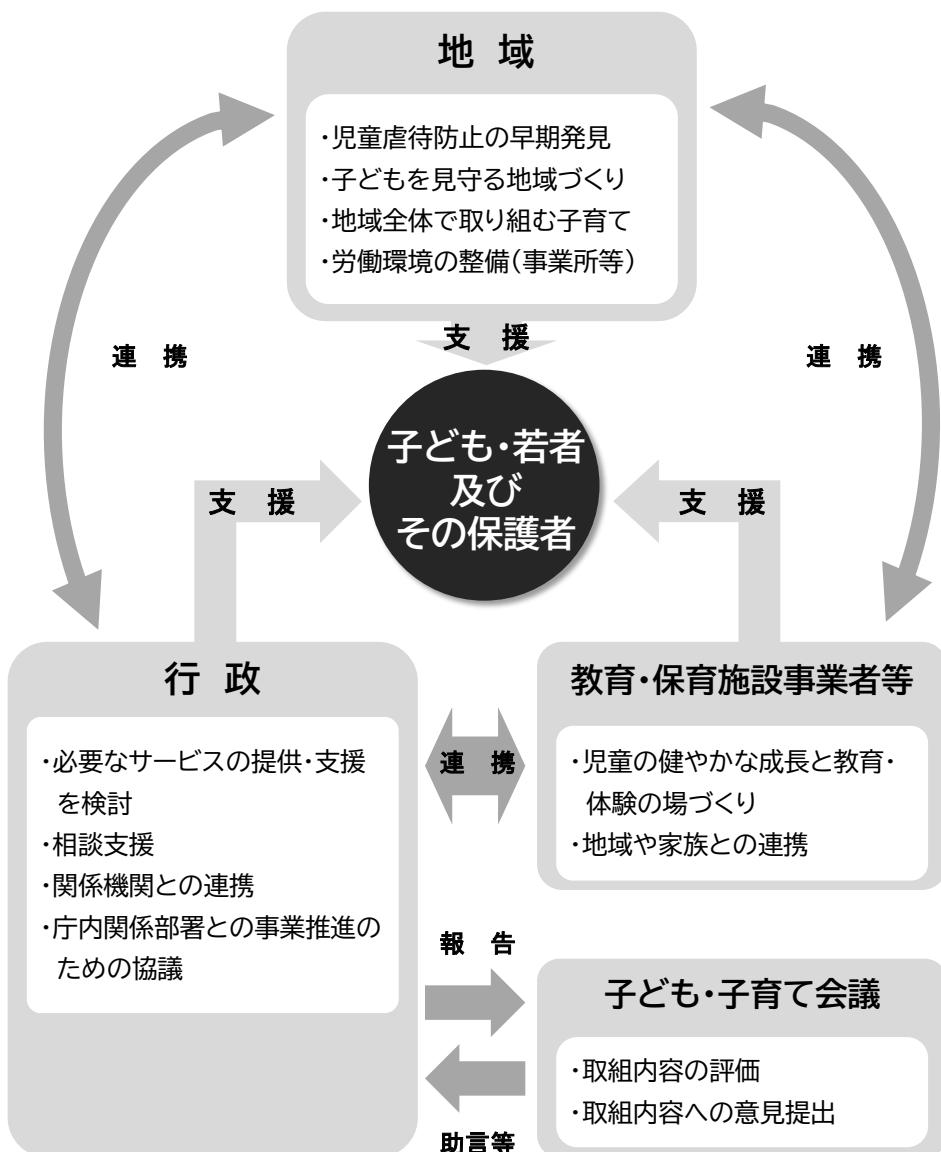
第1節 地域及び関係機関等との連携

本計画の基本理念「すべての子どもから若者が安心して育ち、暮らせるまちづくり 地域全体で助け合い、支え合う親と家族に優しい地域づくり」の実現のためには、行政だけでなく、市民、地域、事業者などの関係者（機関）が互いに協力し、本市の子ども・子育て支援施策を進めていく必要があります。

本計画の推進にあたっては、関係者（機関）や学識経験者、教育・保育・医療などの子ども・子育て支援に従事する方、子育て当事者である保護者などで構成する「雲仙市子ども・子育て会議」での意見を聞きながら進めています。

また、地域で活動する市民への支援などを通して、本市の子ども・子育て支援を推進する人材の育成にも取り組むとともに、地域で活動する団体との連携を深め、団体同士の交流を促進するなど、地域でのサポート体制を強化していきます。

■本計画の推進体制図

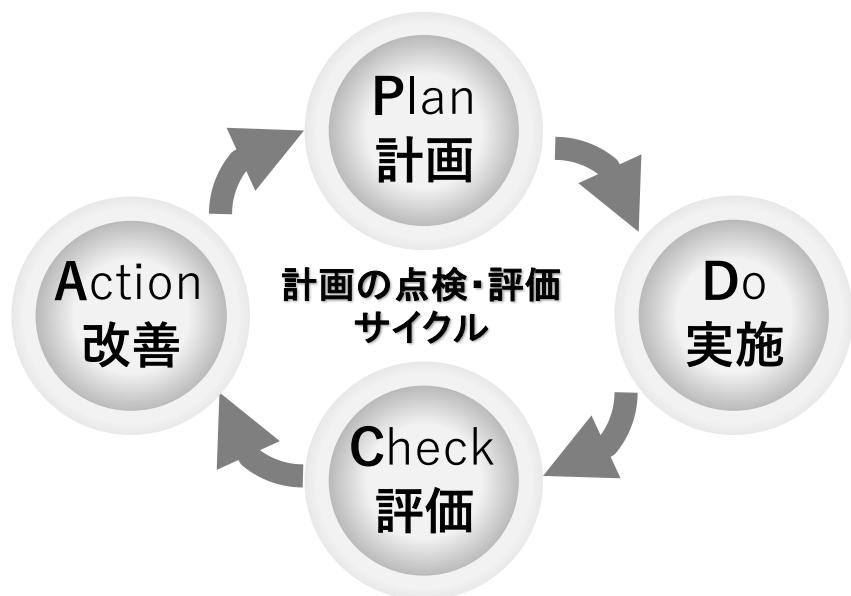


第2節 計画の進捗状況の点検・評価

本計画の進捗状況については、定期的に点検・評価することが重要です。そのため、計画策定後も適切に進行管理を行うにあたり、計画を立案し（Plan）、実施する（Do）ことはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を構築します。

また、計画の進捗状況について、「雲仙市子ども・子育て会議」において年度ごとに点検・評価を行います。

■PDCAサイクルによる計画の推進イメージ



資料編

資料 1 雲仙市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日

条例第 17 号

改正 平成 27 年 12 月 25 日条例第 17 号

(目的)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条の規定に基づき、本市における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図り、子どもの健やかな成長に資するため、雲仙市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)その他の子どもに関する法令による施策について、市長の諮問に応じ調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項の事務及び施策に関し、必要に応じ市長に建議することができる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市内に住所を有する者

3 市長は、前項第 5 号に規定する委員を任命しようとするときは、公募を行うものとする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

6 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長をそれぞれ 1 人ずつ置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子ども支援課において処理する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行後最初の会議の招集は、市長が行うものとする。

(雲仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 雲仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年雲仙市条例第34号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則(平成27年12月25日条例第17号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日条例第4号)抄

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

敬称略 会長：◎

委員区分	氏名	所 属
学識経験者	◎ 岩永 秀徳	鎮西学院大学 地域・産学連携推進センターアドバイザー
子ども関係団体	田中 省三	雲仙市民生委員児童委員協議会
	松山 弥生	雲仙市母子保健推進員
子ども・子育て支援に従事する者	八洲 秀賢	雲仙市保育会 和光幼児園
	隈部 徹龍	雲仙市保育会 お寺の中央こども園
	吉田 毅	認定こども園くにみ幼稚園
	峰添 奈津子	雲仙市校長会 大正小学校
	植木 小由美	学校法人みどり学園 子育て支援センターピヨちゃんクラブ
子どもの保護者	伊藤 愛	雲仙市PTA連合会
	大川 誠	ひじくろこども園 保護者会
	牟田 あずさ	認定こども園小さき花の幼稚園 保護者会
市民	宮崎 亜喜	市民公募委員

資料3 計画の策定経過

年度	月 日	主な検討事項等
令和5年度 (2023)	11月20日(月)	令和5年度第1回 雲仙市子ども・子育て会議 【議事】 雲仙市こども計画策定について ・計画の概要について ・計画のスケジュールについて ・アンケート調査について
	2月1日(木)～ 2月13日(火)	●雲仙市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施 (対象：就学前児童保護者、小学生保護者)
	3月28日(木)	令和5年度第2回 雲仙市子ども・子育て会議 【議事】 (1) 雲仙市こども計画策定について ・ニーズ調査の結果について (2) 市内保育所・認定こども園の利用定員の設定について
令和6年度 (2024)	9月	●こどもアンケート調査(県主導) (対象：市内の小中学校に通う児童生徒)
	10月	●施設等ヒアリング調査の実施 (対象：相談支援事業所等)
	10月2日(水)	令和6年度第1回 雲仙市子ども・子育て会議 【議事】 雲仙市こども計画策定について ・雲仙市の現状と傾向、課題の整理について ・計画の基本的な方向性について
	11月	●施設等アンケート調査の実施 (対象：認定こども園、保育所(園)、学童)
	2月10日(月)	令和6年度第2回 雲仙市子ども・子育て会議 【議事】 雲仙市こども計画策定について ・雲仙市こども計画の素案について
	2月24日(月)～ 3月10日(月)	パブリックコメントの実施
	3月25日(火)	令和6年度第3回 雲仙市子ども・子育て会議 【議事】 (1) 雲仙市こども計画策定について ・パブリックコメントの実施結果について ・雲仙市こども計画の案について (2) 市内保育所・認定こども園の利用定員の設定について

雲仙市こども計画

令和7（2025）年3月

発行・編集 雲仙市福祉事務所 子ども支援課
〒854-0492
雲仙市千々石町戊 582 番地
TEL : 0957-47-7874 FAX : 0957-36-8900
